

と、馬文升の政見は、僅に東西連絡の靈活を計りしに過ぎざりしが、鄧玉は、更らに進みて、邊牆の弊處を、根底より改革せむと試みたるものなり。乃ち、今の西邊をとりて、一併に前展せしめ、遼河套を占據して、吾内地となさんと企てしに外ならず。此説の、當時にありて、識者を首肯せしめしは、いふをまたず、恐らくは、一般世人を警惕するの多かりしならん。鄧玉が、斯かる意見を公にししより、約そ九年の後、弘治六年四九三二月に至り、巡撫山東監察御史李善は、遼東邊事に關する意見書を提出せり。此の政見は、明代を通じて、遼東の事情を談するものの、必ず援いて論證をなししもの、最も能く、該時代の政治家の對邊意見を窺知すべし。大意にいふ

臣、遼陽及び開原に至りて、故老を詢及するに、彼等は皆いふ、宣徳の年間遼東に邊牆なかりし時、唯だ瞭望を嚴にし、烽燧を遠きに置きたれば、海運は、直に遼陽鐵嶺に通じ、以て開原に達しき。開原城の西に、老米灣といへるあり。又た舊行の陸路は、廣寧より、直に開原に至るに、三百餘里にすぎず。前年、邊外の荒地を燒きたるとき、東西の兵馬、禁盤山の地方に會合し、それより東北して開原に近き平頂山に至りたり。その中間に、顯州の廢城あり。肥饒の地、萬頃に下らず。案するに、畢恭の邊牆を立てし後、此等の土地を境外に置きたり。爾來三衛の夷人、肆意に南侵し、漸くにして遼河套等の處

に入り、牧畜に托して、潜行し、隙を伺ひて入寇したれば、邊牆の害を爲すこと、昔時よりも甚し。且つ現在の邊牆に沿ひたる地方は、多く平漫にて、土脈は鹹鹵す。逐年春秋に、人夫四五萬名を徵集して、費すところの糧餉萬石に上ばれども、邊防に益なきのみか、徒らに人力を勞するに過ぎず。最初の計畫の恃むところは、遼河を險となせばなり。然るに、夏早には水淺く、敵の騎兵は、渡るを得べし。冬寒には水凍りて、坦途を履むが如し。人畜を抄掠し、敢て耕作せしめず。遂に田野荒蕪し、邊儲虛耗するに至りにき。又た、地方の糧儲の不足なるよりして、北京よりの轉運を仰ぐに、現今の道路は、遼河に隔阻せらる。加之、盤山より牛庄に低るの地の低窪なるより、雨量較多ければ、水潦泛溢して、旅行者は阻隔せらる。萬一、開原に警ありとも、錦州、義州及び廣寧の兵何を以て應援せむや。且つ遼東は、一方に孤懸して、女直、蒙古及漢人は、雜居せり。遼河の守失はるれば、遼陽支えず。遼陽支えざれば、畿輔の地、豈能く宴然たらむや。臣の慮ここに及びて、之れが爲めに寒心せざる能はず。計るに、今舊路を開復せば、墩空、城堡及び瞭守の官軍、往來の道里は、三分の二を減すべく、其山澤の利、舟楫の便、及び肥饒の田は、勝けて言ふべからざらむ。又、形勢の大略をいは、錦州、義州を西路となし、廣寧を中路となし、遼陽を東路となし、開原を北路とす。遼近を酌量し、聲勢を聯絡し、

隨機應變、彼此相援すれば、常山の蛇の首尾相應することく、邊疆は、盤石の安に擬すべし。

と、李善の政見は、西邊の凹字形より来る禍害を洞察し、廣寧よりして直に開原の西北に至るの舊路を回復して、邊牆を西方に展出せむとなししものなれば、若しこの政見にして實行されしならむには、今の新民府の疆域、法庫廳の一部は、收めて遼東の内地に入りしものと知られたり。惜しいかな、此建築は、兵力の寡單なるよりして、遂に所謂卓上の空論たるに止り、豊沃なる遼河の右岸一帯は、遂に開拓するに至らざりき。^(二)遼河水道の、敵前に暴露せしは、交通機關の喪失を意味す。豈唯に然るのみならんや、商事、農稼、共に著しき影響を受け、兵事上の根本的遺算は、此の退守政策を繞りて、簇出しぬ。約するに、明の遼東は、西方の備邊に疲かれ、東邊の外敵は、之れに乗じて起ち、遂に其全疆域を敵手に委ねたり。^(三)

(二)遼東志^七卷 李善の奏議に曰く

切見遼東邊事疲敝、臣至遼陽開原、詢及故老、皆云宣德年間、本鎮初無邊牆時、唯嚴瞭望、邊烽墩、海運直通遼陽、鐵嶺以達開原、故開原城西有曰老米灣者、又舊行陸路、自廣寧直抵開原三百餘里、先年燒荒、東西兵馬會合、茶盤山、東北至開原平頂山、中有顯州廢城、遼之中京、肥饒之地、不下萬頃、自舉恭立邊後、置境外、邇

來三衛夷人、肆意南侵、漸入豬兒山、老虎林、遼河套等處、假牧潛行、伺隙入寇、邊方爲害甚于昔時、且沿邊地多平漫、土脈鹹鹵、邇年春秋、徵夫四五萬、糧餉萬石、無益邊防、徒勞人力、初計所恃者、遼水爲險也、夏旱水淺、虜騎可涉、冬寒冰凍、如履坦途、抄掠人畜、不敢耕牧、遂致田野荒蕪、邊備虛耗、仰給京運、見今道路隔阻、遼河又兼盤山、牛庄、低窪、天雨連綿、水輒泛溢、行旅阻隔、萬一開原有警、錦義廣寧之兵、何以應援、且遼東孤懸一方、番漢雜處、遼河失守、則遼陽不支、遼陽不支、畿輔之地、豈能安然也哉、臣慮及此、不能不爲之寒心也、計今開復舊路、墩空城、瞭守官軍、往來道里、可減三之二、其山澤之利、舟楫之便、肥饒之田、豈勝言哉、又以形勢大略言、則錦義爲西路、廣寧爲中路、遼陽爲東路、開原爲北路、酌量遠近、聯絡聲勢、隨機應變、彼此相援、誠如常山之蛇、首尾相應、邊疆可擬盤石矣、一原設各城、沿邊墩臺、自廣寧起、至開原平頂山止、延袤八百餘里、該牆一十四萬四千丈、墩臺二百六十五坐、瞭守官軍一千五百四員、名若以新展垣牆算過三百餘里、共牆五萬四千丈、沿邊該設墩臺每二里立墩一座、共臺一百五十坐、大臺五十坐、小臺一百座、餘下墩臺一百十五坐、一開原地方平頂山墩起、至廣寧地方茶盤山墩止、沿邊按馬營堡二十處、共操守馬步官軍舍餘四千一百八十一員、名、一今新展城堡、止用五坐、立二所、站腰脚臺四坐。

(三)明政統宗^三 弘治六年二月の條に、遼東の邊牆を築くといひ、次に李善の疏の一斑を附載して、その末尾に「朝廷は之れに従へり」との一句を記しあれど、こは全く錯れり。皇明實錄によれば、李善の奏疏は「所司をして知らしむ」とのみありて、何等施行せしよし見えず。却りて、全遼志^四の李善が傳に依れば、下の如くに記載せらる。いふ、廣寧より開原の遼海に至るに、周折七百餘里、もし直徑を計れ

ば三百里に過ぎず、省かるべき兵食は、年に數十萬を計ふべし。李善即ち工程を量りて上疏せるも、今に至るまで能く此志を成すもの無しと。知るべし、此政見は遂に實施するに及ばざりしことを、更に全遼志^{五卷}に據れば、嘉靖年間に於て、鑿用郷及び吳希孟の兩名の朝鮮國に使用しける折りの復奏によれば、下の如く論議しあり。いふ、遼東地方を訪査せるに、廣寧より開原に至るに、舊陸路ありたり、其行程三百餘里に過ぎず。洪武、永樂の年代には、海運によれる邊備の船隻は、直に開原に抵りたり。今の開原城の西に、老米灣と稱するところ、即ち是なり。正統年間、始めて邊疆を立てしが、其位置たる遼河の内邊にて、灣曲したる地方に、壘を築き墩を設けたり。その延長を八百餘里となす。斯かりしより遂に遼河套の利をとつて、域外に遺棄し以て寇賊の資となしぬ。達旦の賊は、肆に南侵し遼東の内地に入り、諸墩臺の守備兵は、瞻顧して支へず。私かに謂ふに、廣寧より開原に至るの舊路は、宜ろしく時を相て修築すべし。これ八百里の牆垣を守るの兵を以て、三百里の地を守るもの、地形も簡、守備も專、地に餘あり、人に餘財あり、兵に餘勇あり、これ策の上者なりと。此上奏は、李善の政見を鑿踏ししこと論なし。吾人は、明朝の初期に、兵を黒龍江、松花江等に發遣ししとき、兵食の運輸の、遼河水道に由れることを知れり。今の牛庄城の對岸の三岔河附近は、海船の輻湊せる地方にて、これより別に積易へせられしや、明かならざれど、大方の船舶は、遼河を溯りて開原の老米灣に抵れるべし。老米灣の位置は、詳かならず。然ども大約そ今の英守屯附近を指せり。當時船舶の通ぜしところは、此地より尙ほ以東北にまで進みしなるべし。吾人の知るところにては、遼河の水

質たる、極めて混濁にして、佗の黄河、白河と擇ふところを見ず。水量の増減は甚だしく、七八月を最多とし、春季解氷の後、これに次ぐ。六、十一月は最も減水し、往々民船の航行を阻害することあり。且つ出水の時は、夥多しく泥沙を流下して、河床爲めに一變す。航路を變ゆること再四なり。遼東の野は、從來此の水運によりて、大市場遼陽、奉天、鐵嶺、開原、通江口、營口を現出せしめたるは事實なり。現在船舶の種類を考ふるに、下流營口、三岔河間は汽船の往來あり。七八十石より一百二十の積載にて吃水約そ三四尺、長四五丈程の槽子船は、水量大なる時、開原以北に至ることありといふ。遼河の支流太子河にては、八十石積の牛子船の出入稀れならず。明の政治家の遼河水道に腐心したること宜なりと謂つべし。

□ 東 邊

東方の邊疆は、西邊に比して、著しき展退あり。就中、清河城の以南、鴨綠江口の以北にありて、其の著しかりしを悟るべし。吾人は、先づ、明初遼東の東界を比定せざるを得ず。洪武及び永樂の盛時に於て、明國の隆勢は、遠く東北、豆滿江地方にも及びしかど、その確實に明朝の領土に歸し、支那の本部と殆ど同一の政治機關を施ししは、遼東都司の管掌せる疆域に止まりぬ。その西邊の遼河によりて限られしは、前に叙説したるが如し。東邊は、いかにといふに、東北は、撫順關、清河城の一帶に盡き、東南は、連山關を限となす。

連山關以南の土地には、尙多少の村落もありしことなるべけれど、それ等は、寧ろ朝鮮來使の朝貢に充てたる驛站の設備に過ぎず。但だ、遼陽に於ける東寧衛は、連山關及清河城以外の地を掌りて、人參を採集するを例とせり。然れども、これ果た明廷の行政區域となしたるにもあらずして、事實は寧ろ女直の此地方にありて、主に耕獵に従ひ居れる形迹を認むべし。吾人は、斯かる状態の、正統及景泰西紀一四三六—一四六四に互りて、持續せられしを想像す。景泰元年四五一〇明の倪謙の遼東を出て、東、朝鮮に使したるの日記あり、名けて朝鮮記事といふ。此日記の示すところによれば、大意下の如し。

景泰元年正月十日。遼東を發す。時に、遼陽の都司は、東寧衛の指揮一名、百戸四名に軍馬二百匹を率ゐしめて護送す。鎮守御史李純、巡按御史劉孜、左都督守遼都司等、何れも城を出でて宴餞しぬ。由來、遼東より鴨綠江に至るには、八站あり。今は廢す。護送の官員は、帳房を齎らして隨行せり。高麗街頭館站、車嶺を経て、浪子山に至りて人家に宿す。十一日。浪子山より發程し、背陰山盤道嶺を過ぎ、辛寨に至りて宿す。十二日。辛寨より發程。高嶺より東山關の口に至りて宿す。東關は、華夷の界限に係れり。

此日記に東山關とあるは、遼陽よりの行程を案じて、今の連山關に相當するものなるを知る。東山とは、土稱にもや。今日にても、遼東の人々は、鴨綠江の上流を指して、東山といふ。倪謙は、この地に至りて、華夷即ち中外の界限に係るといへり。彼の日記を目前に、文人の弄筆といふは、當らず。明代に於て、此邊關をば、邊界と記したるは、呼爲卿が遼陽副總兵題名記にも、我成祖の都を北に立てしより、遼東は、遂に東北の巨鎮となりぬ。景泰年間、外寇頻りに至り、遼陽は河によりて邊牆を設けぬ。舊邊は、東、連山關に止る、今は、驪陽等の諸城ありて、千里の險を扼守せりとあり。こは、明らかに、明初に於いて連山關を限りて邊となしたることを證す。東山關の地たる、大摩天嶺の起伏する險隘に係り、鴨綠江と遼河との一大分水嶺を劃する地方なれば、之を以て境界となせしこと、さもありぬべし。概言するに、明の遼東を得てしより、約そ八十年間は、東南僅に八十清里の地に盡き、東北は二百五十清里の清河城に抵りて止まりしものに過ぎず。然り而して、當時何等邊牆の設けとては、視るを得ずして、通路の要地に、それ〴〵關門を置きしに止るべし。連山關の如き、全く獨立して築設せられしものと、解すべきなり。

成化三年以降、始めて邊牆を築設せし事由は、前に叙説しぬ。此役の動機たる、女眞の侵略に耐えずして、出師したるものなるべけれど、又幾分遼東都司の該方面を開拓せむと企てたる希望に伴はずといふべからず。此戰役は、明の勝利に歸したれば、遼陽の東、

三百六十清里の地に在る鳳凰山迄で、確實に領有することを得たり。乃ち明の遼東都司の東邊は、従前に比して、殆ど二倍の疆域を收め居たるものと察知せらる。然れども、茲に注意すべきは、新邊と舊邊との中間、乃ち連山關より鳳凰山に至るの地は、極めて磽确、極めて薄瘠、何等耕作の餘力を存せざること、是れ也。吾人は、此戰役の結果として、明の政治家が、此一帯の地形を收めて、女眞に對する、第一防禦線を劃したるを、妥當とす。然れども、兵要上の防禦地としての價値の十分なりしだけ、當時兵政の一として採用せられたりし屯田軍の便に遠かるの病なくんばあらず。蓋し遼東に於いて、屯田の兵政を採りしは、永樂帝の以後に係るが如く、此制度の精神は、一面兵を農に寓せむとする支那古代の政策に基き、一面糧餉を充實せしめ、以て國家の負擔を輕減せむとの思慮に出づ。かかれば、豐沃の土地に於て、兵丁を招集するは、事容易なれど、薄瘠の谷地に、兵丁を移さんは、種々の障害に逢着するを免れず。成化三年四一七十二月、李秉が上奏したる政見の一條に、蓋州復州及び廣寧右屯衛の中より鳳凰山の關隘を成るべき兵卒を摘發せしも、人情は土に安んじて遷ること、を重じ、多く樂從せずとあり。天啓元年四二一遼東經略熊廷弼の友人に與へたる書は、最も能く該地方の事情を悉くしあり。いふ

遼東の山脈たる、東北は長白山より發し、西南、旅順海口に至りて止まれり、而して、此山

脈の一路は、枝脈を分出して、峪地を形成す、每峪に一河あり。水は淙然として流れ、石は齒々として出で、屯田すべからず。居民は山に依りて住み、山を空りて耕種す。今年は此一塊を空り、地力盡くれば、又た別塊を耕す。願ふに安ぞ空地を得んや。

と、此説明によりて、李秉が疏の眞情を悟了するを得べし。果して然らば、此方面に於て、多少の經路を施さんとする、まさに、如何か救済の方法を探らざるを得ず、これ蓋し遼東都司の久しきに互りたる宿題なりしことと想像す。鴨綠江西岸なる沃土の開拓は、斯くして要求せらる。

(二)皇明經世文編卷四 八一

鴨綠江の下流、今の安東縣附近の、漢人によりて耕されしは、蓋、嘉靖三年四二四前後に始るべし。案するに、成化三年以降に築造せられたる邊牆の南端は、鳳凰山附近にて止まりたり。而して、今の九連城に、江沿臺堡を置きしことは、嘉靖二十五年四四一に始まり、これより以前は、湯姑堡を以て限となす。此の堡の創建は、年時明かならず。然ども、成化十六年四八〇の前後を越えざるは、知るを得べし。鴨綠江下流の沃土の、多數明人に知れ渡りしは、大凡そこの時代に、窺まりぬ、而して該堡の創置は、蓋し之を導きたるものと判知し得べし。熊廷弼が、遼東東邊の地界を勘査したる疏(三)の一節に、此事を記して曰

嘉靖十六年以前に、鴨綠江の西、湯姑堡の東北、九連城の南北、順江一帶には、遼東人と朝鮮人と、雜住交通したりしが、後、朝鮮國御史の請求によりて、軍民はここに在りて住種するを禁じ、朝鮮の民にも江を越ゆるを許さざりき。かかりしかど、後皆な我國人の住種に歸したり。鎮江城の九連城址に建設せられしは、この結果に外ならずと。吾人は、此等の事實に基きて、明の遼東都司の鴨綠江沿岸を開拓せんとするの意志の、久しきより懷抱せられしを推測すべし。萬曆元年西紀一五七三參將李成梁は、巡撫張學顔と謀りて、遂に此の計畫を遂行せり。之を寬甸六堡の徒築となす。

(二)全邊畧記卷一 裨官雜記

寬甸とは、今の修家江の南、鳳凰城の東にて、鴨綠江に接したる地方を稱す。張學顔の遼東善後處分によりて察すれば、嘉靖二十五年西紀一五五六に築設せられたる險山堡の所轄疆域が、曠莫に過ぎ、建州女直の寬甸地方を根據地として、邊牆を犯すを禦する能はず。そは、嘉靖四十四年西紀一五六五より以降、歷年の被害にて、徴すべし。かかれば、寧ろ邊牆を前展し、敵の根據地を占領して、屯田を行ふに若かじと決したるにて、當時精銳の家丁を養へる李成梁と力を併はせ、敵を寬甸以外の地に驅除し、以て、六堡を建造したり。六堡とは、寬甸、長甸、永甸、大甸、新甸及び張其哈刺甸をいふ。而して建造の順序は、從來沿邊の六

堡をば上の六甸に徒築したるものと考へらる。例へば、險山堡を寬甸に、孤山堡を張其哈刺甸に徙したるが如し。皇明從信錄卷三に此事を記して、李成梁の邊界を展へて、寬甸等の堡を築設したるや、其地北は王泉の部落に、東は王兀堂の部落に隣れり。饒陽を距ること二百里、其の十岔口、寬甸堡を修築せるとき、張學顔往いて視察せしが、王兀堂等の數十人は、何れも跪きて、塞道を修め、内地に射獵せざるべきを誓ひ、鹽布を貿易せんことを請へり。張學顔因りて米布猪鹽を貿易せんことを上疏して、許可を得たりき。市税は、女直人の撫賞に充つ。これより開原以南、撫順、清河、饒陽、寬甸に市場あり。凡て明の約束に従へり」とあり。吾人は、此等の事實に基きて、岷廠以南、鴨綠江の江沿臺に至る一帶の邊牆には、著しき移動を興へたりと思考す。李成梁が、當時の記録には、邊牆を築設したることをいはず。然れども、東夷考略の附圖、及び籌邊碩畫の附圖を檢するに、寬甸堡城、大奠堡及び長奠堡城等の六堡は、擧げて邊牆の中に在り、而してそれらの邊牆の一部には、通夷關と稱する通路あるを見れば、吾人の想像は、錯らすとすべし。かかりしは、成化三年に、第一次の展邊を行へしより、約そ百年にして、更に第二次の展邊を行へしものにて、其東邊は、修家江の右岸に近く到達せりと視るを得ん、但だ六堡の一たる孤山堡の移築のみは、工程を完結したりや、稍、覺束なし。明の記録によれば、萬曆三十年西紀一六一

二〇前後に至りて、六堡の戸数は著しく増加し、總數六萬餘戸に上りたりといふ。明は、果して能く此沃土を維持し、強壓を建州女直の部落に加ふるを得たりし歟、此等は別に興味ある問題たるべし。

(三)皇明經世文編^{卷三}遼東善後處分疏の大意は下の如し。曰はく、寬甸の地たる、土脈肥美なり。臣、前遼總督楊兆總兵官李成梁と會見して議したるには、敵を禦くには、人民を保收するを上策とし、邊地を守るには、城堡を家となす。但だ此等の事は、着手するの容易にして、實績を擧ぐるは難し。前人の成績を補修するは容易にして、創業は難し。内地にて容易なれども、臨敵の地は尤も難し。若し進みて敵地を奪ひ、村疆を展拓し、敵の通路を遮斷して、其地に城堡を創立せむとするに至りては、難事の中の難事たりとす。險山等の舊堡は、嘉靖四十二年よりして、參將を添設し、兵數を増加したれども、其位地は内地に在りて、邊を去ること甚だ遠し。然るに、建州の女直人は、毎年戸口を増殖し、兵力強悍なり。既に十岔口に據りて出入の路となし、又た寬甸子を占據して射獵の區となせり。我れの兵馬は、敢て邊を出でず、夜間斥候も亦た哨を出さず。かかりしかば、王某等の部は、北に肆掠し、王兀堂阿任古准塔等の部は、東に肆掠せり。嘉靖四十四年十一月には、十岔口より侵入して、酒馬吉堡を陥れ、同四十五年二月には、十岔口より、雙陽堡等を進擄し、同じき四年八月には、大柞口より、江沿等の地に侵入せり。此、柞草河等の堡の如き、人民及畜類の擄掠せられしもの數を悉くし難し。然る

に、險山は、土地の廣き割合に兵數寡く、廣寧及遼陽の兵馬は、一時急援に難し。若し蠶食に一任せば、雙陽の附近は、將來無人の境となりぬべし。且つ邊内の地たる、砂磧不毛にて、兵卒の逃亡相接する有様にてあれば、現狀を持續して數年を経ば、殆ど收拾すべからざるに終らむとす。總兵官李成梁は、かつて險山の參將に任ぜられしとき、此弊を看破し、即ち各堡をば、寬甸子、十岔口に展移せんとせしや、當時上下疑畏して行はれず。萬曆元年に至り、始めて朝命を奉じ、險山等の六堡を寬甸子及十岔口等の處に移建することに決したり。但だ此地たる、周圍に山林あり、中間を寬平膏腴とす。邊牆外二百里に在りて、女直人の必争の地に係れり。かかれば、工事を創めむとしたる時に、或るものは、敵、雙陽を攻めむとすといひ、或るものは、敵、遼陽に入らむとすといひ、女直人の積憤を引き起したるは事實とするも、我れの邊地の人は、邊役を苦とし、終に怨言を出し、遼東の文武各官とても、勞を憚りて多方に訕謫し、軍人を指嗾して罷工を訴へしめ、以て、臣等を嚇したり。臣等は、これに抗抵せず、工事を進め、稍、次第ありしとき、忽ち、王某の遊擊裴承祖を邊外に殺したる事件を出來せり。時に開原より遼陽に至り、將領より屯民に至るまで、在在煽動し、人々自ら危み、巡按御史は、工事を中止せむことを奏請せり、臣等も亦た且つ疑ひ畏れざるに非ず、然も工事の一旦に中止せらるれば、軍夫散放して復び聚むべからず、銀糧も亦同じ。徒らに事機を失すれば、弱を外敵に示すに過ぎざらむ。ここを以て、臣等明旨に背反するの罪を避くるに違あらず、總兵李成梁と、兵を引卒して、彼の地方に赴き、基址を定立せり。大勢已に成る。臣又た巡閱して、備さに諭示を與へたり。參將傅廷勳は、難嶮

を避けず挺身して事に任じ、捕を列ねて木城を造りたり。女直の酋長の窺探するものには、諱すに禍福を以てし、犒賞をそれなく加與しけるが、命を奉ぜざるもの無し。臣等又た知る、築城の夫匠等、遠く隔絶不便の地に往來して、糧餉に便ならざるを、仍りて現銀と食糧と相交へて支給するの法を議し行ひ、又た工夫の疲勞を回復せしめんが爲めに、服役の時期を定めて、輪番に就工せしめたり。而して工事の委員等が、預定の工程を虚捏するを恐れ、茲に一定の尺を給して、高厚の度を計らしめ、又た帳簿を作製して、銀糧の出入を明らかにせしめき。かかりし程に、李成梁は、王果を擄平ししかば、敵勢益々孤弱に陥り、去年は又た王果を執へて京師に獻したれば、敵は益々懾服したり。故に三年の間に於いて、諸種の外敵は、服従し、内外とも虞なく、六堡の工程を完全に終はらしめたり。

吾人は、前に述べたる事實に基きて、明の東邊は、修家江以南、鴨綠江の沿岸に抵るの一帯に及びたるを證す。修家江は、明代に、婆猪江の名にて呼ばれ、或は横江と稱せられたるが、此流域は、今の懷仁縣の疆域を包括して、最も豊沃なりしが、土に、久しく女真人に占種せられしを以て、女眞の望族は、何れも此流域をば兵力財賦の出づる所となしたり。稍、後の事實なれども、清の太祖の、明軍を渾河の下流なる薩爾虎山附近に殲滅したりし時、其引率したる兵の主力は、全く此流域に在りし、董鄂部の子弟に待ちたるの多かりき。明の壓迫を受けたる修家江の女真人は、果して李成梁の約束を受け、六堡の發達をば、袖

手旁觀したりしか、吾人は、遂にさる事實を認むるを能はず。東夷考略に依れば、萬曆七年西紀一五七九に、建州の酋長の王兀堂、漸く邊牆に迫り、同八年西紀一五八〇に、屢次、饒陽、永奠等の堡城を犯したり。李成梁は、之を追撃して、邊牆外二百餘里の、鴨兒匱に至りきといふ。鴨兒匱とは、鴨兒澗の轉音なるべく、若し然らば、修家江の支流、大小、鴨兒河の附近にてあるべし。彼我の衝突は、頻年續行せられぬ。此間に、李成梁は、遞次、兵力を喪失したり。而してこれに反し、建州にては、清の太祖、奴兒哈亦、衰弱の餘に、振ひ起ち、頻りに、渾河の上源を略し、南して、修家江の流域を占據しぬ。之を萬曆十六年西紀一五八八とす。果せるかな、明廷にては、此等女直の部族と接觸して、鬭争の頻繁なるに、苦しみてか、六堡を創建したる李成梁の建議を納れ、再び六堡を撤廢して、饒陽以西に退還せむことを命令しぬ。此は萬曆三十三年西紀一六〇五にて、寬甸一帶の明人は、強迫的に、移徙せられたるものと解せらる。事情或は然るものありしことならむ。要するに、寬甸六堡の退還は、ここに、又東邊の疆域に、一大變遷を惹き起し、邊牆は再び、成化三年西紀一四六八の舊地位に復したるもの如し。地方によりては、或は舊邊よりも、退守せしことなきに、あらざりき。當時、明の兵科給事中、宋一韓は、痛烈なる奏疏を上つりて、李成梁等を彈劾しき。一韓の疏を、通觀するに、大旨、寬甸一帶の喪失より來るべき禍害の、鮮少ならざるを、慨言し、再、萬曆三十三年以前の

位地に進めんことを要望せしに外ならず。李成梁は、雲頭裏及び鴉鶻等の處に至りて關隘を設けたりしと覺ゆ。鴉鶻關には、舊新二處ありしと見るを得べければ、清河城方面に於ても、一時は幾分の展邊ありしことなるべし。そはともあれ、明廷にては、宋一韓の議の全く等閑に附し難きを知り、熊廷弼をして遼東を巡視せしめぬ。彼れの當時復命したるところによれば、東邊の位置は、宋一韓の痛論せしところと、多少の差異ありしが、大體に於て一韓の駁議を是認すべし。寛甸の沃土は、斯くして、全く建州女直の射獵に任かせ、後泰昌、天啓崇禎四紀一六二〇—一六四四の三朝を經、明の代を終るまで全く回復するを得ざりき。但だ、遼陽の東北なる新孤山堡の一地方は、清の太祖より還附せしことありしといへど、狹隘なる一山谷に過ぎずして、耕作には適せざりしものと知らる。清河城方面にては、依然、女真人の手中に皈し、回復の見込みとはあらずき。撫順關以北威遠堡に至る一帯には、萬曆四十一年四紀一六一三—一六一四明と建州女直との界址の争ありたれど、邊牆は爲めに移動せりと覺えざれば、明の世を通じて維持せられしことならんか。但だ其状態の、太しく傾圮して、用を爲さざりしは、事實として疑なきものの如し。

七 邊牆の構成及脩邊

邊牆の種類に關しては、前に略説せり。今次ぎの順序によりて更に略述すべし。

- イ 劈山牆 此種類の邊牆は、天然の地形乃ち山脈を利用し、それに多少の人工を施したるを指す。開原の東北、及清河城等の外邊は、大方此種類に屬せり。
- ロ 石牆 此種類の邊牆は、天然の地形を利用し、その上に石造の短牆を施したるものの如し。錦州の虹螺山附近、鳳凰城附近は、大方此種類に屬せり。
- ハ 石梁牆 石を疊み上げたるものなり。
- ニ 山險牆 此種類は、全く天然の地形を利用したるものにて、大山脈或は險阻なる嶂壁に據れり。寧遠の西北の一帯の如き、即ちこの種類に屬すべし。
- ホ 土牆 此種類の邊牆は、土を用ひて築造したる厚き壁なり。主として遼河の沿邊を包圍せり。廣寧の東北にては、其高一丈二尺なりき。遼東にても大方此丈尺を越えざるべし。土牆の内外には、各一條の壕を穿てり。
- ヘ 柞木牆 此種類は、一種の木柵なり。清河城附近の太子河谿谷には、此種の邊牆

を施せり。

ト 木板牆 此種類は、木板を用ひて作りたる障塞なり。清河城の外邊に間々使用せらる。

チ 磚牆 磚にて築造せらる。海城遼陽の西邊に於て、此種のものありき。

以上八種の邊牆の中にて、尤も維持に艱難を感じたるは、土牆なり。蓋し遼東の雨量は、佗の北部支那に比して少量なりと謂ふべからず。從て遼河の汎溢より來る土牆の損害は、歲として之を見ざるは無かりき。弘治十二年四九一正月鄒文盛の上書は、遼東の邊牆に言ひ及べり。皇明實錄宗に之を傳へて曰く

遼東の邊牆は、山海關より開原に抵る間、其距離極めて長し。而して遼河以西は、大概わ山に隨ひて起築されしを以て、石を使用したるところ多し。廣寧以東に至りては、地勢半衍にて唯だ人工の邊牆あるのみ。創始の根基、既に薄窄なるが上に、後の修繕するもの、亦舊基を守るに過ぎず。今や沿邊の墩臺の破壊せるもの多くして二處又は三處を一臺に合併したるものあり。邊牆の効なき、以て知るを得べし。予の見るところにては、遼河の沿邊に、磚を燒くは、甚だ容易なり。若し適任者を選ひて、此事業を担任せしめば、數年の後、金城の固めを得べきや、想像し難からざらむ。

と、此意見は、別に舊邊の位置を動かさんとするに非ずして、専ら邊牆の構造の不完全なるを指摘して、殆んどそれと並行に一條の磚牆を築設せんとしたるに外ならず。文盛又謂らく、邊牆は、劈山牆を除きて全長一千餘明里に過ぎず、遼東を五路に分ちて、逐年に起工せば、五七年を出でずして金湯の固めを得むと。讀史方輿紀要卷三七邊防攷に之を記して、鄒文盛の建議は行はれざりきといへり。然れども、天下郡國利病書卷一の記するところに徴すれば、萬曆年代の初期に當りて、廣寧以東遼陽附近に、磚牆を起築されしことありしに似たり。此經畫は、或は李成梁等の手になりしものか、ともあれ、こは、鄒文盛の意見の、幾分施行されしものと見るを得べし。嘉靖初年に至りて、邊牆は、甚しく圯頽しぬ。そは、弘治の末年より正徳の朝を通じて、外敵の比較的少數なりしたため、邊牆の脩繕の懈怠したるに因れるなるべし。巡撫李承勛が、正徳十五年西紀一五二〇遼東を巡ぐりし時、開原の地方、尤も甚しく頽廢し、兵卒及び軍馬の數十分の二を存するのみ、邊牆に沿ひたる堡及墩臺は、殆ど喪失せり。かかれば、守備の將卒は、開原本城に據りて、自守の計をなし、城外數百里の地は、外敵の射獵地と化し去りたりと云ふ。開原は、遼東の極衝にて、明廷の重視したるところなるに、其荒廢の斯くの如く、甚しかりしとせば、佗は推して知るべきのみ。李承勛巡視の時、前に鄒文盛が、土牆を改めて、磚牆となさんと建

議せしより、約そ二十四五年を経たり。承勛は、嘉靖帝の新に即位せるに遭遇したれば、奏請して、國庫より四十餘萬兩を遼東に支出し、彼自ら舂鍤を負ひ、士卒に先じ、九萬一千四百餘丈を脩繕せりとぞ。李善の言によれば、弘治年代に、邊牆の築造されしを十四萬餘丈と概算せり。かかれば、彼れは、其十分の七八をも脩繕せりと見るを得べし。嘉靖九年四紀一同十四年五三〇同十六年五三三同三十七年五三八には、何れも、雨期の長きに互りて、遼河の本支流共に著しく汎濫を致しぬ。邊牆の圯頽したる、以て想見すべし。されば、嘉靖三十六年五五七御史周斯盛が、遼東を巡視せしときの光景を見るに、所在の城垣は、大方傾圮せりと傳へらる。同三十八年五五九巡撫侯汝諒の報告書にも、遼河の汎溢せしに乘じて、北敵の廣事を犯ししよし記載せらる。之を要するに、邊備の懈怠は、やがて邊牆の圯頽を招きたるに加へて、十數年に互りたる雨量は、更に之を崩壞しぬ、東西兩邊よりの敵は、やがて時を同うして來寇しぬ。遼東の慘害は、正統末年より景泰年間四四〇に連りしに、比して劇甚なりき。何となれば、前時は主として兀良哈の來寇を受けたるに止まりしも、這回は乃ち然らず、東北の女直は西北の蒙古に結交し、兩々相應し、兩々時を約し、一は遼河方面より、一は清河、鳳凰城方面より入寇せしを以てなり。修邊の事業は、茲に於てか自ら講究せられざるを得ず。吾人は、

嘉靖四十三年四五六に於ける李輔の脩邊は、全くこれが、應急の加工たりしを明言するに憚らず。こは蓋し邊牆の創設せられたりし以來、最も完全を告げしものなるべし。李輔の遼東を論するや、八大事を開陳せり、其一は、いふまでもなく、邊牆を修築するに在りき。其果して何年に工を竣はりしやは、明かならざれど、大方嘉靖四十三年より四十四年四一五の間に在りしなるべし。かの遼東各衛に課賦せられたる修邊夫の額數の如き、必ずや李輔の政見に基づきたるもの、脩邊夫とは、平常邊牆の損處を補築せしめたるが、實際は、一種の課税にして、敢て役夫を常設せしにあらず。全遼志二によれば、その總數三萬八百八十六名を越ゆ。亦た以て李輔が經營の一端を見るを得んか。

(二) 獻徵錄九 兵部尙書李公承勛傳に曰く

正德十五年陞副都御史、巡撫遼東、遼東故富饒、無虜患、自汪直開邊、虜輒擄貳、擾我開原、露路、汎河三城、殘破、承勛至、務築定遠、慶雲、古城、鎮夷、松山、諸堡、墩、望、百八十一所、屯田千五百頃、又脩中固、鐵嶺、蒲河、撫順、諸城、皆濬、遼、樹木、爲阻、固、東、圍、稍寧……

八 餘 說

遼東の邊牆は、大約以上各節にて略説し得たるを覽ゆ。明は、實に二百餘年の久しきに亙り、或は脩築し、或は展退し、之れに依りて一面、遼河流域の沃土を保持し、一面北京の東側を固めたり。明亡び、清興りて、邊牆は、今の柳條邊牆に移りぬ。茲に於てか、邊牆の形式は、西部に於て、大に從來の面目を改め、明代に於て凹字形の中央たりし部分が、遠く展出して新民府の一帶をも包容するに至りぬ。かかる形勢は、まさに李善の懷抱しし政見を實現したるに似て較、西せり。これ蓋し最も自然の邊形ならむ。東部に於ては、甚しき退展あり。鴨綠江口に至りては、寧ろ清朝の邊牆を、退築と視るを可とすべし。

清朝に入りて、邊牆を論じたるもの甚だ稀なり。遼東の防備を述べたるも、亦極めて少し。但だ吾人の知るところにては、柳邊紀略に左の一節あり、いふ。明の時に、遼東には敵臺一千三百三十三座、路臺二百二十八座を設けり。創建の當時、地勢を見計ひ、五里毎に一臺もしくは、二三里毎に一臺を作りたり。路臺は、高さ三丈五尺、磚にて築かれたる圓體の建造物にて、上に樓屋を設け、周圍に梁口を施せり。每一臺に兵卒五名を置き、専ら旅行者の敵より襲撃せられしを收容す。今、山海關より寧遠州に至り、依然星羅棋布し、完好のものは、尙新なり。寧遠州より奉天に至りては、或は五里に一臺、或は十里に一臺あり。明の天啓及び崇禎の朝に於て、大清國に破壊せられたり。奉天より威遠

堡の柳條邊に至る間には、數十里に一臺あり、而も大方毀れにき。土人の言に、清の天聰年間に於て、奉天城を増築ししが、その材料に採られたるよりしてかく廢圯せりとあり。吾人の考證は、敵臺及び路臺の制に及ばざりき。楊賓の此記事は、邊牆の形式を述べたるに非れども、明の邊牆の不完全なるよりして、内地の通路上に、尙此種の設備のありたること、留意を要すべし。柳邊紀略に又いふ、盛京の西六十清里に土牆の基址ありて、老邊と號す、疑ふらくは、明にて遼東を喪失したる後の邊牆ならむと。この老邊を指して邊牆の基址なりとせるは、妥當の見解に屬す。九邊圖説によれば、瀋陽城は、邊牆を難ること七十里とあり。明代の七十里は、大約清の六十里に相當すべし。然れども、楊賓が、明の遼東を喪失しし後の邊牆なりとせるは、誤謬に屬す。

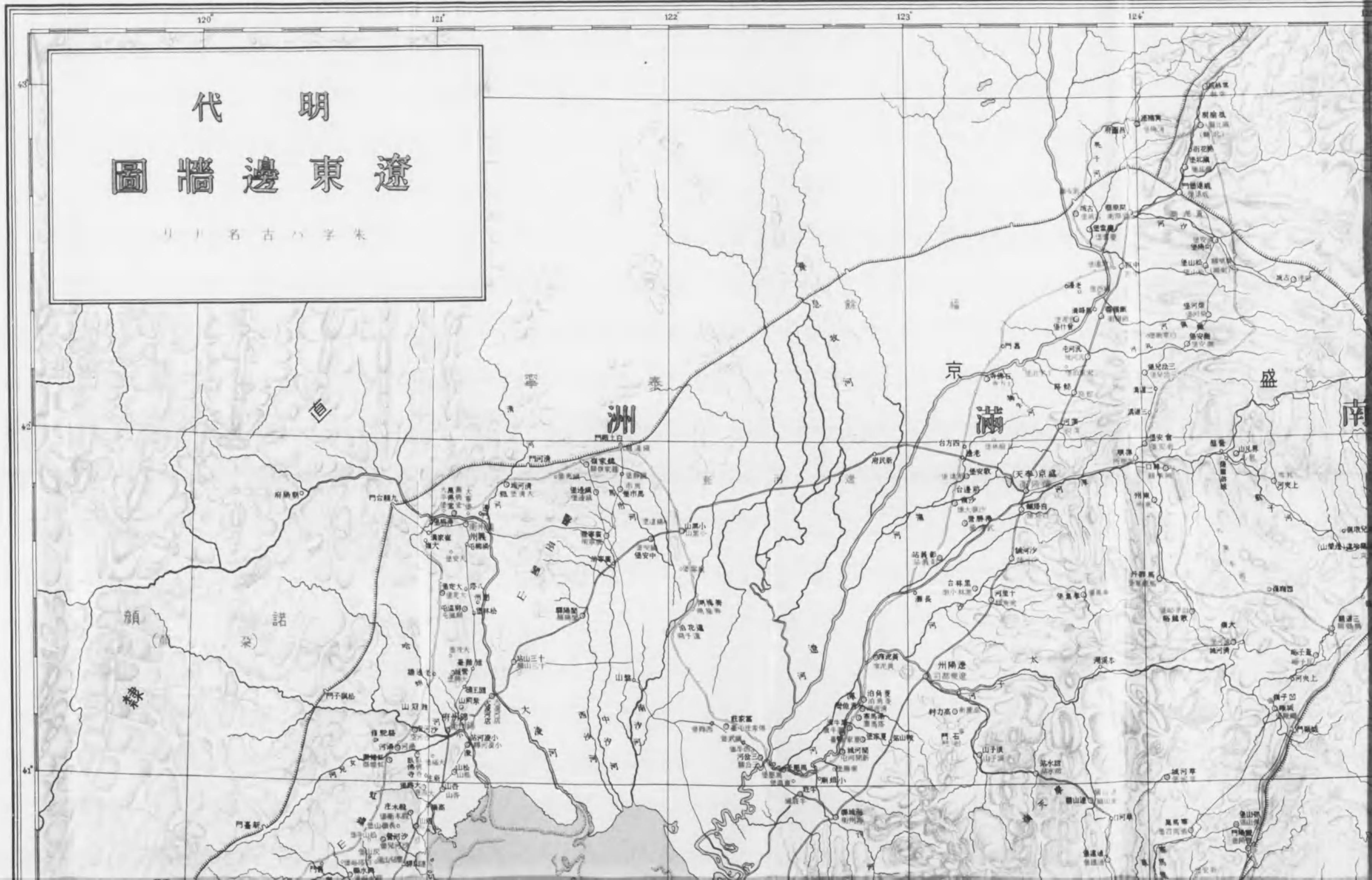
兵政も亦邊牆に伴へる緊要の問題なるが、茲には唯概數のみを示して變遷を省略すべし。全遼志に依れば、嘉靖四十年代に於いて將卒共に九萬五千三百六十九名とあり。皇明職方圖に依れば、嘉靖年代の原額九萬九千八百七十五名なりしを、隆慶の始め九萬四千六百九十三名とすとあり。然れば、大方十萬人に近きを定數としたるべし。清の太祖の起りしよりは、殆ど測定すべき額數を見ざれども、臨時の招集を除けば、これ亦十萬内外なりしことと思はる。然り、これ等の兵卒は、記載の上に徴するを得れど、事實は、

必ずしも現存せりといふを得ず。多くの場合に於て、兵數は名のみにて、其等の給糧は、統卒者の私腹を肥せしを例とす。萬曆初年に於て、遼東の兵力の一時充實したるは、支那本部に於ける兵制上の發達にも基すれど、其實際は、李成梁が家丁を多く私養したるに基けり。それらは、大方國家の原額内にあるに非ず、かの寬奠六堡の展退の一に李氏が家丁の精力に消長したるなど、併せ考ふべし。



明代遼東邊牆圖

朱子名古





東遼之前以設割牆邊

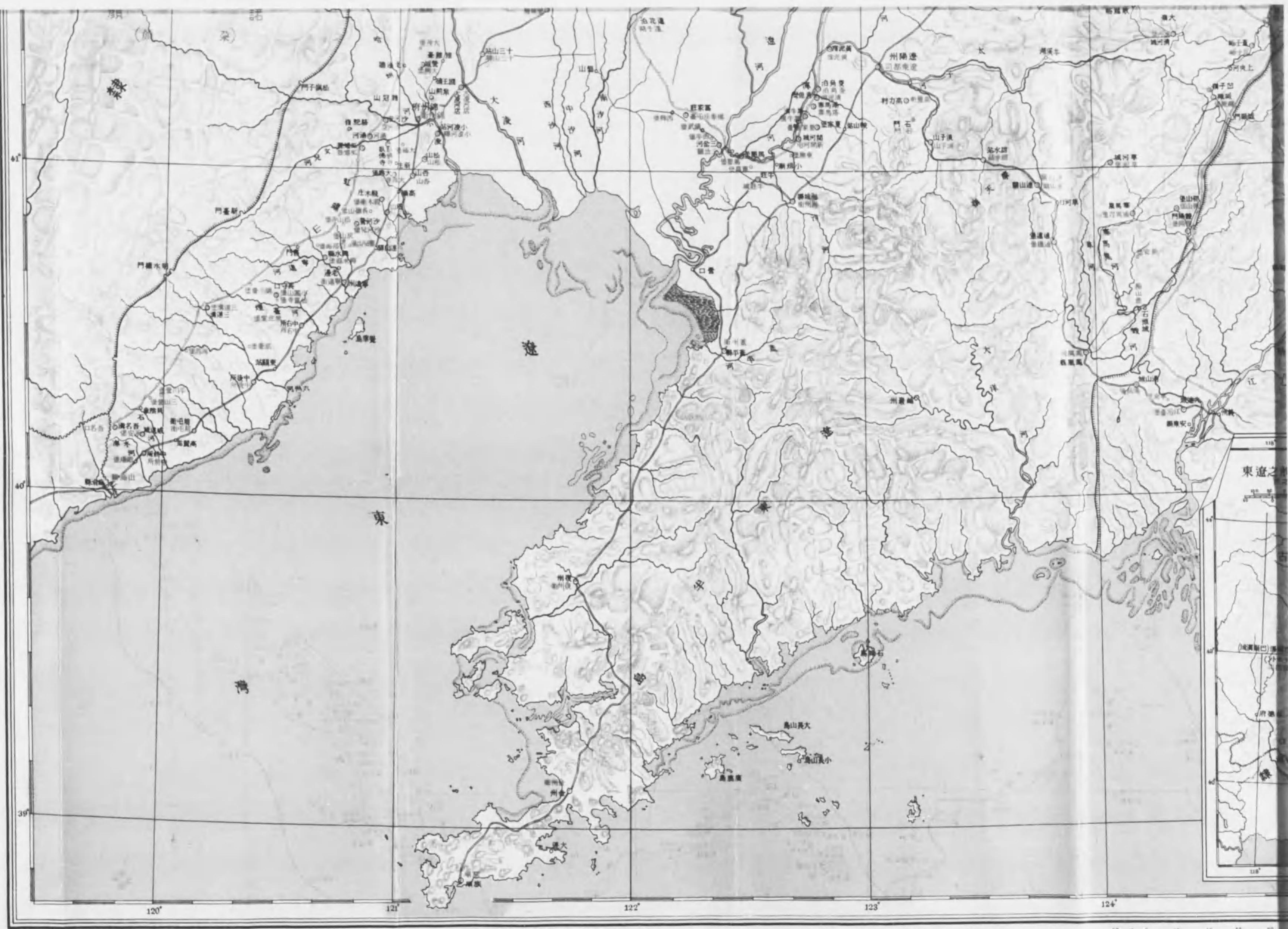
尺之一分萬百壹

10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200



尺之一分萬百壹

10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200



10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 公里

尺之一分萬百壹一尺縮

30 40 50 60 70 80 90 公里

第八篇 建州女直の原地及び遷住地

一 緒言

明代に於ける女直は三種に大別せらる。其一は建州女直といひ、其二は海西女直といひ、其三をば野人女直といへり。大明會典卷一〇七 東北夷に曰く
女直には三種あり、海西等の處に居るものは、海西女直となし、建州及び毛憐等の地に居るは、建州女直となし、各衛所の外、又た地面あり、站あり、寨あり。建官賜勅、一に三衛の制の如し。其極東の野人女直は、中國を去ること甚だ遠く、朝貢常ならず。海西、建州は、毎歲一たび入貢せり。

と、此記事によれば、建州女直及び海西女直は、元と種族上の差別あるにあらずして、獨り野人女直のみは、然らず。野人とは野蠻の義に解せらる。乃ち彼等の生活の程度を表

準となして、類別せられたるもの如し。^(三)

(二)大明會典卷一〇七 禮部六五 東北夷の條に曰く、女直古肅慎地、在混同江東、開原城北、東濱海、西接兀良哈、南隣朝鮮、爲金餘孽、永樂元年、野人頭目來朝、其後悉境歸附、九年始設奴兒干都司、建州兀者等衛及千百戶所、以其酋長爲都督、都指揮、指揮、千百戶、鎮撫、賜勅印、又置馬市、開原城、以通貿易、蓋女直三種居海西等處者、爲海西女直、居建州、毛憐等處者、爲建州女直、各衛所外、又有地面、有站、有寨、建官賜勅、一如三衛之制、其極東爲野人、女直、野人、女直、去中國遠甚、朝貢不常、海西建州、歲一遣人朝貢。

(三)皇明實錄祖太洪武十八年九月甲申の條に曰く、女直高那日、捌秃、秃魯不花三人、詣遼東都指揮使司來歸、自言高那日乃故元奚關總管府水銀千戶所百戶、捌秃、秃魯不花、乃失憐千戶之部人也、皆爲野人、獲而奴之、不勝困苦、遼東樂土也、願居之、乞聖朝垂恩、得以琉球、珠弓、錫鐵、遺野人、則可贖八百餘家、俱入遼東、事聞、賜高那日等衣人一襲、琉璃珠五百、紫錫五斤、弓絃十條、野人の名は、これを以て始見とすべし。同、洪武二十年十月の條には、詔取遼東官軍會往海西野人地面、及納哈出之境、歷涉勞苦者二百六十人、赴京、各賜文綺羅衣鈔錠有差とあり。本文によれば、海西と野人と相距るの遠らざるを證す。成祖實錄に至りて最も明白に之を記せり、永樂貳年、夏四月戊子の條に曰く、黑龍江等女直野人、歹寅加等來朝、賜鈔及文綺表裏、野人の本地の黑龍江なりしは、以て了知すべし。

偕て然らば、建州、又は海西とは、明代にて創められたる地方名なりやと考ふるに、そは全く然らず、二者ともに、前代即ち元朝よりの稱呼に従ひたるものなり、試みに元史卷十

紀本を檢索するに、下の如き記事あり。

至元二十五年二月壬戌、省遼東海西道提刑按察使、入北京。

同元史卷二五 仁宗本紀に曰く

延祐二年夏五月庚午、立海西遼東鷹坊萬戶府、隸中政院。

と知るべし、海西の名稱の、元朝よりして既に地方名として使用せしものなることを。明代の海西は、全然之れを襲用せしに過ぎず。^(二)

皇明實錄祖太洪武十六年四月己亥の條に曰く、故元海西右丞阿魯灰遣人至遼東、願內附、上遣人齎勅往諭之、曰、惟智者能知存亡之道、兩決去就之幾、今爾所守之地、東有野人之隘、南有高麗之險、北接曠漠、惟西抵元營、道路險阻、執不以爲可自固守、野人の本地の黑龍江下流域たること明かなれば、海西のこれより西方に在しこと知るべし。全遼志卷四 官業志 徐玉の傳には、丁卯、大軍征納哈出、玉爲前鋒、直抵金山、破營寨、俘斬尤衆、進至一禿河、會納哈出降、遂還、未幾、又略地海西、至松江、招諭人口五千餘、馬牛車輜九百有奇、至一迷河、虜躡其後とあり。本文の一禿河は、今の伊通河に相當し、松江とあるは、松花江をいふ。略地海西至松江の意味より推すれば、海西の松花江流域にあること知るを得べし。龍飛御元歌七 卷注によれば、今の三姓以西、松花江の上流地方をば、海西江といへり。

建州は如何、これ亦吾人は、元朝より繼承せし名稱なるを信せんとす。元史の地理志

には此名を載せず。されども、同書卷一三三列塔出傳によれば、彼が咸平今の開原東北より建州に赴きし道程を一千五百里といひ、遼東志卷一古蹟に引ける元志には、下の如き一節を收めり。いふ

開元城の西南を寧遠縣といひ、又西南を南京といひ、又南を合蘭府といひ、又南を雙城といひ、直ちに高麗の王都に至る。西南を谷州といひ、西北を上京といふ、即ち金の會寧府なり。南を建州といひ、西を賓州といひ、又西を黃龍府といふ、金改めて利涉軍となす。……。

此記事は滿洲源流考卷一二に引ける元一統志の文と大差あるを見ず。以上吾人の想像する所にては、元代にては、建州なる特設の官廳をこそ設けざれ、地方名としては、明かに存在せり。尙ほ切言すれば、建州の名は、元朝以前に於て創められ、元は之れを繼承したるにすぎず、而して明も直に又之を繼承したるものに外ならず。三但だ此の建州なる地方名が、始めより一定の區域に附せられしものなるや、或はそれの部族の移動せると共に、此の地名も亦た隨ひて移動せざりしや、そは別個の研究を要す。

(二)元史卷一三三列塔出傳の記事は、高麗史卷三〇忠烈王世家によりて補證するを得べし。曰く十四年四月庚午、元右丞塔出遣人請發兵五千及軍糧赴建州、先是王請以征北兵移鎮雙城、帝已許之、中書省奉帝旨、諭塔出

云、鎮東藩事、當與高麗王共議、塔出以此請兵與糧、然建州距本國三千餘里、山川險阻、餉道不通、塔出は、乃顔の餘黨哈丹を平定せんとして、高麗に應援を求めたるなり。高麗の首都より視て三千餘里とあるは、蓋概數を示せるものに過ぎず。

(三)建州の名稱は渤海西紀七一三—九二七に始まる。新唐書卷二〇九渤海傳に曰く、以率賓故地爲率賓府、領華益建三州と、建州は實に率賓三州の一たりしなり。遼の渤海を併せ、金又遼を亡ほししが、率賓の名は、恤品路として傳へられしかど、建州の名は、遂に見えず。されど、此名稱の一地の土名として存在せるは疑はれず。五代史卷一七晉家人傳第五によれば、契丹が晉の帝及太后をば建州に遷せるを記せり、その一節に曰く、自遼陽東南行千二百里至建州と、吉林通志は之を釋して、遼陽とは今の州治、東南して鄂多里城に至る、方隅里至、均しく相符屬せりといへり。吉林通志が鄂多里城今の敦化縣を清朝發祥の地となして、清の舊稱なる建州に附會せしは、錯る。さりながら、五代史に見へたる建州は、大約吉林附近を指ししなるべし。

吾人は今、大明會典の説明によりて、三種の女直の原住地を擬定すれば、率ね下の如き結果を得べし。

- (一) 建州女直 吉林附近、及び木倫河の流域を占住せり。
- (二) 海西女直 伊通河の松花江に合流する地方より哈爾賓地方を併せ、三姓の西部

に互る。

(三) 野人女直 黒龍江の下流域を占む。

以上の考察は、大體に於て承認せらるべし。されども、茲に注意すべきことは、海西及び建州の女直等は暫くにして、明廷の指示せる位置を去りしこと、是れなり。然り彼等は遷徙しぬ。その遷徙せしと共に、衛の名は新しき地位に向つて移動しぬ。故に明の最初の海西及び建州は、全く其の故地を喪失し、更に別地に於て新たに舊名を附せらるる事情を出來せりと知るべし。從來の多くの史書は、此事情の考察に於て、缺略あるを免れず。故に吾人は以上三衛の中にて、最も複雑にして、且つ最も不明白なる建州を擇びて、其の遷徙の跡を釋ねたり。

明代を通じて、建州女直は三衛に分たれたるなり。第一は建州衛、第二は建州左衛、第三は建州右衛これなり。吾人は序を以て、三衛創建に關する年代を摘録すべし。

(一) 衛とは、明の軍事編製上に使用せられたる名稱なり。明史卷九〇に曰く、天下既定、度要害地、係一郡者、設所連郡者、設衛、大率五千六百人為衛、千百二十人為千戶、百十有二人為百戶、所設總旗二、小旗十、大小聯比以成軍と、此制度は明の領土を通じて施行されしが、洪武永樂以降、邊外の歸附せる者に對し、同じく此制度を適せり。大明會典は、之を屬夷の名の下に括せるが、明史卷九〇に此等を編纂

衛とせるを至當となすべし。衛の官長には、都督、都指揮、千百戶、鎮撫等の職名あり、皆な明廷よりして聖書を給賜せり。

イ 建州衛

本衛の創置せられたる年代は、多少の異説を傳へり。されど、吾人は皇明實錄成祖永樂元年西紀四三〇の記事を以て鐵案となす、曰く

十一月辛丑、女直野人頭目阿哈出來朝、設建州衛軍民指揮使司、以阿哈出爲指揮使、餘爲千百戶、所鎮撫、賜誥印、冠帶、襲衣及鈔幣有差。

と、阿哈出の來朝は、成祖が行人邢樞等を遣はして、黒龍江地方を招撫せし結果に外ならず。彼は爾後帝の遠征軍に従ひて屢次軍功ありき。仍りて、明廷は、彼に李思誠と稱する漢名を與へたり。^(二) 彼れは蓋し永樂七年の間に死没せしならむ。吾人は彼を以て、建州の始祖となす。

(二) 女直等塞外の種族に漢姓を與ふるは明廷の賜恩として採用せられたり。皇明實錄成祖永樂元年西紀三〇の條に、九月上、謂兵部尙書劉儻曰、各衛隸種人、多同名、無姓、以別之、並宜賜姓、於是兵部請如洪武中故事、編置勸合、給賜姓氏、從之とあり。然れば、賜姓は既に洪武中より始まりしものか。同實錄永樂

八年^{四三}四^八の條には建州賜姓の事を記し、阿哈出の子釋家奴を李顯忠とし、咎トを張志誠とせるなど列記せらる。但し阿哈出の事は見へず。彼れの賜姓は此歳以前にあるべし。女直考、東夷考略は何れも彼が此恩典に與りしを傳へり。

□ 建州左衛

本衛は、永樂八年^{四一〇}より同十年^{四一二}の間に創建せられたり。大明一統志^九卷八^{女直}には建州左衛^{永樂十年置}と記しあれど、實際は稍以前に置かれしなるべし。皇明實錄^祖永樂十四年二月の條に曰く

賜建州左衛指揮猛哥帖木兒等宴。

と、この記事は、蓋し建州左衛の名の官書に見えたる始ならむ。猛哥帖木兒は、宣德八年^{四三三}冬まで生存せり。

ハ 建州右衛

本衛は、建州左衛より分れて衛の名を成ししものなり。宣德八年冬、猛哥帖木兒の殺されし時、遺族の多數は、建州衛に寄住せしが、爾時彼等同族の間に、明廷より使給せる官

印の爭奪起りたり。明は之れを鎮撫せんとて、新たに右衛の印を頒給しぬ、之れを正統七年^{四四二}となす。皇明實錄^{宗英}に此時の經過を記せり。大意に曰く

建州左衛を分けて右衛を設く。董山をば左衛の長となし、凡察をば右衛の長となす。董山に勅しけるは、汝は凡察の一家なり、今分けて衛を設けぬ、汝が處の大小頭目人民は、汝の指揮に任ず、今日より、相互に侵犯する毋れと。凡察に勅しけるは、汝の領有すべき頭目人民は、已に遼東の官吏に命じ、公同審問して、從屬を明かにしたれば、汝は安じて生業を守り、愆ちて罪を犯す勿れ。

と、此記録によれば、凡察は自ら新設せられたる建州右衛の始祖となりしものなり。彼は、正統十一年^{四四六}より景泰元年^{四五〇}に至る間に死没せるならむ。

二 建州衛

イ 建州衛の最初の位置

建州衛は、其最初に於て、何れの地方に創定せられしや、明の記載の此等の問題に關して説明せるは、極めて寥々たり。皇明實錄^祖永樂十年^{四一二}の記事に之を傳へて曰く

十一月己酉遼東都指揮同知巫凱等奏、建州衛指揮李顯忠指揮李達、趙劉不顏、悉挈家就建州居住、歲侵乏食、上命發倉粟賑之。

と、此記録は明かに建州衛なる部族の、何れかの地方より、新たに指定せられたる衛の位地に就きたるを告白するものに外ならず。建州衛の創始の年代の、これより約そ、十年前にありたるは、先に叙述せり。

(二)建州衛の始祖と視らるべき阿哈出の死は、永樂六七年の間にあるべし。永樂八年中釋家奴をして都指揮兼事たらしめ、尋で賜姓のことありしは、父、思誠の襲替と視るを得。阿哈出の一代は、成祖が指定せる建州には居住せざりしなり。

建州女直の原住地は、新たに考究せらる。何となれば、李顯忠等の部族は、先住地よりして建州衛に向つて移り來りしものなればなり。明朝の、此間の事情を説明するに足るべき恰當の史料は、不幸にして未だ發見するを得ず。然れども、正統十二年西紀一四四七に編纂せられたる朝鮮の記録は、明かに彼等が原住の位置を指示す。吾人は、次ぎに龍飛御天歌卷七第五の二章注の一節を引きて之れを證するを得べし。其要に曰く

東北一道、本肇基之地也、畏威德久矣、懷念野人會長、遠至移闡豆漫、平旦皆來服事、常佩弓劍入衛潛邸、昵侍左右、東征西伐、靡不從焉。長上管、下同、幹、柔里、火兒、阿、蓋、叶、托、溫、叶、名、三城、其俗謂之、移、闡豆漫、猶言三萬戶也、蓋以萬戶三人、分領其地、故名之。

自慶源府西北行一月而至。

と、移闡豆漫 *Iran-tumen* とは、此記録によりて三個の萬戶府なることを知れり。本書は次節に於て、幹、柔里以下會長の名及び其位地を示して曰く

如女真、則幹、柔里、豆漫、夾、溫、猛、哥、帖、木、兒、ガ、オ、ウ、フ、火兒、阿、豆、漫、古、論、阿、哈、出、コ、ウ、オ、イ、托、溫、豆、漫、高、卜兒、闡、ガ、オ、ウ、イ、蓋、因、江、為、名、地、也、托、溫、亦、地、名、在、二、江、合、流、之、下、二、江、皆、自、西、北、流、三、城、相、次、沿、江、夾、溫、姓、也、哥、居、河、切、猛、哥、帖、木、兒、名、也、古、論、姓、阿、哈、出、名、也、高、姓、也、闡、阿、葛、切、卜、兒、闡、名、也。

と、吾人は、此等の記載により元史の地理志に録する所を併せ考ふるに、火兒、阿は、胡里改に相當し、幹、柔里は、幹、柔、憐に相當し、托、溫は、桃、溫に相當し、此等三萬戶府は、今の三姓を中心として、松花江の沿岸にありしものなるを解す。而して火兒、阿の會長なる阿哈出は、正さに建州衛の始祖と同一人なるべく、猛、哥、帖、木、兒は、建州左衛の始祖と同一人たるを認め得べし。阿哈出は、永樂七年西紀一四〇九頃まで生存しけるが、同十年、明廷より指定せられたる衛所の位置に來らずして死歿しぬ。果して然らば、今の三姓は、建州女直の本地と見るを得、大明會典卷一〇七に、女直は古肅慎の地、混同江の東、開原城の北にあり、東は海に濱し、西は兀良哈に接し、南、朝鮮に隣る、金の餘孽たりとあるは、略ぼ其要を悉したるものとせざるを得ず。

偕て然らば、最初明廷の指示せる建州衛は、何れの地方なるや、吾人が前に言ひ及びしごとく建州の稱は、明代に始りしに非ずして、そは全く元朝の遺稱を襲踏せり、而して元代の建州とは、今の吉林附近なりと見て、大差なかるべし。斯く思惟すれば、明の創建せる衛所の位置は、同じく其等の地方に在りしと推測を下すも、強がち無稽の説ならず。吾人は、この推測の下に明代の地誌を検索せるに、遼東志卷九は下の如き指示を提供せり。

建州 東瀕松花江、風土稍類開原、江上有河曰穆禿、深山多山松木、國朝征奴兒干、於此造船、流至海西、裝載賞賚、浮江而下、直抵其地、有勅令兀者衛都指揮瑣勝哥督守。

此記事によりて察すれば、第一、松花江は建州の東を沿ひて流れざるべからず。第二、建州は海西の上流にあらざるべからず。第三、穆禿河の位置は、建州の松花江に臨める地方より上流に在らざるべからず。而して遼東志が多數ある支流の中より、特に此河名を擧げしは、此河が建州の地點よりして、太だしく遠からざることを語るに外ならず。然らば、穆禿河の位置は如何、遼東志卷一は下の如く記載せり。

穆禿河 城東北五百里、源出房州北山、北流入松花江。

城とは、今の開原を指す。穆禿河は、此地より東五百里とあれば、今の吉林の西南の地を

流れて松花江に流入する。温特河は、蓋し此河と同一なるべきを信すべし。さてかく思考して、今の温特河の附近に於て、明が奴兒干地方(二)を征討するの根據地ともなり、一大船廠を設けたるの地方を求むるに、吾人は、今の吉林を指示するの外、恰當の地點を發見する能はず。請ふ少しく吉林の歴史を語らしめよ。

(二) 永寧寺碑記。

吉林は、永樂帝が奴兒干地方を征服せんとしたるに際し、船廠を置ける地と想像すべき理由あり。造船の事業は、帝の死後尙七八年の久しきに亙りて繼續せられたるものなるべし。吉林は今船廠の名を以て呼ばる。そは、順治十八年四紀一清の將軍が露國兵の南侵を禦かんとしける折、船廠を設けたるに由れりと稱す。或は然るべし。されど、今の吉林に巨大なる船廠ありしことは、清朝用兵以前に於て、早く既に、多數の船板及び鋪鐵釘等の土中より發掘せられ、井水の如きも、或る地方にては鐵臭を帯べることありし等にて證せらる。(三)次に考ふべきは、吉林城の東十二清里の江邊なる阿什哈達の石崖を摩して、數行の文字の刻せられあること是れなり。吾人は、未だ實査の機會を得ざれば、姑らく吉林通志卷一金石二所載の文を下に録すべし。

奉天遣興孔兵馬陣前將軍遼東郡同都指揮使劉書

丁未十八年領軍至此

洪熙元年領軍至此

□□七年領軍至此

吉林通志は、丁未の二字を解して、永樂の剝文とせるは當れり。但だ明人の兵を率ゐて此に至れるを朝鮮の防禦にあるやに想像せしは誤る。□□七年とあるは、宣徳の二字の剝落せしなるべし。皇明實錄を検するに、永樂八年用兵の事は傳へず。洪熙元年には、内官亦失哈等に隨從して奴兒干に前住せる兵士を賞せしこと及び宣徳七年五月には、奴兒干征討の軍伍に失落ありとて、海西女直に勅書を下せしこと見ゆ。此等の事實を綜合するに、永樂宣徳兩朝にては、遞次兵を東北奴兒干の地に用ひたること明かにして、今の吉林省城の地は、正さに戰艦或は船舶の發程地たるを了知すべきなり。以上の事實は、吉林の明代に於て、早く既に重要されしことを立證するものなれば、朝廷が黑龍江の遠征に特種の功勞ありし建州の部族に對し、此等重要地點を附與せりと見るも敢て矛盾の結果を生ぜざるべし。

(二)柳邊紀略に曰く、船廠設於順治十八年、昂邦章京薩兒吳代造船於此、所以征阿羅斯也、而萬季野以爲即明永樂間船廠、余聞前省中陳敬尹曰、吾初至小吳喇、尙無造船之命、而穿井輒得敗船板及鏽鐵釘、又井水

或鐵臭と、これによれば、萬季野は今の船廠の名は明代の遺稱なりと思惟したりしなり。

三 建州衛の遷住せる位置

イ 婆猪江

宣徳元年四二六前後に至り、建州衛は、其創始の位置よりして、西南に遷徙せり。遷徙の事情は、種々に解せらるべきが、明の記録は、直接何等の消息を傳へず。されど、皇明實錄英宗によれば、正統元年四三六六月に、建州衛の會長李滿住は、下の如きを要請せる旨を吾人に報導せり。

閏六月壬午 勅遼東總兵官都督同知巫凱等曰、今得建州衛都指揮僉事李滿住奏、原奉恩命在婆猪江住坐、近被忽刺温野人侵害、欲移居遼陽草河、朕未知有無妨礙、爾等宜計議安置、所毋弛邊、毋失夷情。

と、此記載にして訛なしとすれば、李滿住は、吉林附近より婆猪江の平野に遷徙せること疑はれざるべし。婆猪江とは、今の鴨綠江の支流なる佟家江をいふ。ともあれ、建州衛が初定の位置より、漸次西南に移動し來りたるは、此歳より以前の事にて、婆猪江平野に

居を定めしも、當時は、既に幾多の歳月を経たりしなるべし。但し其年月は確知するを得ず。

さて建州衛は愈、佟家江の平野に移住せりとして、何れの地方を根據地となしたるか。西征録は、下の如き事實を吾人に教ゆ、大意は左の如し。

將軍李戴の報告によれば、李滿住は、吾彌府に居ることもあり。吾彌府へ向ふ道は、多岐なり。其一は江界より婆猪江を涉れば直ちに吾彌府口に入るを得べし。他の一は、理山より婆猪江を涉り、兀刺山の東より、吾彌府の西邊に入るべし。又他の一路は、理山より婆猪江を涉り、兀刺山の南より、西に折れて入るを得べし。

と、此記事中の婆猪江とあるは、凡べて鴨綠江の訛なりと解して可ならむ。吾彌府は、又吾彌府洞口とも呼ばれたり。東國輿地勝覽卷五五 理山郡によれば、幹眉府は理山を去ること二百四十韓里の地に在りき。この幹眉府とは吾彌府と同一なるべし。斯く考ふれば、吾彌府は、今の滿浦鎮の對岸なる洞溝の谿谷を指ししと見て、大差なきものの如し。

(二)西征録、正統二年七月乙丑、李戴の言に曰く、賊穴探侯與兵日時道路等事、質問體探人與童都里不花等、李滿住今在吾彌府、或移入兀刺山城、皆未的知、其向吾彌府之路則一自江界涉婆猪江、直入吾彌府口、一自自理山涉婆猪江、由兀刺山東入吾彌府西邊、一又自理山涉婆猪江、由兀刺山南西折而入、賊在吾彌

府則可由三路分入……

兀刺山城の位置は、確指するを得ず、然れども、東國輿地勝覽卷五五 理山郡によれば、理山を去ること二百七十韓里、尖土口子の地點より、北して鴨綠江及び婆猪の二江を渡る。大野(一)の中に城あり、兀刺山城と名けらる。四面壁立高絶、唯だ西方のみ上るを得べしとあり。正統二年西紀一四三七朝鮮兵の此城を攻めし時、山羊會より鴨綠江を渡り、再び佟家江を渡りて、此城に到着せりと見ゆれば、李滿住の居城たりし兀刺山は、以上二江の間にありしこと知るべし。而して理山楚今ののよりの里程を考ふれば、今の懷仁縣城の附近に求めざるを得ず。以上吾人の想像する所にては、兀刺山城は、蓋し李滿住の根據地とも視るを得べく、兀彌府は朝鮮に對する要塞地たりしなるべし。然り、要塞地たりしとともに、兩國來往の門戸たりしを疑はず。

(二)兀刺山 距郡二百七十里、自尖土口子、北渡鴨綠、婆猪二江、大野之中、有城、名兀刺山城、四面壁立高絶、惟西可上……

竈突山

正統三年西紀一四三八六月、建州衛は又たまた移動しぬ。其事由は、明かに朝鮮よりの壓迫に外ならず。皇明實錄宗英に此始末を記して曰く

正統三年六月、建州衛掌衛事都指揮李滿住遣指揮趙歹、因哈奏、舊住婆猪江、屢被朝鮮國軍馬槍殺、不得安穩、今移住龜突山、東南渾河上、仍舊與朝廷効力、不敢有違、又奏、故叔猛哥不花、任都督同知、曾掌毛憐衛事、其衛印被指揮阿里古藏不與、今猛哥不花男撒滿答失里、襲職、仍掌衛事、乞給與印信、以便朝貢奏事、阿里古藏不許行用、事下行在禮部、兵部議、渾河水草便利、不近邊城、可令居住、阿里見住毛憐衛、部下人衆宜與印信、撒滿答失里住建州衛、與毛憐衛隔遠、又無部下、難與印信、其朝貢奏事、宜令李滿住給與印信、文書爲便、從之。

と、吾人は本文の指示によりて、李滿住等は、婆猪江より渾河の流域に移住したることを知る。渾河は今撫順の南を流過して、遼河に入る水道なるが、其の河源には二水あり、一は英額河と呼ばれ、今、本流を以て稱せらる。佗の一は蘇子河と呼ばれ、營盤の東にて英額河に會流す。蘇子河の名稱は明代より知られあれど、此には唯だ渾河とあれば、右兩技水の何れに屬すべきかを判知し難きが、幸にも龜突山の東南渾河の上と記載しあれば、今の興京の西に聳立せる呼欄哈達を指せしこと知るべし。呼欄哈達 Hulun hada は滿洲語にて龜突山の意味に解せらる。^(二)

以上の事實を補證するに足るべき記録の主なるものは、下の二節あり。

一 遼東志 卷七藝文志 韓斌の傳によれば、永樂年間會長李滿住は、邊牆に近接して居住せん

ことを求めたれば、蘇子河の流域に就て之を許與したりと、この記事の永樂年代とあるは誤れり。されど、皇明實錄に渾河とせるを、茲に蘇子河となしあれば、李滿住の移住の英額河流域にはあらざりしこと、明けし。

二 清太祖實錄 朝傳抄本三 に曰く、肇祖孟特穆は、先世の仇四十餘名を誘引して、蘇克蘇訥河なる虎欄哈達の山下、黑圖阿喇の地に至りたり。この地は俄朶里 Odoli 城を距る西一千五百餘里なり。ここにて仇人の半を誅して、祖仇に報い、以て舊業を索めき。斯くて、彼れは虎蘭哈達の山下にて、黑圖阿喇の地に居れりと、^(三)この記事の孟特穆とあるの、何人に相當すべきやは疑はざるを得ざれども、吾人は、建州左衛が、李滿住の居城に寄住したる事實の、偶々清朝傳説に残存したるものなることと想像すべし。さて斯く思考して、黑圖阿喇の地を擬定すれば、明かに今の興京老城を指稱せり。

吾人は、此等の事由に基きて、建州衛の遷住地は、今の興京なりと考定す。これ又蓋し最後の遷住地たりしなり。

^(二) 滿洲源流考 卷二一 に曰く、呼蘭漢語龜突也と。金史國語解は、胡刺に作る蓋し同一對音なり。

^(三) 遼東志 卷七藝文志 韓斌の記事に曰く、建州虜營、昔居房州、去邊月餘程、永樂間、虜酋李滿住者、歎塞求近邊種牧、乃即蘇子河與之、蘇子河は即ち清朝に稱する所の蘇克素訥河なり。

(三)清太祖高皇帝實錄に曰く、肇祖原皇帝諱都督孟特穆、生有智略、計誘先世仇人之後四十餘人、至蘇克蘇
許河虎欄哈達山下黑圖阿喇地、距俄朶里千五百餘里、誅其半、以雪祖仇、執其半、以索舊業、既得、遂釋之、于
是肇祖居虎欄哈達山下黑圖阿喇地、と、本文に諱都督孟特穆とあるは訛にて、諱は孟特穆、都督は明廷
より給賜せられし官名なり。肇祖の猛哥帖木兒たる一證は、其二子の一に充善あるにて推知すべ
し。こは明の記録に董山の名を以て現はるゝ名音なり。

四 建州左衛

イ 建州左衛の最初の位置

建州左衛の始建の位置は、朝鮮の記録によりて傳へらる。東國輿地勝覽卷五〇會
寧都護府に
曰く

本高句麗舊地、胡言幹木河、一云昔
昔會本朝太宗朝、幹朶里童孟哥帖木兒、棄虛入居、世宗十
五年、兀狄哈殺孟哥父子、幹木河無會長、十六年、遂移石幕寧北鎮于伯顏愁所、尋以幹木河
西北、當賊衝、且幹朶里遺種所居、特設城堡、令寧北鎮節制使兼之、然其他距鎮阻隔、聲援懸
、是年夏、別置鎮于幹木河、以豐山、圓山、細谷、宥洞、高郎岐、阿山、古富居、釜回、還等地爲界、稱

會寧鎮。……。

と、此記事に童猛哥帖木兒とあるは、明代の記録に見へたる猛哥帖木兒と同一なるべし
との説は、文學博士内藤虎次郎氏によりて確められき。(二)童は、修ともいひ、彼の姓なり。
燃藜室記述七卷に記せるは、更に詳かなり、今其大要を摘譯することとすべし。いふ

太宗の十年に、女眞は孔州に入寇し、韓興富は戰死し、郭承佑は敗れたり。仍りて、其地
に在りし兩陵をば咸州に遷し、民戸をば鏡城に併せ、遂に其地方を空虚にせり。時に
臣僚の或るものは、孔州は四散の地にて、防守極めて難し、革罷するの愈れるに若かず
といひ、或るものは曰く、境内數百里の地、棄てて之を夷狄に與ふ、可ならんや、敵は必ず
や相率ゐて入處せんと、太宗曰く、國家の疆域の内に夷狄を居らしむ、固より不可、隨て
之を黜くる、何の不可あらむと、遂に孔州を革罷するの議に従へり。其後風門によ
れば、大明は衛を孔州の地に建てんとせりと、朝議大に駭く。太宗の十七年丁酉、即ち
慶源を宮居に進め、鏡城の豆龍耳以北の地を割て都護府となし、柵を説け、兵を屯して
之れを守らしむ。

此記事によりて解すれば、孔州の地方は、一時、朝鮮の領域に屬せしが、永樂八年、西紀一
四一〇を
以て一旦之れを女眞に棄與したるものと解するを得べし。孔州とは、獨り今の慶源の

一地を指せるのみならず、茂山嶺以東、北、豆滿江に臨める一帯の地方を指す。いふまでもなく會寧の谷地も此名稱の下に括せらるべし。朝鮮既に豆滿江一帯の地を放棄し又、その空虚に入りしを女眞の聚團となす、此記事には、明が建造せんとせる衛の何たりしを傳へざれども、上記の東國輿地勝覽の指示にて、當時入居せし女眞の部族の會長には、幹、朶、里の猛、哥、帖、木、兒あることを紹介せられれば、建州左衛の、此等空虚の地方に於て建設せられしは、疑ふの餘地なかるべし。而して明一統志に、永樂十年四一一二を以て此衛の創建の年と記されしは、即ち朝鮮太宗の十三年に相當し、孔州を放棄せるより約二、三年の後なることを了知すべし。建州左衛の豆滿江の沿邊に創建せられしは以上の事實にて明白なるが、然らば其地點は何處なるか、皇明實錄英正統六年の條を検するに、朝鮮國王李禎の奏中に下の如き記事あり。

二月丁酉、凡察舊居鏡城、阿木河、即太祖皇帝賜服之地……。

ここに鏡城の阿木河とあるは、鏡城が當時朝鮮の最東北にある首班の官衙なりしかば、斯くは一概に稱せしなり。阿木河とは外ならず、即ち今の會寧をいふ。凡察は孟哥帖木兒の弟なり。但だ此文に太祖の彼等に賜給せられたる地なりとあれど、それは成祖宗の誤傳なりと知るべし。乃ち此有力なる記録は、阿木河の地が、凡察等の部族に賜給せ

られたることを立證するものにて、換言すれば明は建州左衛を會寧府の谿谷に建設したるものと解釋すべし。

(二) 清の肇祖原皇帝都督孟特穆をば、建州左衛の都督猛哥帖木兒となし、曠野に逃れたる凡察は、清實錄の范察なるべしとの推測を下せしは、中外經緯傳に始まる。伴信友が武備志女直考と清三朝實錄朝鮮考の對比を試みしは、眞に卓識とせざるを得ず。此推測は、内藤教授の東國輿地勝覽卷五會寧都護府の沿革を指摘せるに至りて、十分に確められたり。

吾人は進みて建州左衛の始祖と指ささるる猛哥帖木兒は、如何なる方向より此地に入りしかを究査するの必要を認む。吾人は、此問題に對して、少くとも、彼は阿木河の谷地に來れる前、早く已に、彼が原住地を離れつつありしを知る。東國輿地勝覽卷五〇慶源都護府には、下の如き記事を載す。

〔訓春江、源出女眞之地、至東林城、入于豆滿江、幹、朶、里野人所居。〕

訓春江とは、今の琿春河をいひ、東林は慶源の東、豆滿江の沿岸にあり。乃ち此解説によれば、幹、朶、里の部族は、既に三姓附近の原住地を離れ、南して琿春河の谿谷に移住せるものと想像することを得べし。此場合、幹、朶、里は地名にあらずして、一種の部族名となりしものなり。吾人は茲に於て下の如き想像を下さんとす。曰く、猛哥帖木兒は、永樂十

年^{四一}以前に於て早く其舊地を離れて、豆滿江左岸の地方に移住したりしなりと。朝鮮が慶源一帯の守備を撤せし時、彼の部族が、容易に阿木河の谿谷に入るを得しは、蓋し此事實を證して餘あるべし。

■ 建州左衛の遷住せる位置

宣德八年^{四三}冬十月、猛哥帖木兒は兀狄哈の楊木答兀に襲殺せられたれば、韓朶里の部族は、一時其會長を喪ひぬ。幸に弟の凡察及董山等の殘存せしものありて、彼等は鏡城の或る地點を撰びて移住せんとしたり。朝鮮は之れを拒否しぬ。彼等は已むを得ず、李朝にて新設せる會寧に駐まりたるが、彼等は遂に其壓迫に耐えずして、遼東の地方に出でんとせり。當時朝鮮にては、頻りに兵を建州衛の李滿住が地方に加へんと謀り居りしことなれば、韓朶里の部族の遼東に出でんことは、好む所にあらざりき。朝鮮は、仍りて彼等の行動を抑留しぬ。皇明實錄^宗に之れを記して曰く

正統二年十一月丁酉、建州左衛都督猛哥帖木兒子童倉奏、臣父爲七姓野人所殺、臣與叔都督凡察、及百戶高早化等、五百餘家、潛住朝鮮地、欲與俱出遼東居住、恐被朝鮮國拘留、乞賜矜憫、上勅毛鄰衛都指揮同知郎卜兒罕、令人護送出境、毋致侵害。

と、此要請は、猛哥帖木兒の死せるより、約そ二年の後に提出せられたり。彼等の意向の、

建州衛に移住せんと欲ししは、明かなるが、明廷は、此要請の真相を知會せざりしもの如し。斯くしける間に、朝鮮は、遂に兵を婆猪江の地方に出したり。李滿住は、蘇子河の流域に遷住せり。而して韓朶里の部衆も、會寧の境を逃れ出で、遼東に向つて潛行しぬ。會寧より遼東に出づるには、長白山の東南を經るものと、松花江の上源地に由るものと、の兩路あり。彼等は、兩路の何れを擇びたるか、皇明實錄^宗は、吾人に下の如き指示を與へり。其文に曰く

正統六年二月丁酉、朝鮮國王李禔奏、近日凡察等奏、臣追殺其部落、又阻留一百七十餘家、蒙朝廷勅、臣放與完聚、臣聞命兢惶、不知所措……彼凡察舊居鏡城、阿木河、卽太祖高皇帝賜服之地、其親兄猛哥帖木兒等、被深處、巧狄哈攻劫、不能自存、臣祖憫之、授以萬戶職事……撫綏備至、至臣父又陞以上將軍職事、後被七姓野人攻殺之、并殺其子阿古悉、焚掠其房屋財物、凡察等俱各失所、臣撫恤之、一如先臣撫恤其兄、既得所矣、忽於近歲、先以耕農打圍爲由、移住本國邊陲、東良地面、後乃潛逃、與李滿住同處、此時不及知、安有追殺之事、其在此留住者、或因婚姻懷土、不去、或被同類開諭而還、非臣阻之也。

と、此記事によれば、會寧を出でたる韓朶里の部族は、先づ東良に向つて移住せり。東良とは、今の茂山の地方をいふ。知るべし、彼等は、長白山の東南より豆滿江の上源に出で

たりしことを。既に東良に由りたること判知せる以上、遼東に出でたる徑路は、今の帽兒山附近より佟家江の上源に出でしか、さもなくば、松花江の上源地を繞りて、興京の附近に到達せるものと解すべし。皇明實錄宗英正統五年十月の條によれば、此時凡察等の親を引率せるは、四十戸内外の少數なりしもの如し。思ふに此事實は、正統四年一四四〇三より同五年一四四一の間にあらむ。

幹朶里の遺衆は、既に遼東に抵りたり。皇明實錄宗英によりて檢するに、明廷が新たに彼等に居住を命じたる地方は、下の如し。

正統五年冬十月己未、勅諭建州左衛都督凡察等曰、郷已勅爾等回朝鮮鏡城居住、今總兵鎮守官又奏、爾等已離鏡城、與原叛土軍馬哈刺等四十餘家來、至蘇子河、家口糧倉艱難、今已勅遼東總兵官曹義等安插、爾等三土河及婆猪江、迤西冬古河兩界間、同李滿住居處、若果糧食艱難、即將帶回男女婦口、數從實報、與總兵鎮守官、給糧接濟、聽爾自來關給。

と、此記録に基きて、遷住の地方を求むれば、三土河とは、今の海龍城の附近にて輝發河に會流する三屯河をいひ、冬古河とは、懷仁縣の西にて佟家江に會流する董鄂河なるべし。乃ち今の海龍附近より、懷仁の西に抵り、佟家江の本流を東界として、其西方に散居せり。此の疆域は、皇明實錄の指示によれば、蓋し李滿住部族の先に占住せし地方なりき。

新たに設定せられたる建州左衛は、略ぼ以上にて知るを得たるが、左衛の頭目凡察等は、その當時李滿住が居城に寄住せるもの如し。

五 建州右衛

建州右衛は、明廷より賜給せられたる官印の爭奪によりて新たに設定せらる。名山藏王亨記五東北夷五に、其始末を述べて曰く

正統の初、建州左衛の都督猛哥帖木兒は、七姓野人に殺され、弟の凡察子の童倉は、衛印を挾み、亡して朝鮮の地に入りき。童倉の弟董山嗣ぎて建州衛の指揮となり、更に印を給せしが、暫くして凡察は歸れり。詔して董山に故印を予ひ、新印を上らしむ。凡察予へず。乃ち更に左衛を分ちて、右衛を置き、董山に新印を給して、左衛を領せしめ、凡察には故印を持ちて右衛を領せしめき。

と、此記事によれば、明廷は、建州女直を懷柔するの手段として、彼等の請ふがままに新印を賜給し、董山は、猛哥帖木兒の正嫡なればとて之をして左衛の長たらしめ、凡察には新に右衛を設けて、官印還納の命令を放棄せり。皇明實錄宗英の記事は、これに比して稍詳

かにて、明廷は、右衛を設定せる當日、特に詔を發し、兩名の從屬の戸口を公平に分配せんことを命令せり。但だ其事の行はれしや否やは、知るを得ず。

建州右衛の新設に關して、從來知られたるところ、諸書に散見すれども、要は此等の單なる始末を報導するに過ぎず。從來明廷の女真に對する政策を考ふるに、衛名の新に設けられ、又は衛地の遷住せんとする場合には、明廷は特に詔を發して、其の大體の地點を指定したるを例とす。然るに、今、右衛の設定に關しては、主として官印の始末を傳ふるの外、何等地域の指示せられたるを見ず。或は前に建州左衛の遷住せる範圍に就きて、割與を行ひしならむと想像せられざるに非ざれども、さる記錄の一も發見せられざる以上、地域の領有權に關する問題は、此際雙方共に重要視せざりしものと判斷するを得べし。以上吾人の考察にして、誤なからしめば、吾人は下の如き斷案を下さんとす、曰く建州右衛は、名義上の設定に止まり、其實は官印の賜給に外ならずと。明の中世よりの女真等に對する政策は、殆んど其賜給せる官印のみに重きを置き、佗の一切を顧慮せざりき。然り、事實に於て其内部の爭奪には、何等の關涉を加ふること能はざりしなり。官印の爭奪は、やがて明代に於ける女真人の一大歴史たりしを失はず。

六 建州雜考

建州衛及び建州左右兩衛の位地につきては、略ぼ考察を遂げたるが、尙二三の異説を紹介する所あるべし。

イ 東建州

馬文升が撫安東夷記の一節に曰く、永樂末、招降之舉漸弛、而建州女直先處開原者、叛入毛憐、自相攻殺、宣德間、朝廷遣使招降之、遼東守臣請以建州老營地俾居之、老營者、朝廷歲取人參松子地也、名爲東建州、初止一衛、後增置左右二衛、而夷人不過數千、然亦歲遣使各百人入貢以常、文升の所謂東建州は、明かに後の建州たる興京附近を指せることと解すべし。然れども遼東志一巻の附圖によれば、東建州老營は遼東都司遼陽の東北七百九十里にありといひ、開原地圖には、東建州は、東北六百五十里にありせり。道里の記載は一概に信を措きがたきも、佗の里程を計上せる比例を以て推せば、今の吉林附近を指して東建州となせるが如し。

坊州 房州

李滿住^二が未だ蘇子河に遷住せざりし以前房州の地に居りしことは下の記事によりて想像すべし、遼東志^{卷七} ^{城傳}に曰く

建州虜營昔居房州去邊月餘程永樂間虜酋李滿住歎塞求近邊種牧乃即蘇子河與之。と、全遼志^{卷一}山川を檢するに

穆秃河 城東北五百里源出房州北山北流入松花江。

とあり。穆秃河は今の吉林の西南を流駛する温特河なるべければ房州は此河の源地たる海龍府の疆域に於て求むべし。吾人は此の房州を以て遼東志^{卷十}に見えたる開原東陸路の第一站^二たりし坊州に外ならずと思惟せんとす。同志開原地理圖によれば坊州は開原の東三百里に在り。西征錄に見えたる鳳州も同じくこの房州又坊州の對音なりと視るを得べし。^三

(二)開原東陸路至朝鮮後門の條には下の如し。

坊州城 奚官 納丹府城 費兒忽 費出 南京 隨州縣 海洋 秃魯 散三 通朝鮮後門。

(三)西征錄に曰く丙午論李藏曰……一向者逃來人言滿住已移居鳳州距忽刺温地面二三日程滿住果移居鳳州則姑勿窮討止討婆猪等處と忽刺温地面とは大方吉林地方を指せしなるべし。

明 代
建 州 衛 圖



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4



蒙古

大

黑龍江州

沿

古

洲

滿

海

日

州

直

本

隸

朝

海

省

朝鮮朝西

鮮

朝鮮朝東

118° 120° 122° 124° 126° 128° 130° 132° 134° 136° 138° 140°

0 50 100 150 200 250 300

一之分萬百五尺縮

0 50 100 150 200 250 300

第九篇 清初の疆域

天命元年 西紀一六一六 以前清朝の領土

一 緒言

明の萬曆四十四年は、清の太祖の天命元年に當る。太祖は、實に此歲正月を以て金國を創建せり。清朝興隆の真相を知らんと欲する、必ずや此歲以前に溯りて、其疆域を考察せざるべからず。蓋し太祖の故と明國に服屬して、そが官爵を受け、又た朝貢を納れしよしは、明清相互の承認するところなれども、明國の遼東に及ぼしたる勢力は、正統景泰以降著しく減退したるとともに、明人の東北邊疆に關する智識は、漸く淺薄に赴きたれば、清朝の祖先等の起りたる地方に關しては、其記載たる、極めて杜撰なるを免れず。然れば、當面の敵國たりし清祖奴兒哈赤の、如何なる方面よりして兵力を充實し、又た如何なる方面より糧餉を得るに力めたりしや、而して其宗主國と對抗するに至りたるま

で、何等の地方まで攻略するを得たりしや、這般重要な考察に關しては、幾ど缺如たり、明軍の毎々敗戦を招きたることや宜なりと謂つべし。然らば、清朝の記載は如何、これ又詳確なりといふを得ず。その原因を釋ぬるに、大約そ兩端あり。第一は、彼等の祖先が、故土を去れるの早かりしより、國初の智識を忘却せること。第二は、地誌の編纂が政治上の意味を以て惑亂せられしこと是なり。かの盛京通志の既に康熙朝に編纂せられ、乾隆朝の初年に訂正を加へ、又た晩年に至りて著しく増補せられしに關らず、その新しき記事の加へらるるにつれ、益々吾人をして失望の聲を放たしむる所以のものは、蓋しこれ等弊端の存するに由る。吾人の今、天命紀元を限りて、その疆域を攷究せしは、聊か此等の缺陷を補はむが爲に外ならず。題して清初の疆域といふも、實は金國初期の疆域と解すべし。

次に一言すべきことは、金國以前に於ける建州の沿革の大要なり。建州とは、明の成祖が女真部落に就きて命じたる衛名なり。建州は、その始め兩衛に分たれしが、やがて増して三衛に分たれたり。吾人は、成化三年役四紀一四六七に於て、建州女直の著しき追撃を明國より受けたるを知る。彼等は、一時に其酋長を失ひしより、頓に勢力を喪失したるが如くなりしも、其實際を攷察するに、必しも然りしといふを得ず。明國は、此等重來

の敵勢を防禦するの必要よりして、已むなく、遼東の東部に互りて長き邊牆を創築せり。邊牆の効果は、較々確實なるを得たりき。然も遺憾なることには、茲に恐るべき民族の大移動は、邊牆の外面に始まれり。蓋し成祖が、東北女真の地面につきて、一百有餘の衛所を分設したる、大方彼等女真の勢力を離散せしめむとの政策に出でしやにも解せられ、其事實として現はれたるを考ふるに、海西に於ける女真は、建州に抗し、建州は、また黒龍江の野人女直に對す。明の東北夷に對せる、斯くして大事なからしめたるが、此政略たる、明の國情としては、必しも劣策なりといふを得ず。然りしに、今即ち明國は、自己の藩屏たる建州を殘破したり。建州女直の海西を糾合して、宗主國に報復せむと企つるに至りしも、亦宜ならずや。成化中、馬文升が海西兀者前衛の都指揮李撒哈赤の、久く建州に留まりて返らざる事情を解したる一節に、時に建州の女直も、亦た成化三年役の怨を報いんと企て、全く海西女直の勢に籍れり。斯くて彼等はともく、に來りて、邊地を犯し、その勢、漸く昌熾なりとあり。斯かるは、從來遼東に見ざりしところなるが、女真人は、此時を以て、深く遼東の内地を衝き、撫順の西、鳳集堡を抄掠せり。蓋し建州の海西女直を利して、明國の壓迫に抗せむとの企望は、名倉董山の遺策ともいふを得べく、爾來雙互に接觸するを力めたりしが、爾時海西の實力は、遂に建州の上に出でしと見え、漸次彼

等の勢を喪ひ、遂にその全境を悉くして、海西女直の掣配を受くるに及びたり。東夷考略に、海西より南遷したる哈達の盛時を記して、其所轄は、東灰扒兀刺等の江を盡くし、南清河、建州を盡くし、北は葉赫を盡くすとあり。此記事を基礎として按ずれば、哈達の勢力は、東、今の松花江の本支流に及び、南、太子河の上流なる清河城附近竝に、渾河、鴨綠江に至り、北は今の奉化、懷徳の一線にいたりしこと知るべし。此情形は、大方西紀千五百七十二年より千五百七十七年頃に互りたり。建州の女直の當時新興の哈達に服屬したるはいふを須るざるが、斯かる現状は、又永久に持續せざりき。哈達衰亡の原因は、主として其會王台の精力の喪失より起れるべし。清太祖實錄に、當時滿洲全土の混亂をいひて、蘇克蘇湍部、渾河部、主甲部、董鄂部、哲陳部及び長白山の納殷部、鴨綠部、東海の兀集部、瓦爾哈部、庫爾喀部、扈倫國の吳喇部、哈達部、葉赫部、輝發部は、何れも蜂起して、王號を稱し、各、その地に主となりて、互に攻戦せりとあり。太祖實錄が、此記事を萬曆五年西紀一五七七年の條に收めしは、略ぼ當れりと謂つべし。蓋し時勢は、哈達の會長の老いしとともに急轉し、其子の虎爾宰と、葉赫の仰家奴との間に、劇しき争端起れり。事の原由は、王台の叔父の、葉赫の海西に在りし時、その會長を殺害して、利權を奪ひ、併に數多の山寨を略取したることあり。王台は、爲に法を講して、雙互の緩和を計りたるが、哈達の勢の傾けるにつ

れて、兩部族の争闘は、此舊縁を釋ねて再び開始されにき。その結果、葉赫の十三寨中、王台に屬するもの僅に五寨となり、灰扒兀刺及び建州女直は、何れも此機を視て、約束の圈外に馳せ去れり。西紀千五百八十二年七月、王台は、爲に憂憤して死せりといふ。清の太祖は、此時年二十四、尙ほ祖父及び父とともに今の興京地方に在りたり。

嘉靖三十六年西紀一五五七年以降、建州女直の會長王杲といひるものの騷亂は、當時黄河の上流に據りて、明の西北邊を犯し、韃靼の小王子と相結ひたるものなれば、其影響するところ亦た劇甚なりき。當時の記録によれば、明の撫順より南、清河城に至り、北、柴河堡の東方に至る一線は、殆ど毎月侵掠を受け、その後明の一將軍は、陣地にて捕はれ、やがて磔殺せられたり。明史葉赫の韃靼傳によれば、土蠻は親ら撫順を犯し、鳳凰城を攻め、海州、金州の殺掠せられしは、尤も甚しかりしよしに見ゆ。こは建州女直が蒙古の嚮導をなし、鳳凰城方面より遼東半島に兵を進めたるに外ならず。會長王杲の威勢は益々熾なりき。然りしが、明にては、恰も用兵に巧みなる李成梁の出でて、遼東を守りしより、彼等は遂に之に對戦する能はず、逃れて哈達に至りしが、却りて捕はれて、成梁に引き渡されぬ。之を萬曆二年となす。彼れに、次いで起りしを王兀堂といへり。彼が根據地は、今の佟家江の流域にて在りき。彼も亦一時、靈陽、寬甸を犯し、次いで、永奠を犯ししが、李成梁は、

今の修家江の支流なる雅兒河に窮追ししかば、彼は再起するに由なかりき。彼及び前の王杲は、實に太祖の起りし以前に於ける建州の巨頭なり。此二人の勢力の根據地を搜索すれば、自ら建州の何状なりしかを知るを得べし。

吾人は、第七篇明代遼東の邊疆に於て展拓したる寬甸六堡の位置を略説し、其東南は鴨綠江の沿岸に、東北は、修家江に臨接したる地方に至りしをいへり。王兀堂の部族の在りしところは、饒陽の東二百五十清里程の地にて、今の修家江左右の地方なりしこと疑はれず。王杲の部族は、六堡の北界に在りしといへり。六堡の北界とは、張其哈刺甸子をいひ、そが北界に當りて、舊鴉鶻關の存在したるを知る。鈔本讀史方輿紀要に引ける輿程記は、下の如きを記載せり。

清河路三十里、即鴉鶻關、又三十里至响花峯、五十里爲撒石寨、十里無狼砦、十里舊鴉鶻關、十里一哈河、十五里烏鷄關、二十里林子鎮、二十里錯羅必砦、又三十里、即建州老砦矣。

乃ち知る、舊鴉鶻關は、今の清河城を距ること八十五清里にて、新關に比すれば、五十清里の北方に在りしことを。此道里を基礎として考ふるに、今の長春嶺の南に在る三道關附近は、舊關の所在地にて、此地方より修家江の支流に抵りたる一線をば、界址となししものなるべし。王杲の部族は、この一線の北方に在りしこと知らるれば、今の懷仁の西

なる花尖子地方か、若しくは、興京附近を以て擬定すべきが、吾人は、當時の情形より推測して、寧ろ後者に置くの至當なると確言せむとす。蓋し王杲は、建州左衛の都指揮にて太祖の祖父及父等は、共に彼れが部將たり。加之、太祖の母は、彼の女なりしやに思はるれば、太祖の族黨の居を同じき地方に定めたりとも、想像するを得べし。王杲の領有せし範圍は、蓋し蘇子河の流域より渾河の上流を出でざるべし。王杲死して、王兀堂之れに代りたり、之を太祖の二十歳より廿五歳に至る間の概勢とす。

哈達の會長王台の没ししよしは、上に言ひ及べり。明の朝廷にては、特に弔意を表し、爲に祭物を賜給したりといふ。明の遼東の政治家の、此部族に眷々たりしこと以て徴見すべし。然りしに、哈達の兒孫は、大概ね不肖にて、互に父業を爭奪し、内、一人は逃亡して葉赫に據れり。葉赫は、之を利用して哈達を攻め、遂には兵を蒙古に借りて此部族を併呑せむことを企てり。明は之を膜外に置くこと能はず、西紀千五百八十九年、一度び兵を葉赫に加へ、多年に亙りたる紛争を解除せり。然も哈達は、遂に強を加へずして、兩部族は共に衰弱を招きたり。清の太祖は、年正に三十、漸次哈達の南を略し、東、修家江を併せ、西、撫順の邊に抵りたり。吾人は、葉赫、哈達二族の相闘の、金國の興隆に著大なる影響ありしことを確言して疑はざるなり。

二 俄朶里城の位置及び滿洲の國號

清朝官撰の史書は、長白山の東、俄漢惠の野なる俄朶里城といふを以て、祖先發祥の靈地と倣さざるは無し。いふ始祖は天女の兒布庫里雍順といひしが、數代に亙りて、此城に居住しぬ。何れの時といふを知らず、内亂ありて、彼れの子孫は殺害せられ、唯だ幼子范察といひるもの、荒野に遁れ出でにき。更に數傳して、孟特穆にいたりけるが、彼れ智略ありて、先世仇人の後を計誘し、蘇克蘇訥河なる虎欄哈達の下、黑圖阿拉に至りて、祖業を索めたり。此地や實に俄朶里城を距ること西、千五百里。肇祖原皇帝と呼びなざるは即ち此人なりと。^(一) 雍順そのものが實在の人たりしや否やは、今攷究する限りに非ず。然とも、彼が居城として傳へられたる俄朶里は、長白山の東といひ、肇祖の經始せる黑圖阿拉は、此城の西、一千五百清里に在りといへば、これ必しも鑿空の傳説として忌避すべきに非ざるべし。さりながら、清朝第四の帝、康熙の時代西紀一六六二—一七二二に於て、此城の位地は、全く知られず、に終りたり。帝が勅撰として知られたる皇輿表二卷によれば、

俄朶里城 在興京東一千五百里、四至莫考、自本城至京師三千三百里。

とあり。興京は即ち前代の黑圖阿拉なれば、實録の記載を根據とし、東、一千五百里と想像を下せしに過ぎず。又た俄朶里城と北京との距離を三千三百里とせしは、北京より興京に至る里程一千八百里をば、前記實録の里程に加算せしに止る。四至莫考とあるに徴すれば、愈々本城の所在の確指するを得ざりしこと知るべし。尙ほ、帝の時代に於て、地圖の測繪は、大に行はれ、特に東三省の地には、耶蘇會士の某々を派遣せしことを記憶せざるべからず。

(二)鈔本清太祖實錄發祥世紀の條に曰く、大清太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝睿武弘文帝業高皇帝、愛新覺羅氏、諱努爾哈齊、先世發祥于長白山、高二百里、綿互千里、山之上、有潭、曰闔門、周八十里、鴨綠混同、愛淙、三江出焉、鴨綠江自山南、西流入遼東之南海、混同江自山北、流入北海、愛淙江東流入東海、三江多產珠寶、其山風勁氣寒、每夏日、環山之獸、畢棲其中、山之東、布庫里山、山下有池、曰布爾瑚里、相傳有天女三、曰恩古倫、次正古倫、次佛庫倫、浴于池、浴畢、有神鵲、銜朱果、置季女衣、季女愛之、不忍置之、地、含口中、甫被衣、忽已入腹、遂有身、告一婦、曰、吾身重、不能飛昇、奈何、二婦曰、吾等列仙籍、無他慮也、此天授爾娠、俟免身來、未晚、言已別去、佛庫倫、尋產一男、生而能言、俄而成長、母詳告子、以吞朱果、有身之故、因命之、曰、天生汝、以定亂國、汝往治之、順往治之、順流而往、即其地也、與小舫、母遂陵空去、子棄舫、順流下、至河涉、登岸、折柳枝、及蒿、爲坐具、端坐其上、是時、其地有三姓、爭爲雄長、日構兵、相仇殺、有取水河涉者、見而異之、歸語衆、曰、汝等勿爭、吾

取水河涉見一男子貌甚異非常人也。想天不虛生此人。衆往觀之。皆以爲異。因詰所由來。答曰。吾天女佛庫倫所生也。姓愛新覺羅氏。名布庫里雍順。天生我以定汝等之亂者。衆驚曰。此天生聖人也。不可使之徒行。遂兩人交手俾坐其上。昇至家。三姓者議曰。我等息爭。當推此人爲國主。以百格格妻之。遂定議。妻以百里。奉爲貝勒。其亂乃定。于是布庫里雍順居長白山東俄漢惠之野。俄朵里城。國號曰滿洲。是爲滿洲開基之始也。歷傳至後世子孫。屢其國人。國人叛。攻圍俄朵里城。盡戕布庫里雍順之族。有幼子名范察者。遁于荒野。國人追至。會有神鵠。止其首。追者遙見。意人首無鵠棲之理。疑爲枯木。遂中道而返。范察獲免。隱其身以終焉。

然りしに、帝の孫乾隆の時にいたりて、此城の位置は、今の吉林なる牡丹江の上流に在りといふに定められたり。帝は、果して何様の史證に據りて、斯く確指するを得しや。盛京通志百三十は、帝が乾隆四十四年七七一を以て勅撰を公にし、前志の糾纏を更訂して餘蘊なしとするところなるが、姑らく同志八一に聽けば、下の如き記事あり。

謹稽發祥世紀始祖居長白山東鄂謨輝之野鄂多理城在興京東一千五百里寧古塔城西南二百三十里勒富善河西岸。

鄂謨輝は、俄漢惠、鄂多里は、俄朵里の對音と知るべし。本文によれば、俄朵里城は、寧古塔の西南三百三十清里、勒富善河の西に在りと解せらる。勒富善河とは、牡丹江上流なる勒富善岡に發し、東北して畢爾騰湖に入るの枝水を指す。その寧古塔の西南三百三十

清里とあれば、今の敦化縣の境内に在りといふの意に外ならず。同じき帝の時代に成れる大清一統志五卷四には、嘗に城の位地の明かなるに至りしのみならず、そが遺址とも視るべきを詳記せり、曰く

勒富善河西岸有鄂多里城周一里一百步有奇門三、四圍有濠、子城周百步有奇南一門、本朝初定三姓之亂、國號滿洲、卽肇居於此。

と、吾人は、清朝の史家が、何れも此説を遵奉して、何等疑議の其間に挟みしことを聽かざるなり。然れども、乾隆帝が如何の史徵に據りて、斯く判斷せしやは、一般に等閑に付せられしことの争はれず。唯だ吉林通志四卷二に收められたる彭光譽の説は、多少の聽くべきなからず。今左に該記事を掲ぐべし。

鄂多理城、爲天家發祥初基、在今吉林東南境、盛京舊志吉林外紀、皆不之載、訪諸父老、或僅知其名、而無能確指其地者、癸未、歸自朝鮮、渡土門江、後、水復山重、地皆在吉林東南、長白山之東、途經大小廢城、不一、間遇土人、詢其名、或知或否、亦無所謂鄂多理城者、旣而北越哈爾巴嶺、西渡牡丹江、未三里、敦化縣治在焉、瀕江別一古城、問名曰敖東、亦曰阿克敦、皆招聖新戶、無可咨訪、然江西故址、惟此一城而已、光譽從事幕府、始獲讀故府藏書、謹稽欽定盛京通志、內京城志、引發祥世紀、略云、始祖居長白山東、鄂謨輝之野、鄂多理城、在興京東一千五百

里、寧古塔城西南三百三十里、勒富善河西岸、肇祖始居赫圖阿拉、太祖遷居呼蘭哈達、天命元年、以興京爲都城、又山川志、引實錄……與開國方略、滿洲源流考所載文、有詳略、而事之次第並同、又瑚爾哈河註略云、上流勒富善河、會畢爾騰湖、流經會寧北、繞寧古塔城南、北入混同江、按此卽今之牡丹江也、會典與通志、疆域各圖、限於篇幅、皆略焉、不詳、庫藏吉林全圖、山川半非舊名、因復發篋、存王文勤公度雲影撫康熙朝內府輿地圖、有勒夫城河、額多力城、諸名在、互相校覈、然後知今圖註曰牡丹江源者、卽勒夫城河、注曰阿克敦者、卽額多力城、名雖異、而圖之部位、皆同、揆其相距興京及寧古塔道里、遠近與無不合、寧古塔南、敦化縣北之故會寧城、及額穆赫索羅爲驛路所必經、始恍然、今之額穆赫索羅、鄂摩和站、皆鄂謨輝也、今之牡丹江、自瑚以下爲瑚爾哈河、湖以上卽勒富善河、通志本無所謂牡丹江也、然則鄂多理、額多力、敦東、阿克敦、皆音轉字通、實一城耳。

彭光譽は朝鮮の北部より程を起し、哈爾巴嶺を越え、西して牡丹江の上流を渡り、以て敦化縣に至りたるもの。彼謂らく、吉林の東南、白山の東には、大小の廢城一にして足らず。されど、所謂鄂多理城なるもの無し。唯だ敦化縣治に近き江邊に一古城址ありて、敦東とも又阿克敦ともいへり。土民は皆な招墾の新戸にして、咨訪すべき無きが、江西の故城址を求むれば、唯だ此一城に過ぎず。光譽は爾時多少の疑を抱きて、吉林に歸着しけ

るものの如し。彼れ卽ち吉林庫藏の影本康熙朝內府輿地圖を發して、之を檢せしに、勒夫城河、額多里城等の諸名を得たり。仍りて謂らく、勒夫城河とは、今圖に注して牡丹江源といへるに當り、その阿克敦と注せらるるは、正さに額多里城に外ならず、而して、今の額穆赫索羅、鄂摩和站こそ古の鄂謨輝なれ、鄂多理、額多力、敦東、阿克敦皆な一音の轉にして、實は一城のみと、説の可否は、ともあれ、俄、柔里の位地を論證ししは、光譽を以て始めとすべく、又翻りて考ふるに、乾隆帝の意見とて、彼れが所論の範圍を出づるものに非ず。無造作に考ふれば、地名は既に鄂多里を以て知られ、又そが附近に鄂摩和と呼ばはれし地方の存在せる以上、指して發祥の靈地と爲せしも、無理ならぬことなるべし。さり乍ら、此に一の疑問は發せらる。鄂多里の名は、乾隆朝に知られたるに非ず、彭光譽が、影本康熙朝內府輿地圖を檢して、此名を得たりといふに、徹するも、聖祖が測繪の時に知るを得たるの疑はれざるべきが、彼朝の史臣は、何か故に、此廢城を指して、祖宗の發蹟となさざりしや。若し乾隆朝にして更に新たなる史實を探り得しとならば、ともあれ、その否らざるの明確なる限り、單なる類似の地名を探りて、判斷を下すこと能はざるべし。吾人は、寧ろ康熙朝の史臣の態度を是認す。

敦化縣に、俄、柔里城を擬定したるの、極めて薄弱なるは、前述の如きが、これに反して、吾

人は數個の疑義を提出し得べし。その第一は、敦化縣治が長白山の北に在りて、東に在らざること是なり。支那の史籍には、西と北との通用せられ、又た東と南との併稱せらるること稀ならざれど、その東に位置されしといふを以て之を北に求むるは、遽かに首肯し易からず。乾隆帝の勅撰に係れる開國方略は、之を悟りてか、東の一字を改めて「北」となしぬ。こは私意の改竄にして、今の敦化縣治に適合せしめんととの考慮に外ならずと知るべし。第二に發せらるべき疑問は、興京と敦化縣治との距離、即ちこれなり。兩者の距離を推すに、多く見積れりとして九百清里を出でざるに非ずや、之を實録の記載に較すれば、甚しき差異を生ず。第三に疑はるるは、鄂摩和が果して古の俄漠惠の野なりしや、俄朶里なる名稱が地名として解釋すべきや否やすら、確定する能はざる以上、此等二個の類似の地名の近接しありしとして、又た遽に斷案を下す能はざるべし。吾人の見る所を以てするに、乾隆朝の史臣の東三省に關する意見は、總して臆斷の多かりしを免れず。一例をいはゞ、太祖が仇人尼堪を討ち取りし、魯爾渾城は、正さしく撫順關の外、遠からざる地方に在るべきに、盛京通志及び盛京輿圖の之を黒龍江なる齊齊哈爾の南に擬定したるが如き、萬曆四十八年、明の將軍李如柏の兵を興京の南に前めたる呼蘭路は、今の清河城より興京に出づる通路なるに、松花江の輝發河を合する地方に在りとなし、

又爾時開原より南、撫順の北邊を通過せし將軍馬岩は、三岔子より營盤附近に出でたるに、興京の東北方に來襲せりと記せるが如き、駭異すべき錯誤は、屈指に耐えざるが、斯かるを致せしは、凡べて道里方向と史實を沒却せし結果に外ならず。ともあれ、俄朶里城の擬定の上に於ても、何等信憑すべき史證に據らざりしことは、やがて想像に難からざるべし。

敦化縣治は、既に俄朶里城の位置を擬定するに足らずとせば、吾人は別に實録の記事を辿りて之を長白山の東邊に求めざるべからず。尙ほ此研究は、朝鮮支那及び清朝自らの史料の對比によりて、從來想像の下されしことなからず。されど、此問題に就き最も明快なる判斷を與へられしは、内藤教授の所説を推す。教授の解説に以らく清朝の實録にて、長白山の東、俄漠惠の野とあるは、今の朝鮮の會寧府を指ししに外ならず。會寧の土名は、女真に之を幹木河 *Wan-mo-ho* とし、又た吾音會 *Oum-hoi* とし、いひき。李氏朝鮮の太宗の時、幹朶里の酋、童孟哥帖木兒なるもの、その地方の空虚なりしに乗じて入居すとは、東國輿地勝覽にも明記せらる。此の孟哥帖木兒こそ、清の肇祖孟特穆といへるに符し、幹朶里とは、女真の種名をいへれば、清の實録に俄朶里城とあるの、寧ろ種族名たるを了知すべし。さて、孟哥帖木兒は、北部の野人兀狄哈に襲殺せられ、その弟の凡察及

び兒の童山等の遼東に逃れ出でしことは、これ亦明と朝鮮との記録に一致すべければ、清の祖先に關する傳説は、蓋し之を傳ふるに外ならずと。此説明は、最も合理的に解釋せられたるを疑はず。尙ほ吾人が此説に對して附言するを得るは、幹采里の酋長猛哥帖木兒は、今の三姓附近に居りしものにて、元代に於ける三萬戶府の一たりしこと、別に言ひ及びしが如し。^(二)清朝にては、當初實錄を編纂せし時、早く既にその發祥地を確指する能はざりしのみならず、俄采里が彼等部族の種名たりしをも、忘却したりしなり。滿洲國號の由來に關する清朝の記事は、妄なること更に甚し。

(二)五五七頁を見よ。

太祖實錄によれば、天女の兒、布庫里雍順が俄采里城に在りし時より、早く既に滿洲なる國號を稱せしよしを記載せり。吉林通志^{卷二}は、從來の諸説を綜合して解すらく

俄采里城、一作鄂多哩、八旗城、○教東南三里許、牡丹江北岸、周圍約四里、尙存土基、長白山

東南俄漢惠、地名、俄采里城、原名三姓人共奉布庫里雍順爲主、定號滿洲、南朝諛名建州、盛京、

一我朝發祥長白、自遠祖定三姓之亂、居俄漢惠之野、鄂多哩城、在今寧古塔西南三百里、國

號曰滿洲、是爲開基之姓、皇朝通考二、百七十一

と、以上の記事に於いて、特に注意せらるべきは、南朝即ち明が、滿洲といふを誤りて建州

と名けたりといふことは是れなり。此説は、蓋し乾隆帝に發す。帝及び當時の史官等は、自己の祖先の明國に服屬せしといふを忌避し、自ら國號を創建しつつありとの主張を要望したるより、故意に此等の事實を捏造せしに止る。彼等が滿洲の二字を使用するに至りしは、崇徳朝に於ける實錄編纂の日に拘まりしものにて、彼等がその以前に残したる記録、又は文書に於いて、何等這般の消息を傳へず。いふまでもなく、乾隆以前の諸帝にも、舊記の眞を絶滅せんとするの希望は、之れありしかど、斯くも大膽に解釋を下せしはあらず。ともあれ、彼等の祖先は、明かに建州衛の屬人を以て自稱せしが、太祖の自立するに及びて、金國又は後金の汗といひ、清の國號の創建せらるるに至り、之に代ふるに太祖の尊稱たりし滿住の二字を以てせり。滿住とは、佛名文殊の對音に係る。

三 寧古塔貝勒の分住地

清朝の系譜に於て、興祖即ち福滿以前の世次には混亂あり。福滿の何狀たりしやは、記録の徴すべきなけれど、彼れに六子ありて、寧古塔貝勒と稱せられしことは疑はれず。興祖の名の此人に與へられしは、清の世系の彼れによりて中興せしことを語るに外な

らざるべし。清朝太祖實錄に六子を叙して曰く

德世庫居覺爾察地、劄開居阿哈河洛地、索長阿居洛地、鳴善地、景祖安覺昌居祖基、黑圖阿喇地、包郎阿居尼麻喇地、寶實居章甲地、六人各築城分居、稱寧古塔貝勒、乃六祖也、其五城距黑圖阿喇城、近者五里、遠者二十里云。

と、本文によりて察すれば、福滿の六子は、各城を築きて分住しけるものにて、中にも黒圖阿拉は、そが主城なりき。各城の距離につきては、黒圖阿拉を中央として、近きは五清里、遠きも二十清里を出でず。吾人は、以下六城の位地を略述すべし。

甲 覺爾察

此城は、興祖の長子德世庫の居りしところなり。盛京輿圖には、今の興京老城の西なる煙筒山の下、甲哈河の左岸に當りて、覺爾察阿拉の名見ゆ。覺爾察は姓阿拉とは滿洲語に岡を意味す。大清一統志卷三を檢するに、興京の西四里に周圍一百二十步、南に一門を設けられたる古城あり。建置の年、未だ詳かならざれど、國初の六城の一なるべしとあり。こは定めて、德世庫の居城ならむ。德世庫といへる名は、都指揮の對音にや、詳かならず。

乙 阿哈河洛

興祖の第二子劄開の居城なり。河洛とは滿洲語に峪の意なり。盛京輿圖等ともに此地の所在を示さず。

丙 洛地鳴善

興祖の第三子、索長阿の居城なり。開國方略は、之を和洛鳴善に作る、蓋し錯誤なり。鳴善は滿洲語に村屯を意すれば、さしたる城寨にてはあらざりしなるべし。盛京輿圖によれば、興京の西南、煙筒山の西に羅地と稱する地名あり、或は即ち彼の居りしところならむ。彼には、五子ありて分住せり。

丁 尼麻喇

興祖の第五子包朗阿の居城なり。開國方略卷一には、之を尼瑪蘭に改めり。盛京輿圖には此名見えず。國朝着獻類徵卷二、額亦都の列傳に、薩克察の人の入寇しけると、彼れは之を擊破して、その城に入り、遂に尼瑪蘭章甲、索爾瑚の諸寨を取れりとあり。興京

の東北三十五清里にて、章甲河と源を同うし、納綠窩集より西流して、蘇子河の上流に合する河に尼麻喇といふがあれど、恐らくは、此城の所在地なりとするを得ざるべし。尼麻喇とは、滿洲語に桑樹を意味す。

戊 章甲

興祖の第六子寶實の居城なり。開國方略一には、章嘉に作る。或は乃ち張姓の居寨に係るべし。章甲とあるは、張家の對音なり。盛京輿圖によれば、興京の東北に當り、章嘉城といふあれど、果して此地なりしやは疑はし。

己 赫圖阿拉

興祖の第四子覺昌安即ち景祖の居城にて、故と建州衛及び建州左衛の居住せしところなり。興京の西、煙筒山の下に位す。煙筒山は、明代に竈突山の名を以て知られき。滿洲名にては、呼蘭哈達 Hulan hada と呼ばる。呼蘭 Hulan は竈突、哈達 Hada は山峯の意なり。開國方略一に、此城は、俄朵里城の西一千五百餘里にて、蘇克素濬河と嘉哈河の間に在りと見ゆ。清朝の記録にては、此城が祖先以來繼承し來れる由を傳ふれども、太祖は

四十五歳に達せし比まで、此城寨には居らざりき。蓋し黒圖阿喇の地たる、景顯二祖安塔の殺害されし頃よりして早くも、族黨の占據に歸しければ、太祖は、已むなく外に流寓せしことと思はる。太祖は、實に萬曆十五年を以て、虎欄哈達の東南に築城し、同三十二年を以て、此城に復歸せり。

以上六城中、覺爾察、洛地、鳴善、及び黒圖阿拉の三城は、略ぼ知るを得たるが、他の三城は、殆ど擬定すること能はず。但し清の記録によれば、五城は、黒圖阿拉を繞り、近きものは五里、遠きも二十里を出でざること明白なる以上、煙筒山東西の谷地を出でざりしや推知すべし。尙ほ此等は、支族の繁衍するにつれ、六城のみには止らずして、撫順東方に連互せる五嶺以東、蘇子河の上流は、擧げて彼等の部族に占住せられしなり。其東南境は、今の興京の西南六十清里程の地にて、董鄂部と界す。董鄂部は、當時、佟家江に盤踞せし女眞の部落にして、或は乃ち建州左衛の嫡裔にてもあらむ。士馬の盛強なる、寧古塔貝勒が、哈達の援助を借るに非れば、以て抗敵する能はざりしに、徹して想像すべきなり。寧古塔貝勒の分住地は、これにて略ぼ知るを得たるが、寧古塔なる地名の、吉林の東部に存在せしよりして、清朝の學者には、甚しき誤解を抱かしめたり。吾人はその例證として、寧古塔紀略の一節を擧ぐるを得べし。曰く

寧古塔西行百里曰沙嶺、有金時上京故城、東三里覺羅村、即本朝發祥之所。

と、吳兆騫が寧古塔附近の覺羅村を認めて愛新覺羅の發祥地となせるは、金の上京の故址として知られたる城寨を、此村落の附近に發見せるに緣由なからず。されど最大の原因は寧古塔貝勒の名義を、今の地名に附會せしものと觀取すべし。彼れは、又寧古塔の意義を解して以らく、寧古塔は大漠の東にあり、……塔を以て名くれども、實は塔なし。相傳ふ、昔兄弟六個ありて、各一方を占む。滿洲、六を稱して寧古となし、個を塔となす。その寧古塔といふは、猶ほ華言六個なりと。此解説は、明人が寧古塔を以て塔の名と心得、清祖奴兒哈赤は、此塔内に住居せりといひ、或は地圖上に塔形を印出せるに比し、一段の進歩ありと雖も、究竟彼が記事たる、後來幾多誤謬の祖をなせしを疑ふべからず。彼の聖武記の著者が

始祖鄂多里城、居俄漠惠之野、在寧古塔西南三百餘里、故四祖雖遷建州、仍稱寧古塔貝勒、といひ、吉林外記の著者が

寧古塔國語數之六也、開國方略、六祖各築城分居、稱寧古塔貝勒、因以爲名、又稱以塔爲者附會也、……南瞻長白、北繞龍江、允邊城之雄區、壯金湯之帝里、是寧古塔之形勝也。

といへる、何れも寧古塔紀略に誤られしを證すべし。之を要するに、寧古塔の名稱は、六城の存在せしより起れること、遜札塔城の五城を意味すると、同一事情の下に在りと想像するを得べきが、清祖寧古塔貝勒とは、始めより何等相涉るところあらず。嚴密なる意味よりすれば、寧古塔貝勒の名は、部族名をなししかど、地名としては、未だ嘗て知られざりしなり。

寧古塔に於ける覺羅村について、吾人は一言を費すべし。清朝の記録にて、國姓を愛親覺羅となす。世人が、かかる邊よりして、覺羅村は、徑ちに清朝の國姓に關係ありと誤信するものを出ししこと、また無理からぬ次第ならむ。然ども盛京通志を檢するに、寧古塔の附近に於て、覺羅城と稱するものは、一二にして足らず。此覺羅は、滿洲に於ける多數の覺羅の中にて、何れに屬すべきやは、先づ以て甄別を要す。かの伊爾根覺羅の如き、舒舒覺羅の如き、何れも古くよりして長白山地方に散住ししこと、記録に徴しつべし。而も顧みて愛親覺羅氏の斯かる地方に居住せしこと、何等の史證なきに考ふれば、覺羅村は即ち愛親覺羅氏の居りしところと解すること、寧ろ危からずや。吾人は、寧古塔附近の覺羅村を以て、伊爾根覺羅氏の故址となす。そは、八旗滿洲氏族通譜を檢するに、鎮白旗に隸せし羅克什納蘇崇阿馬興阿賴塔などいひる人々は、凡べて寧古塔の地方の伊爾根覺羅氏に係り、他の覺羅氏族の、また此地にありしとも見えず。武斷を以て知られ

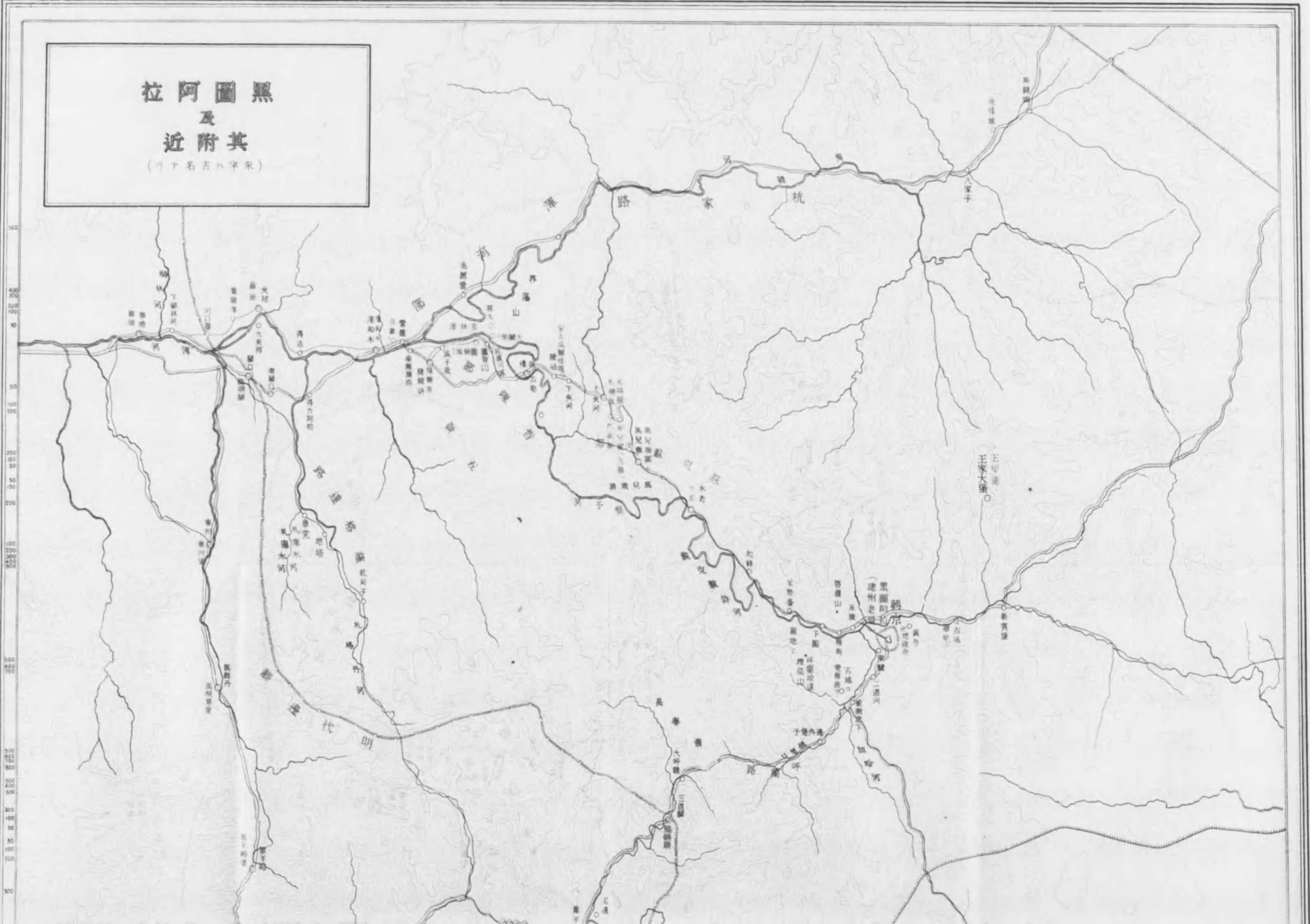
たる乾隆帝すら、尙今の寧古塔を指して六祖の故址なりとはなさざりしに非ずや。寧古塔地方を以て清朝發祥の原地と心得るは、全く根據なき謬説なり。

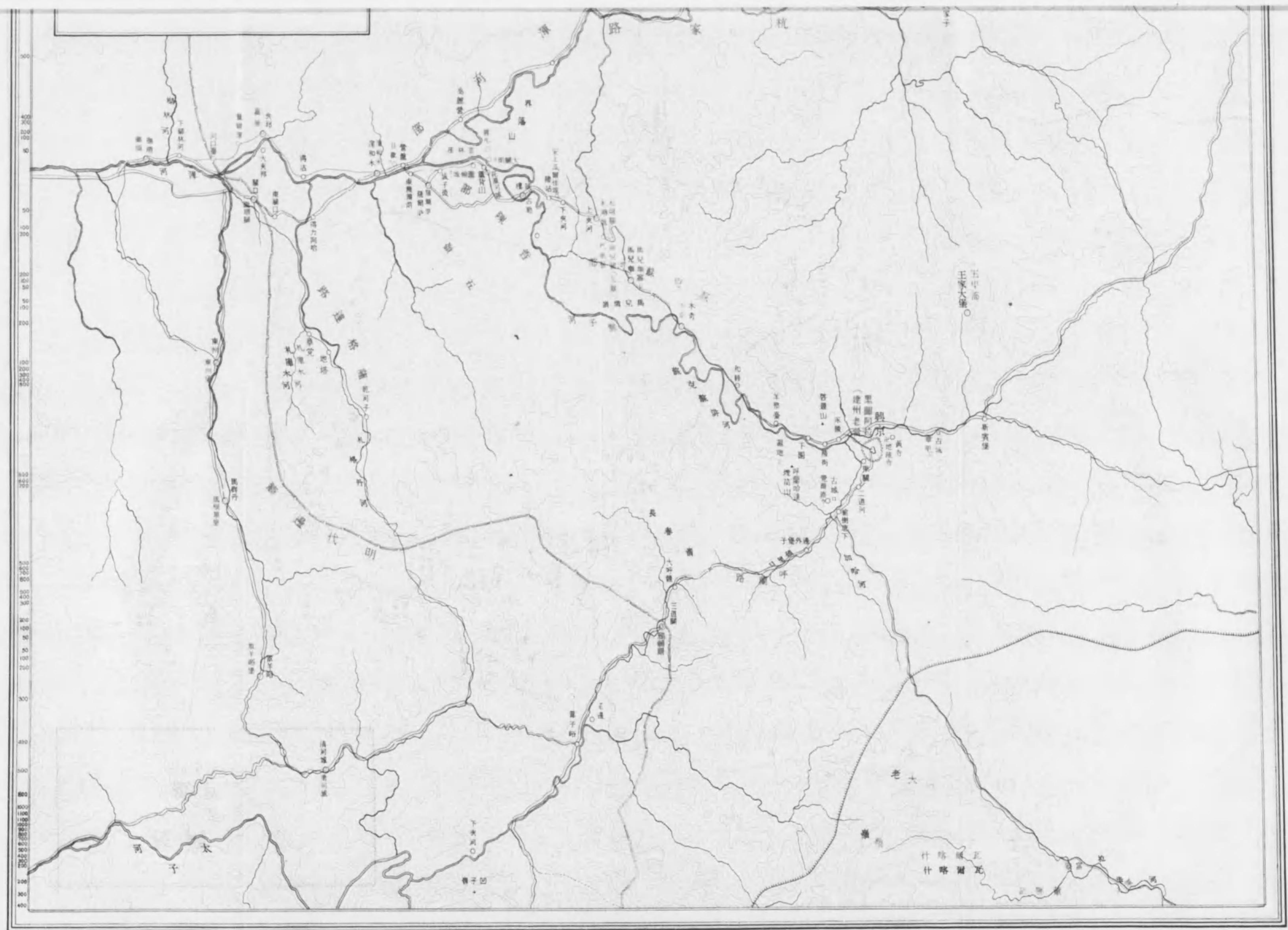
四 蘇克蘇河部及び哲陳部

イ 蘇克蘇河部

蘇子河の名は明代に始まる。清朝官撰の書に之を蘇克蘇河といひ、滿洲語に之を魚鷹と解せり。此解説の信すべきやは、吾人未だ確言するを得ず。國語の威權を加へんとせる乾隆時代の傾向は、本來の漢名漢語を解するに、滿洲語を以てして怪まざりき。一例を擧ぐれば、遼陽の東北を通過する太子河は、國語の塔思哈河にて、塔思哈は虎を意味すといひ、渾河なる名稱は國語の瑚努呼に出づといへるなど、附會の跡の顯然たるは、置辨の要なきが、蘇克蘇河の場合も、これと同様に觀るを得べし。乃ち蘇克蘇河とあるは蘇子河の對音なること、猶ほ瑚努呼が渾河の對音なるか如く、彼等は、蘇子河なる舊名を一語として、それに河 Bira の一字を附加せしに止るべし。蘇子河部とは、今の興京附近より札喀に至る附近を稱ししものとす。

拉阿圖黑
及
近附其
(引十名古ハ字宋)





1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

一之分萬百三尺總

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

(二)大清一統志卷三八 奉天府に曰く乾隆四十八年、皇上鑾謁所經考名正典指太子河爲國語塔思哈河塔思哈虎也、因字音相近訛爲太子、後人不察遂附會太子丹之事耳。

明の遼東と建州女直との接界は、屢次展退の行はれしかど、撫順の方面のみは、西紀千四百六十七年以降、幾んど變遷ありしとも覺えず。乃ち接界は、撫順の東二十清里ほどの地點に劃られしが、唯だ茲に怪むべきは、興京の西四十清里にて雅兒哈關頭道の設けられ、又西一清里にして代帳關二道の設けられ、又二十二清里にして札喀關三道の設けられしこと是なり。盛京通志三卷三に之を記して曰く

以上三關、皆因山爲關、明一統志稱撫順所東二十里、有撫順關、蓋卽此三關之總名、其設自何代無考。

と、盛京通志の著者は、撫順關の位地を知らざりしかば、所謂明の撫順關とは、此三關の總名ならんとの推測を下せり。こは甚しき誤謬なり。されども、該三關が何の代より設けられしや考ふる無しといふに察し、此等關隘の築設をば、清の六祖等が手に成りしとも斷じ難く、寧ろ彼等の前代の女真人が、明人併に西來の外敵を防禦せんが爲めに築造せりと解するを可とす。明の全遼邊圖には雅兒哈に相當するを岳關といひ、札喀に相當するを冊哈といへり。以下、此部に於ける城寨の位地を擧ぐべし。

黑圖阿拉城 今の興京老城を指す。清太祖實錄、萬曆三十一年の條に左の記事あり。上從虎欄哈達南岡、移于祖居蘇克蘇河、加哈河之間、黑圖阿拉地、築城居之。

祖居とは、肇祖以來の居城たりしをいふ。黑圖阿拉は、一に赫圖阿拉とも書す。滿洲語横句 *Hetu ala* の對音と知るべし。大清一統志卷三に之を記して曰く興京城周五里、南一門、東二門、北一門、外城周九里、南三門、北三門、東二門、西一門、我太祖癸卯年創建此城、乙巳年增築外城。と、興京とは太宗の天聰八年に改稱したるものなり。朝鮮國王來書簿には天興城と見ゆ。同じく此城を指せり。

老城 興京の南八清里に在り。太祖が萬曆十五年に創建したるものなるべし。清太祖實錄に之を記して春正月……上與碩里口虎欄哈達東南加哈河兩界中之平岡、築城三層、建宮室樓臺とあり。盛京通志卷一に曰く城京南八里、週圍十一里零六十步、南與東各一門、西南東北共二門、城內西有小城、週圍二里零一百二十步、東與南各一門、城內東有堂子、週圍一里零九十八步、西一門、城外有套城、自城北起至城西南止、計九里零九十步、正西西南正北西北、各一門と。堂子は、清室祭天の壇廟に係れば、此城が尋常城寨に非るを知る。老城とは、黑圖阿拉に對する通稱なるべし。されど、太祖の都城を遼河の平原に遷せしより以來、興京をも一般に老城とは稱ししなり。

馬兒墩寨 今の馬墩嶺の上に在り。清太祖實錄、萬曆十二年六月の條に曰く上率兵四百、征納木占、沙木占、申萬濟漢、以復哈善之仇、攻馬兒墩寨、踞山之巔、勢險峻……上引兵遙圍其寨、絕彼汲道、攻至四日、其夜令戰士踰緣崖而上、遂取馬兒墩寨、內申萬濟漢奔界凡と。盛京輿圖に、興京より札喀關に通ずる道路上に此名あり。從ふべし。滿洲語に *mar dun Gasan* と音せり。

札喀路

札喀之野

札喀城

共に今の上夾河の地方を指す。札喀とは、滿洲語に邊の意なり。萬曆二十一年九月葉赫哈達等九部の兵の來寇しける時、太祖は部衆をして今の興京の地點より西行せしめたるが、實錄癸巳九月の條に記せるに九姓之國、兵分三路來侵、上聞之遣兀里堪由來路往偵、兀里堪既行、距上所駐城將百里、度嶺群鴉競噪、若阻其行者、欲回、鴉乃散、再行鴉復噪、飛鳴撲面、幾不能行、兀里堪因異之、馳歸告上、上命由札喀路向渾河部偵之、兀里堪疾馳、至暮見敵兵營渾河北岸とあり。又曰く衆皆如上命、至札喀之野、札喀城、城守奈虎山坦二人來告曰敵兵辰時已至圍攻札喀城、不能克、退攻黑濟克城と。此

の黒濟克城は、今の鼓樓の對岸程にあるべければ、札喀城のこれより東にありしこと推すべし。盛京通志^{卷一}に三道關^{即札喀山在城とあれば、上夾河の谷地を指せし}とあり。こと明かなり。札喀即邊關の名稱あるより考ふれば、或る時期に於て、此地方は建州女直の邊界をなししなり。

安土瓜爾佳城 今の腰站附近に在り。

圖倫城 盛京輿圖は、此城を蘇子河と、渾河との會流點を去る東南遠からざる地方に置けり、果して當れるやを知らず。尼堪外蘭の居城なり。

□ 哲陳部

蘇子河の下流、及び此河の渾河に會流する附近をば、哲陳部と稱せり。哲陳 *ChéChén* (*Seten*) とは、蒙古語に聰明を意味す。此部の位置たる、明國と建州との中間にありたれば、種々の交渉は、此部に於て行はれたり。吾人は、左に此部に屬せる城寨を擧ぐべし。

古勒城 今の腰站の西、鼓樓と稱する部落の北にて、鼓勒峯の上にあたりたり。古勒は滿洲語に *Gule* と音す。皇明從信錄^{卷三} 萬曆十年十二月の條に、女直考を引いて曰く、是年阿台益糾虜大舉、一從靜遠堡、一從上榆林堡、各深入、前至瀋陽城南渾河、李將軍

馳往虎皮驛、虜稍却、阿台方擁千餘騎、縱掠撫順邊渾河口、徐引去、李將軍因與兵備使靖四方、會議此逆、雖在遼、禍未息、乃勒兵從撫順王剛台出塞百餘里、直搗古勒寨、寨陡峻、三面壁立、壕塹甚設、李將軍用火攻衝堅、經兩晝夜、射阿台死、而別將秦得倚等、已前破阿海寨、誅海、海毛憐衛夷、住牧葦子寨、與阿台濟惡、亦鼻逆也、古勒の名は、此役にて著る。清朝の景顯二祖は、此城中に焚死せり。西紀千五百九十三年秋、葉赫、哈達等九國の兵の來寇せし時、清の太祖は、札喀の野より來りて、先づ此城を把守せり。

界藩城 界藩城は、興京の西北、蘇子河の渾河に會流する右岸鐵背山の山上にあり。

盛京通志^{卷二}に、此城の位置を記して曰く、城^京西北一百二十里、在鐵背山上、週圍一里、東一門、又一小城、週圍一百八十步、西一門、本朝天命三年、我太祖高皇帝取撫順、自興京遷至此、依山築城居之と。本文によれば、界藩は、大小二城に分たる。此城の太祖の手に歸せしは、萬曆十三年四月以來のことなるべし。萬曆四十七年、明の大兵を破りしは、此城の地形を利用せるに因れり。界藩一に界凡に作る。鐵背といふも亦前二者と同一音の轉なりと知るべし。城の南、蘇子河に枕める方面には、吉林崖と稱する險隘あり。

界藩渡口 界藩城の南にあり、薩爾濟城方面に通ずる渡河點なり。皇明從信錄^{卷四}

萬曆四十七年三月の條に、杜松越五嶺關順關前抵渾河、棄車營、趨利半渡、賊萬餘忽遮擊、衝我師爲二、松血戰突圍、自午至酉、力竭師殲焉とあるは、此渡河點を繞りて交戦の行はれしを語るものなり。されども、清太祖實錄によるに、清兵は、此渡河點を利して、明兵を阻止せるもの係り、敵の全師の二分して相顧應ずる能はざらしめたるは、太祖が別路より徑ちに薩爾濟山に於ける杜松の本營を斫りしに由れり。

薩爾濟城 興京の西、蘇子河の渾河に會流する左岸に在り。盛京通志卷二に之を記して城京西一百二十里、週圍三里、南與東各一門、西南西北各一門、外城週圍七里、四面各一門とあり。こは、天命五年の築城に係るべし。萬曆四十七年三月、杜松の大營を破りしは、此地に於てせり。盛京通志卷三寧古塔城池の條に、太祖が萬曆十一年を以て攻取せる薩爾濟城は、寧古塔城の西北八十清里の地にありといひ、之を舊薩爾濟城とせり。吉林通志も亦、此説を承けて怪まざれど、その認見たることは、清太祖實錄、萬曆十一年の條に、適蘇克蘇許河部、撒爾湖城主諾米納之兄瓜喇、爲尼堪外蘭所構、明撫順所守吏責治之とあるにて知るを得べし。寧古塔西北の薩爾濟は、同名異地たるに過ぎず。撒爾湖といひ、薩爾濟とある、共に滿洲語木厨 *Sarhu* の對音なり。

托漠河城 鐵背山附近に在り。

大蘭岡 界凡の南に在り。盛京輿圖に此名を記して馬爾墩と札喀との間に置けど、かくては、實錄の記事に符せず。太祖實錄、萬曆十三年の條に、春二月壬寅朔、上率被甲之士二十五卒、五十略界凡、寨寨內人覺之、悉藏所有、遂無所獲、回兵、有撒爾湖界凡東、佳巴爾達四城之主、合兵四百、追襲至界凡、南太蘭岡之野とあるにて知るべし。

五 渾河部及王甲部

イ 渾河部

渾河部の名稱は、渾河の流域によりて與へらる。渾河に兩源あり。一は蘇子河といひ、一は英額河といひ、即ち渾河の本流となす。源を興京の東北、英額城の附近に發し、八家子、高麗營等を経て蘇子河に會流す。二水合流してより營盤の南、薩爾濟山の北を過ぎ、西南、得沽を經、又西して撫順城の南を駛走せり。清朝にて渾河部と稱せるは、撫順關より以東、英額河の流域をいふ。撫順關は、全遼志卷一に瀋陽城東北、撫順城東二十里、建州夷人、朝貢買賣由此とあるを正しとす。今、撫順の東南方、渾河の左岸に關口とある丘地

は、撫順關の遺址を語るに外ならず。此の丘地たる、甚だ高からざれど、双眸に渾河の谷地を收め、遙かに五嶺の山嶺を指すを得べし。明國は、實に此地點を限りて女真との界牆を維持したりしなり。時に或は、兵を此關の外に出せしことあるも、そは極めて稀にして、多くの場合は、此の一線を嚴守せり。下に渾河部に於ける城堡を掲ぐべし。

嘉班城 撫順城の東、約三十清里、柳林河の東に大夾邦といへる部落あり。一に甲板に作り、甲板に作る。共に滿洲名 *Shabun* の對音とす。清太祖實錄萬曆十一年の條に曰く、尼堪外蘭築城于甲板と。同條又曰く上、復率兵征尼堪外蘭于甲板、時撤爾湖城諾米納奈喀達陰遣人告之、尼堪外蘭遂棄地奔撫順所、迤東河口臺と、同實錄、天命三年四月、太祖の撫順を討ちし時の記事には、上率大兵回至撫順城之野、各營兵齊集、出邊至甲板立營とあり。知るべし、此城の撫順關に近かりしことを。盛京輿圖は、此名を撫順の東、二道房身の隣地に置けり。

鷺爾渾城 嘉班城の西に在りしなるべし。開國方略卷一に曰く、初尼堪外蘭、自嘉班奔明撫順所、爲明兵擊逐、不容入邊、……尼堪外蘭懼、携其子及近屬兄弟數人、逃鄂勒琿地、築城居之、太祖欲往征、以所過諸部皆讐敵、慮爲梗阻、先征蘇克素護部之安圖瓜爾佳寨、破之、斬其寨主諾謨璦、圖攻克渾河部之貝琿寨、又攻哲陳部之托摩和城、……遂越

相鄰讐敵諸部、徑攻鄂勒琿城、……索尼堪外蘭弗獲、斬城中漢人十九、……擒矢傷者六人、深入其矢、使傳諭明之邊吏、執送尼堪外蘭、否則與兵征明、……于是命齋薩率四十人往、尼堪外蘭聞我兵至、欲登臺避匿、明人不容登臺、去其梯、齋薩遂斬尼堪、……と、太祖が仇人を討たんとて、先づ蘇子河部及哲陳部の諸寨を攻め、かくして此城に至りし徑路は、鷺爾渾即ち鄂勒琿の方向を示すものにて、就中此城より脱走せる尼堪の撫順邊臺に避けんとせし事實は、城か邊牆に近かりしことを證して餘りあるべし。盛京輿圖に、此城をば、齊齊哈爾の南、嫩江の流域に置きしは、甚しき謬説なり。朔方備乘、聖武記等、何れも此城を黒龍江省に求め、黒龍江遠征の此歳に胚胎せるをいへるは、一に這般の謬説を承繼せしに外ならず。

貝欵寨 盛京輿圖に、之を渾河の上流に置きしは、恐らくは誤れり。太祖は、實に嘉班城を討たんとして、先づ此寨を奪ひしことなれば、寧ろ營盤附近に擬定するの可なるを知るべし。貝欵は、一に播一混に作る。共に滿洲名 *Beihon* の對音なり。

兆佳城 盛京輿圖は、蘇子河の左岸に此名を記せり。されど、清太祖實錄萬曆十一年によれば、渾河部兆佳地とあれば、自ら別地なり。今の八家子附近は、或は此城のありし地方なるべし。兆佳は、蓋し趙家の對音なり。

杭甲路 營盤の東北方渾河の一地方を指す。^(二)

(二)盛京輿圖を見よ。

薩克達路 札克丹河の流域をいふ。此河は撫順の東南、乾河子の地方に發源し、章党を經由して渾河に會流せり。

札庫木路 札庫木河の流域をいふ。此河は、札克丹河に並行して渾河に會流せり。

□ 王甲部

王甲部の所在地については、大約二個の擬定を提出し得べし。その一は、哈達の東北に近く王甲城あり。佗の一は、今の興京老城の東北六十清里程の地に、王家大堡と稱する村落あり。何れとも定め難し。されど、太祖が此城を討ちける時、東星阿なる地面を經由せり。この地は興京の東にありしことと思はるれば、後説は寧ろ當れるに幾し。鈔本清太祖實錄、萬曆十六年の條に王甲城とあるをば、開國方略^二は改めて完顏城に作れるが、果して當れるや否やは、知らず。

六 董鄂路及び鴨綠江路

イ 董鄂路

董鄂路の名稱は滿洲の著姓董鄂氏の根據地たるに因りて與へられたり。清朝の地誌は、佟家江の枝水なる大雅兒澁河をば董鄂水と呼べり。董鄂は、佟家の轉音たらずやと想像されざるにあらざれども、此路の名稱は、正さしく、董鄂水の名より出でしを疑ふ能はず。されど、盛京輿圖は、今の佟家江の中央と覺ぼしきところに董鄂路の名を附し、そが附近に棟鄂城を記せるに察し、此路の名稱の延いて佟家江全域に及べるを想像すべし。清太祖實錄、萬曆十六年の條に

董鄂部主克轍巴顏之孫何和里亦率本部軍民來歸。

とあり、彼は實に渾春より來りし部族の裔に係る、八旗滿洲氏族通譜^八に董鄂氏本係地名、因以爲姓、其氏族世居董鄂地方とあれば、董鄂氏の佟家江流域に移れる、早くも清朝以前にありしこと推知せらるべし。董鄂は、一に東鄂^(一)に作り、棟鄂^(二)に作り、或は東峩^(三)に作る。共に滿洲名 Donggu の對音なり。以下此路に於ける城寨の主なるを擧ぐべし。

(一)開國方略一卷一 萬曆十六年の條

(二)盛京輿圖

(三)盛京通志五卷一 永吉州の條

齊吉登城 拉法河の上流に在り。滿洲文には *Chigida hoton* と音す。萬曆十二年太祖往いて董鄂部長阿海巴顏を包圍せり。開國方略一には齊吉達に作る。

鴨喇古寨 八旗滿洲氏族通譜〇卷二には雅爾湖に作り、開國方略二には雅爾古に作る。

共に雅兒河の對音とす。此河の流域にありし佟氏の城寨なり。

棟鄂城 盛京通志五卷一に東嶽城とあるに同じ。同通志の記事に城〇永吉州西南五百

二十里周圍九里東西二里南北二里四門舊爲東嶽大長魯克素所居とあり。この魯克素は何和里の同族なり。大雅兒河の流域にありしなるべし。

馬家寨 八旗滿洲氏族通譜九卷一に馬察とあるに同じ。深河の東二十清里、大雅兒河

の流域にあり。佟氏の居寨とす。

瓮哥落城 開國方略一卷一に棟鄂部の翁鄂洛城とあり。佟家江流域に在りしこと知る

べし。盛京輿圖が此城を阿什河の南に擬定せるは甚しき誤謬なり。

新董鄂寨 大雅兒河の上流、瓦爾喀什林の地方に在りしなるべし。

深河 大雅兒河の上流に在り。萬曆四十七年春、朝鮮の都元帥姜弘立が引率せる

援軍は、此地方にて金國兵と對戦せり。清朝の記録に、此名は見えざれども、雙互の

紀事を對比するに、今の瓦爾喀什河の地方をいへること推知すべし。

富察 興京の南六十清里程の地に在るべし。都元帥姜弘立の降を金國に納れし地

なり。春坡堂日月錄七卷二によれば、此地方道路平坦、山谷連接といひ、清朝にて之を

富察之野と呼べり。明の將軍劉綎は、之より尙ほ三十清里も前行し、家哈嶺の南に

て戦死を遂げり。清太祖實錄、天命四年三月の條に、是時明之海蓋道康應乾歩兵、合

朝鮮兵營於富察之野……衝入大破之、其兵二萬人、掩殺殆盡、應乾乃遁去、先是二貝

勒達、爾漢蝦先行、過明之遊擊喬一琦、兵擊破之、一琦收殘兵奔朝鮮、都元帥姜弘立營、而

衆貝勒又見朝鮮軍營于孤拉庫崖、とあり。孤拉庫とは滿洲語 *Gulaku* 峭澗又は陡崖

の義なれば、此地方の險崖を指せることは、知るべし。富察は一に富車(二)に作り、又た

富居ともあり。盛京輿圖は、棟鄂河の西南に富察野地と記せり。

(一)燃藜室述五卷二 柵中日錄

(二)春坡堂日月錄七卷二

瓦爾喀什林 大鴨兒河の上流に在り。朝鮮人は之を曰可時ワカトといひ、明人は之を四兒哈塞子(三)と呼べり。渾春附近より移住せし瓦爾哈部落の居寨なれば、此名を得たるにや。附近に瓦爾喀什山及び瓦爾喀什水あり。

(一)燃藜室述 卷二 柵中日錄

(二)鈔本讀史方輿紀要所載輿程記

以上の外に於て、明人の記録は、幾多城寨の名、及其里程を吾人に教へたり。鈔本讀史方輿紀要に收めある輿程記の一節は、實に下の如し。

寬甸一帶皆在建州東南、若從鎮江路、徑長奠、永奠三十里、而至沙松排子、又三十里至分水嶺、三十里八家里、二十里轉山里、十里鴨兒河、二十里稗東葛嶺、嶺子、又三十里牛毛嶺、二十里牛毛砦、二十里大家砦子、三十里四兒哈塞子、三十里哈家寨、三十里爲建州老砦、此皆小徑深林也。

此記事を基礎として考ふれば、永奠、長奠附近より鴨兒河に至るには、大約百二十明里を計上す。更らに、五十明里にして牛毛嶺に至り、又た五十明里にして、四兒哈塞子に至るとあり。此四兒哈塞子は、吾人が前に擬定したる瓦爾喀什の森林地なり。之を今の懷仁の西、六道河の上源地となす。かく思考すれば、輿程記の旅行者は今の鴨綠江の下流

九連城附近より寬甸縣に由り、東北して佟家江流域に出でて懷仁縣の治所のある附近に達し、これより西向して牛毛嶺に至り、以て瓦爾喀什に達したり。此牛毛嶺は、今の懷仁の西三十清里許にて、雅兒河の左岸にあり。輿程記は、更らに此地方に於ける別路を記せり、曰く

雙陽路三十里至古北河、八十里半嶺、七十里爲一赤量古砦子、五十里爲頭道大嶺、二十里二道大嶺、四十里四兒哈砦、即七十里即建州老砦矣、其古北河夾峙深林、小河數十道、多涸夏漲、頭道二道嶺、高陡絕、大樹紛錯、凡二百餘里、並無別徑可抄、險道也。

と、此行程は、今の雙陽邊門外より東して邊柵外の谷地を穿ち、六道河の上源なる瓦爾喀什林に出で、以て興京附近の地に至りしものと解すべし。こは抄徑なれども、所謂險道にして通路とするに當らず。董鄂路の交通大系をいへば、寬甸路より佟家江に出で、西、六道河の流域を經由する行程を推さざるを得ず。此行程は、獨り輿程記の吾人に教ふるに止まらず、萬曆四十八年、明將劉綎と朝鮮の連合軍は、幾と此行程を辿りしなり。(二)

(一)春坡堂日月錄 卷七 光海君十一年の條に曰く

弘立等、以二十四日行軍、宿鶯兒溝、二十五日從中朝遊擊番一奇、借到亮馬佃、則劉綎等從寬典路已過矣、我軍追及于榛子頭、麟次下營、時軍餉在後、欲待糧至前進、綎不許、二十七日、到拜東江葛嶺、塞下營、有

于守備者持番一奇令粟來督曰朝鮮兵謂無糧而實觀望守備至拔劍督之不得已以二十八日卸步卒所資令肅川府使李寅卿領六百軍留屯冒曉行八十餘里駐牛毛砦得糧米四百餘石分餉軍卒弘立密遣通事金彥春等于虜以傳我國不得已送兵之意三月初二日行四十里到馬家寨胡騎始出誘導之番一奇及祖參將出擊斬獲初二日午時到深河胡兵三百餘騎結陣以待番祖等唐將先登斬級頗多賊詐敗登山遂催我軍炮射以進路向東邊胡兵千餘屯聚高山終不下敵日暮下營胡琦再次衝突放火砲賊乍退我軍糧絕矣令右別將領軍三百與浙兵四兵以送行未十里遇賊退還弘立等見劉挺陳情請留挺不從曰近處部落頗盛埋穀甚多槍掠足可爲糧不得已留一日初四日曉令武從軍李挺男加率兵使之押糧以來辰時番祖二將先發都督刻挺次之我軍左營繼之中軍右營連續進發道路平坦山谷連接疑有虜伏三營各荷拒馬柞行纒二十里到富居地前報敵至我軍左營陣于路中營山上胡兵五百餘騎先衝左營放火砲敵暫退俄而番一奇等軍騎走還說曰唐軍盡爲覆沒都督亦不免云蓋天兵到野曠之中未及成列賊兵大至衝突擄殺殆盡云

本文を以て輿程記に照し考ふれば日月録の様子頭の頭は嶺とあるは今寬甸東北の馨兒嶺附近に相當し輿程記に沙松排子より三十里分水嶺に至るとあるに相當す沙松排子は蓋し永甸東北に二道杉松とある地方なるべく輿程記の行路は寬甸より東北する通路と此地方にて會するものなるべしこれより六十里にして鴉兒河に至る日月録は鴉兒河を通過したりしや明かならざるが様子頭の翌日は拜東江葛嶺塞に下營すと見ゆこは輿程記の鴉兒河より二十里の前方にある稗

東葛嶺砦子に當るべし輿程記はこれより五十里にして牛毛砦に至ると見ゆ日月録は之を八十餘里牛毛砦に駐まるとせり牛毛の位置は大約現今懷仁縣の西三十餘清里に前牛毛ありこの地方を輿程記の牛毛嶺と定めこれより西北二十清里程の地なるべし輿程記乃ちいはく牛毛砦二十里大家寨子三十里凹兒哈寨子と日月録には牛毛砦を出て登四十里にて馬家寨に至ると見え翌午時に深河に到るとあり凹兒哈寨子の瓦爾喀什林地方なるべきやは略ほ知るを得たるが深河と瓦爾喀什山とは蓋し程遠からぬ地方なるべし日月録には此地方につきて劉挺の言を記し近處部落頗盛埋穀甚多とある深河を過る十里ならざるの道程なり深河より三十里富居に到る朝鮮の兵は其地にて降伏したり富居は一に富察に作る若し然らむには建州老砦を距る三十清里の地に過ぎず劉挺の兵はやがて興京老城に肉薄せりと知るべし日月録所載の文は燃藜室述卷二收録の柵中日録と異同ならずよりて左に抽出す

二十四日弘立等行軍宿營兒溝二十五日從遊擊番一琦偕到亮馬佃則劉挺等從寬甸路已過矣追及於様子頭麟次下營時軍餉在後欲待糧至前進挺不許二十七日到拜東江葛嶺寨下營有于守備者持番一琦令票來督曰朝鮮兵謂無糧而實觀望至拔劍督之不得已二十八日卸步卒所資令肅川府使李寅卿領六百軍留屯冒曉行八十餘里駐牛毛寨得糧米四十餘石分餉軍卒弘立密遣通事金彥春等于虜以傳我國不得已送兵之意日月錄亮馬佃去營兒溝五十里様子頭五十里牛毛寨去拜東葛嶺八十里三月初一日提督先行三營繼發到馬家寨去牛毛寨四十里

初二日午到深河。去馬家寨二十餘里。

初四日天將先行我軍三營繼進道里平坦山谷連互慮有埋伏營卒各擔拒馬柞前往纒數十里到富車地距奴城六連開大砲三聲弘立拔馬馳登路左高阜回鑾忽起煙塵漲天即令左營陣前面高峰中營陣

元帥可登之阜右陣南邊一阜左營已陣於平原賊騎已迫勢難移時近處部落百餘家爲天兵所焚煙氣隨風來覆陣止俄而陳相公于守備喬遊擊軍騎來到說天兵盡沒提督亦不免蓋劉經曉聞偵探來報家哈嶺外絕無賊警云故疾驅先行數十里間分掠部落不成行伍胡將貴益哥領三萬餘騎自西路連夜馳來曉過家哈嶺隱伏山谷不意突出衝斷前後天兵諸陣未及措手舉皆覆沒云。

約和後軍始下山飲水胡將仍言此事當到城見滿住後許令還國仍以鐵騎圍行所過都督諸將戰敗之地三十餘里僮尸如麻……

行二十餘里到日可時止宿初六日到家哈嶺到虜城外十里許留住。

本文によりて判ずれば劉經の軍の大貝勒代善等の軍と衝突したるは家哈嶺以南富車以北の地ならざるべからず。若し輿程記の哈家を富車に比定せば建州老砦まで三十里の道里を算すべし。然るに樞中日録によれば富車にて和を約したる後二十里餘日可時に止宿せりとあり。日可時は家哈嶺の南にて代善等が始めて劉經の兵と衝突したる瓦爾喀什を去ること遠からじと知るべし。六日此地より起行して家哈嶺に至る虜城の外に到る十里許とあり日可時より家哈嶺に至る道里は今詳かならざるが約そ二三十里を算したるべし樞中日録によれば富車より老城まで約そ六十

餘里といふに當る。輿程記に哈家寨三十里爲建州老砦とあるは短きに過ぐ。

□ 鴨綠江路

鴨綠江路とは鴨綠江沿岸の部落をいふ。清太祖實錄萬曆十九年九に

正月戊戌朔上遣兵略長白山之鴨綠江路盡收其衆。とあり。但し此時明國の新たに開拓されし寬甸の六堡は尙ほ維持されしに徴し鴨綠江路といふも實は修家江の鴨綠江に合流せる附近より上流左岸の部落と解すべし。

七 長白山の東北路

鴨綠江の上流より松花江の上源地を繞り朝鮮の東北に出づるの諸路は滿洲の交通路にて最險阻なりと稱せらる。されど明代に於ける女真人の如く遼河の方面の漢族に梗阻されし場合に於ては寧ろ此路を以て重視せざるを得ず。唐の中期に起りたる渤海王國は恰も彼等と同一の地方に國家を創建しき。該王國の唐に朝貢するや幾多通路を開きたりしが中にも鴨綠江の通路は朝貢道として重視せられたり。今日の長

白山東西は、餘りに荒廢に過ぐ。そは、帽兒山附近より東北に連互せる大森林の影響にて、泥淖地の多きに歸すれども、亦過去數世紀に互りて、自然に委ねられしに由らずんばあらず。渤海の王國を立てし時は、官廳の設も少からざりしかば、自ら驛站の設備もありしことなるべし。ともあれ、此通路の險阻なるに關らず、上世よりして、使用せられしは、斑々として指證すべし。

近かき明代に於て、遼東より長白山の附近にありし女眞の衛所に至れるものは、自から幾多の通路を擇びしことと思はるれど、今の開原より輝發江に出て、これより長白山の東北を迂回せし一線の外は、吾人明かに知るを得ず。^(一)天啓四年^{西紀一六二四}明の將軍毛文龍といひるは、佟家江より輝發江に出て、金國の背面を衝きしことありき。されど、これ亦經由の地方を明にするを得ず。太祖の萬曆二十年^{西紀一五九二}中、東、佟家江を收服したりしより、越えて四年、彼は頻りに兵を此地方に出しき。吾人は、此等用兵の結果として、纔かに長白山の東北に散居せる女眞の部落を確むるを得たりしなり。^(二)

(一)遼東志^{九卷}外夷衛所の條。

(二)萬曆二十三年^{西紀一五九三}哈達棄赫等九國の兵は、同盟して建州を討てり。その理由は、太祖の勢力の年

勝利を得たるのみならず、以上九國の中にて、珠舍里納般の二部の加はりしは、やがて松花江上源地方に於ける用兵の端緒ならずとせず。太祖は、實に明國の勢力の加はらざる地方に向ひて、専ら開拓の歩を進めたりしなり。

イ 訥般路及び朱舍里路

訥般路とは、松花江の上源訥般河の流域を稱せり。訥般河に二水あり。一を賽因訥般といひ、一を額黑訥般といふ。吉林通志^{二卷}の記事に曰く

額赫諾音河、源出長白山西北、奔流激急、是以有額赫之名矣、國語額黑不善也、土人謂之急泉子、西北流百餘里、與三音諾因河會、河亦出長白山、北流數十里、哈勒琿、穆克河、自西來入之、河出斐德里山、東、^{即西行之大山東、去長白頂二百六十里}即湯河也、土人亦謂之溫泉、熱如沸湯、有氣上蒸如霧、東北流百餘里、會兩諾因河、東流入松花江。

と。此等諸水の外、斐德里山より發源せる雖、哈河、佛思亭山より發源せる那爾渾河の流域は、併ひに訥般路と稱すべし。

訥般路の城寨は、此等全谷地に互りて、七箇ほどありしといへど、その名を知られしは佛多和山寨に過ぎず。鈔本清太祖實錄、萬曆二十一年^{西紀一五九三}の條に曰く

上以朱舍里路主尤楞格章京曾以兵助敵征服之訥殷路搜穆寨克什聚七寨人據佛多和山寨而居。

と又曰く

上命額宜都巴圖魯噶蓋札爾固齊春科落巴圖魯三人督兵千人圍納殷佛多和山寨攻擊之三月乃下斬搜穆寨克什班師。

と。此記事に據れば太祖が此時兵を加へたる地方の朱舍里及訥殷の二路なりしこと併に佛多和山寨は兩路の根據地なりしを解すべし。盛京通志卷一永吉州○大烏山山川の條に

佛多和河城南八百四十里……源出訥秦窩集

とあれば佛多和城は此地方に在りしなるべし。案するに今の興京地方より此等の地方に赴かんとする自ら兩路あり。一は輝發江の流域を經由するもの、佗は佟家江の上流より帽兒山に出て湯河の谷地を經由するものなるが後者の峻阻なるはいふを須ゐず。太祖は輝發の部族の阻止せんことを恐れたれば先づ此等不便の通路を取りしなるべし。さて太祖の兵既に湯河に出でしとせばこれより西北して直に訥殷路の中腹を衝くを得べし。盛京輿圖は佛多和山寨の外に兀蘇城を三引訥殷河の流域に置けど

較疑はる。何となれば兀蘇城は葉赫に隣接せりと想像され得べきを以てなり。

朱舍里路は訥殷路の隣地なれば大方色朱冷河の流域にてあるべし。されどその位地は確指する能はず。

□ 安楮拉庫路

太祖の兵既に訥殷路を收むるや。翌歲を以て輝發國拜音達里貝勒が所屬の多壁城を攻取せり。多壁城の地は未だ詳かならず。然も當時太祖は輝發の東側を略したれば此方面に在りしを想察すべし。こは太祖が東北經路の交通路を擁護せむとて輝發を側面より威壓したること知るべきなり。鈔本清太祖實錄萬曆廿五年西紀一七〇七丁酉の條に曰く

吳喇國貝勒布占泰又將我國所屬瓦爾喀之安楮拉庫內河二路衆所推服者三人羅屯噶石屯汪吉努送葉赫國引其使招誘安楮拉庫內河二路

と瓦爾喀部族を措して悉く我國の所屬となせるは蓋し縁飾の言たるなからず。吾人は前節に言ひ及びし如く寧古塔貝勒の時代は更にもいはず。景順二祖の盛時にてすら其轄境は蘇子河の谿谷を出でしと覺えざるに何ぞ此等遠僻の地方を指して所屬と

いふを得むや。瓦爾喀とは、蓋し東女眞の一種にて、朝鮮にいふところの韓兒哈に當れり。太祖實錄に吾國所屬とある事、彼等と同一種族たるを意味すべし。此部族は、當時安格拉庫路及内河路までも繁衍せりと覺ゆ。さて吳喇の布占泰は、太祖の東侵を阻止せむとて、先づ安格拉庫及内河二路の會長を招誘したりしが、かかるは太祖の方略上、重大なる阻碍をなしに外ならず。果せるかな、太祖は、其翌萬曆廿六年西紀一五九八を以て、星馳して二路を收服せり、太祖實錄同年の條に曰く

春正月丁亥朔、上命長子褚燕台、吉幼弟巴雅喇台、吉與噶噠札爾、固齋、蜚英、東札爾、固齊、統兵一千征安格拉庫路、星馳而往、屯寨二十餘所、將所部屬人民、盡招徠之。

と、此記事は内河路の招徠を示さゞれど、吾人は相前後して收服したる者と解釋すべし。安格拉庫路の名は、昂邦格拉庫河の流域によりて稱せらる。水道提綱卷二 松花江の條に之を記して曰く

松花江……有數源、皆出長白山北之支峯、其東有二源、正當鴨綠江源之北者、一曰阿几八免拉庫、北流下山、其東十數里、日阿母八免里庫、亦北流下山、數十里合焉、又北曲曲百數十里、有泥牙母泥牙庫河、自東南來會……
と吉林通志卷二 は之を釋くこと較、詳かなり、曰く

兩圖拉庫河、皆源出長白山巔、正當鴨綠江源之北、在西曰安巴圖拉庫、在東曰阿濟格圖拉庫、國語安巴大也、阿濟格小也、圖拉庫瀑布也、激湍奔注、直下千尋、是以有圖拉庫之名矣、兩水東西相距十餘里、分流北行百餘里、入於尼雅穆尼雅庫河、河亦出長白山合兩源北流百數十里、折西流、受兩圖拉庫河、屈西北流、百里許、會富爾哈河、富爾哈、今亦謂之富太河、出平頂山西北諸峯、在黑山之北、百里、亦幹山北行、而分支、一趨東北、一趨西北、西北者、爲尼雅穆哈達、哈達、國語峯也。蓋琿春之西界也、直西流百餘里、入吉林府界、又西流百餘里、入吉林府界、又西百里許、折北流、與東來之古洞河會、河亦出琿春、西界山中、直西流百餘里、入吉林府界、北岸界敦化縣、又西百里許、與富太河會。合成一川、又西百里許、折南流、與兩圖拉庫河會、合西流、受南來之塞珠倫河、河長百餘里、折西北流、薩穆什河、自東來入之。

と、吉林通志は、此流域を二道江と總稱す。全延長三百數十清里。訥般水源の流域に比して、數十里の廣濶を覺ゆといふ。安格拉庫路とは、蓋し此流域を包潤したるものにて、東北は、黑山山脈即ち朝鮮人稱するところの北嶺山に抵りたるもの、西南は、塞朱倫水附近にて訥般路と界したるものなるべし、理學博士小川琢治氏は、長白山附近地勢及松花江水源史學研究會講義集第二册に於て、北嶺山附近の地形を説いて曰く

第三紀 Tertiary period の中頃以後に、蒙古より滿洲朝鮮に互る廣大なる地域に、玄武岩を噴出せる一大火山力の活動ありて、其准平原的高地の表面は、平坦なる熔岩を以て

被覆せられたり。白頭山附近は、其中心なるが如く、咸鏡道の東南に向ひて、端川の舞水灘 Cape Borin 角に至りて海に入り、東北は、牡丹江即ち胡爾哈河の上流地方に及び、西北は海龍城、寬街の地方に及び、豆滿江の支流なる海蘭河と松花江の東支流なる古洞河 即ち古の混同江幹流 との間の分水嶺たる古の黒山即ち韓人の所謂北飯山の如きは、此玄武岩高原の最も著しき一例たるべし。其海拔一、六〇〇米突に達し、海蘭河二道溝より古洞河に通ずる重要な街道たる窩集嶺に於て一、二一一米なるも其北に於て尙一、三〇〇米を保持し、哈爾巴嶺に向ひて緩斜するものとす。地圖上に於て北飯山の一帯は、一に老嶺と稱する狭長なる分水山脈なるも、其地勢は全く平坦なる高原にして、清朝一統輿圖に、平頂山なる名稱の此附近の山嶽に與へられたるは、是が爲めなり。

と、長山嶺、下畔嶺、及北飯山の條には曰く
白頭山の東北麓より起りて、東北に向ひて走り、白頭山の東腹を流るる董棚水、及び定界碑に所謂土門江の諸水と、豆滿江の支流なる烏鳩江 朝鮮音 O. Tu-gang 即ち吉林通志所謂馬鹿溝との間の分水界を成して、北飯山に連れる一帯の山嶽あり、是れ朝鮮に於て長山嶺にして、是より東に向ひて一支を出し、豆滿江の上流と烏鳩江との間に分水界を成せる山嶽あり、其高峯千四五百米に達す。

此山嶽は、癸未 明治十年 韓人金禹軾の探檢記事に據りて大勢を窺ふべし、曰く(定界碑前東爲間峯、其東爲大角峯、……大角峯東前有種種十數峯起立、其前脈隱伏東去、爲六七十里、爲長山嶺、嶺東後邊豆滿江源地也、長山嶺左右八字、皆爲長嶺也、正脈東北向疊々起、幾近二百里有北飯山突起也。

此主要分水線は、北飯山の西南に於て最も低き黃溝嶺(一、〇八五米)となり、松花江の上流娘庫河より豆滿江上流に通ずる一交通線に當れり。

と、吾人は、此記事によりて、清初に於ける長白山東北交通路の、約そ兩條ありしことを推測す。乃ち其の一は、古洞河即ち今の活同、凡河の上源より、窩集嶺を越えて、海蘭河の上流に出づるもの、佗の一は、娘庫河の上源より、黃溝嶺を通過して、豆滿江上流に到るものこれなり。此事實は、太祖が安楮拉庫路を收服したるより歳を出ずして、徑ちに茂山の流域を攻略したるを以て證するを得べし。

ハ 内河路

内河路の、何れの地方に擬定すべきやは、從來何等解説するところあらず。唯だ此路の名の安楮拉庫路と併稱せられしを以て、大方は、松花江の流域にあらむと考察せられ

たり。然ども、此考察は寧ろ危険なるを免れず。吾人は前節に於て、訥般路をば、頭道江に、安楮拉庫路をば、二道江に擬定せるが、此等兩路の地たる、共に豊沃なりといふを得ずして、そが戸口とても、亦極めて寡少なりしを疑はず。太祖は、何等要望するところありて、這般の瘠土を争へるや。吾人は、此質間に對して容易に答ふるを得べし。そは外ならず、松花江の流域たる、當時尙ほ兀喇の酋長ト占台に控制せられつつありしを以て、太祖は、比較的彼等の勢力の加はらざる地方を擇びしに外ならず。内河路を松花江方面に求めんとする考察は、先づ疑はる。然らば、海蘭河の流域なるかといふに、これ又た否らず。此流域は、當時同じく兀喇によりて控制せられたる理由あり。吾人は、ここに於てか、平頂山外西南の地方を擇ばざるを得ず。

内河路の名稱は、清の記録を通じて、多見せず。但だ太祖實錄、萬曆廿五年の條に、吳喇國貝勒布占太……又將我國所屬瓦爾喀之安楮拉庫内河二路衆所推服者三人、羅屯、噶石屯、汪吉努、送葉赫國、引其使招誘安楮拉庫内河二路。

とあるに過ぎず。内河の位地の明白ならざるは、自ら已むを得ざりしなるべし。然ども、吾人は、幸にも、之れと極めて近似せる水名の長白山より發源せること、併にその名稱の太祖實錄に著録せられつつあるを檢知し得たり。そは外ならず。豆滿江の舊名を

愛濤と呼びしこと即ちこれなり。鈔本清太祖實錄世紀詳によれば、下の如し。

長白山高二百里、綿互千里、有潭曰闔門、周八十里、鴨綠混同、愛濤三江出焉。

此記事は、明一統志卷八に、長白山……横互千里、高二百里、其顛有潭、周八十里、南流爲鴨綠江、北流爲混同江、東流爲阿也苦河と見え、滿洲源流考卷一には、阿也苦をば、愛呼に改めり。

曰く案するに、元明統志、又訛して阿也苦となす。今併せて之を改む。阿也苦の古音の愛呼に改められし可否は、今之をいはす。然ども、實錄にいふところの愛濤が愛呼の轉音にて、阿也苦河即ち豆滿江上源の地を指せしは、何人も疑を容れざるべし。吾人は、此の考察の下に、内河は、愛濤(二)の對音に外ならずとす。

(二)内河の北京音は *Neiho* *Ka-hu* にて、愛濤及び愛呼は、*Ai-hu* と音すれども、山東人によりて愛は *Nei* と音せらる。猶ほ北京音、安アが陝西地方に *Nan* と音せらるるが如し。

太祖が安楮拉庫路を收服せりと覺えし、萬曆廿六年西紀一五九八より越えて二年、清の兵力の、會寧府の西境に現はれし事實は、朝鮮の記録によりて證せられたり。北關紀聞に曰く

宣宗三十三年、庚子、甫乙下僉使具混、聞老賊三百餘騎、襲藩胡、領兵往救、爲賊所屠、府使趙倣、亦使判官安應河往救之、遇賊五十餘於鴛池岩、挾江而射、賊逾雲頭城而去。

と、此記事に、老賊とあるは、太祖の諱奴兒哈赤を指せること、北關志會寧府の條に同一事件を傳へて、庚子六月、老乙加赤、以大軍來犯甫乙下境、具混、出戰、爲賊所殺とあるにより、確知するを得べし。甫乙下は、即ち雲頭城の所在地にして、今の會寧府の西五十清里、豆滿江の河岸に在り。此戰は、彼我ともに大なる勝敗あらず。然ども、朝鮮の兵の、此一帯を固守するに過ぎざりしは、注意を値す。南九萬の疏は北關志茂山此間の消息に言ひ及べり。曰く

自清人起於建州之後、江内藩胡及老土个乙等部落、沒數驅去、江外雜種、亦皆盡徙、故其地無胡人形跡、已久矣。

と。知るべし、老土部落の根據地と知られたる今の茂山の谷地は、此時既に清人に掠取し去られしを以て、雲頭城附近の地は、やがて兩國の接觸線をなししことを。吾人の知るところにては、此戰たる、清兵の、東北朝鮮境に及びし最始のものと解すべきが、いふまでもなく、太祖の用兵は、唯だ豆滿江邊に散在せる瓦爾喀人を收服せんとせしに外ならず。尤も此問題は、爾後久しきに亙りて、彼我の論争を繼續したれども、太祖の初年に於て、難を朝鮮に構ふるの意志なかりしは、徴知すべし。然らば、太祖は何等事情の下に、兵を進めしめしや。吾人は、此疑問に對して下の如き解釋を試むべし。その一は、會寧の

對岸なる海蘭布爾哈圖兩河の流域の、兀喇に控制されありしを以て、窩集嶺を通過して今の間島に出づる能はざりしこと。その二は、豆滿江上流の地の、早く清領に入りしを以て、自ら兩國の兵の接觸を招きたること、是れなり。吾人は如上の考察の下に、内河路を茂山の境に置くも何等矛盾するところあるを發見せず。李氏朝鮮の茂山の谷地を收めんとの意志を表明せしは、顯宗王十五年西紀一六七四に始まり、後十年、肅宗王朝に入りて、漸く行政廳を今の茂山に建設せり。(二)かかれは、清初より約そ七十四年を経るに至るまで、此地の清領たりしは、此問題と併せ考ふべし。

(一) 李朝の豆滿江方面に關する經略は、會寧より以東に於て、早く確實なる基礎を置けり。然ども、會寧以西の地、即ち豆滿江上流の一帯は、久しき間放棄されしを疑はず。吾人は、それが最大の原因として、今の茂山の地方を根據とせる老土部族の勢力に對抗する能はざりしを指摘すべし。南九萬が舊茂山廢茂山を車輪嶺外に移さんことを請へる狀啓は、此事情に言ひ及べり。曰く

金宗瑞際遇英廟復開六鎮其時廷臣亦多異議而英廟排羣言而任之迄于有成第其時藩胡之居江内者、以離土徒去爲悶、請仍居江内、永爲不叛不二之臣、其勢有雄一時、盡逐、挑其仇怨、故自朝廷不得已、築長城於江邊、而凡之内地、在長城之外者、割而與之、使藩胡居之、且富寧北車輪嶺外、乃江内數百里之地、則宜爲我有無疑、其時不建置州鎮之由、不出載記、今不可詳、而想必或於事力之不逮、或由胡人之居其

地者不肯徒去故也……………

と、本文の長城とは、金宗瑞が六鎮を開拓したる時、豆滿江の右岸に沿ひて起築したるものに係る。長城の高下大小は詳ならざるが、或は即ち東國輿地勝覽^{卷五}に行城……自府西禿山煙臺始起、依豆滿江岸回迂、延袤至慶源府訓戎鎮而止とあるものこれなるべし。禿山煙臺は、會寧府の西十八韓里に在り、南九萬の言によれば、此時獨り會寧以東江邊の藩胡を驅除すること能はざりしのみならず、富寧の北、車輪嶺の外、乃ち江内數百里の地は、擧げて胡人に占據せられつつありき。下文又た曰く、所謂車輪嶺外、自茂山鎮^{○廢茂山}北行一百二十餘里、歷敗承破、吾達竹頓、毛老東、良洞、老土部落等地、至江邊始有、个乙、号施培、个乙、号者胡昏之名、而施培者胡語堡城也、至今有城基古跡、其地開野數十里、而北枕大江、南帶長川、環以四山、平如鏡、而土地沃厚、又非他處之可比、觀其形勝、宜置重鎮、自号乙、号施培沿江東下、則歷歇然坪、西加先、利施都昆等一百數十里、始出於會寧、豐山堡、所謂歇然坪等地、皆昔日胡人聚落之處、開野之廣、濶不及於个乙、号施培、而土地之沃饒、則無異、處處皆可爲數千百人耕作之地、臣於今春巡歷時、與北兵使臣尹天賁、同入其地、觀其形勢、則果是天作沃區。と、本文に依れば、會寧府境と老土部落との界の豐山堡附近に在りしこと知るべし。豐山堡とは、甫乙下鎮の西、二十韓里に在り。北關志によれば、本堡は正徳己巳^{西紀一}中^{五〇九}府南の古豐山堡より移築したるものなること知らる。かかれば、約そ正徳以後の界は、この地點に限り、以前の界は尙東して雲頭城附近に在りしならむ。下文又た曰く

臣訪問於會富之人、又考見宣祖朝北兵使臣李鑑所記制勝方略、則會寧以南各邑、每被侵擾、若由皆於老土部落、蓋其地處於會寧富寧鏡城之交、而又自長白山南行、則道路散出於明川、端川、吉州等地、故所謂老土者、處於形便之地、無時竊發、我人不能制、其在國家、誠爲腹心之疾、肘腋之患、自會寧以南至端川、各邑設置數十山堡、皆所以備此賊也……………

と、吾人は、北關志に收められし各府の記事に徴し、南九萬の疏の、一一、鑿空ならざるを證し得べし。老土部族は、實に咸鏡北道の大患をなししのみならず、往々にして吉城附近の城堡を攻略し、咸鏡南北の交路は、爲めに遮斷せられんとせることあり。九萬の疏の行はれしは、肅宗朝の事に係る。そはいふまでもなく、清朝の兵力充實の必要より、茂山の谷地に於ける彼等を遼東に驅り去りしを以てなり。若し李氏朝鮮の兵力の此谿谷に及びたる結果なりとするあらば、そは大に誤るべし。

八 扈倫部

清朝の記録にて、哈達、輝發、烏拉及び葉赫の四部族をば、扈倫國の四部と總稱せり。四部の中にて、哈達は、萬曆二十七年^{西紀一}五^{九九}九月を以て亡ぼされ、輝發は萬曆三十五年^{西紀一}一^六七〇九月を以て亡ぼされ、烏拉は萬曆四十一年^{西紀一}六^{一三}正月を以て亡ぼされたり。最後に残りし葉赫は萬曆四十七年^{西紀一}六^{一六}八月を以て亡ぼされしが、こは吾人が研究の範圍に

非れは省略せり。扈倫一に呼倫とも書かれしが、此名稱は清朝に始まりしもの如く、明朝には烏拉をのみ指して忽刺温(二)と稱したり。扈倫と稱ししは、或は即ち忽刺温の對音たらん。以下此等各部族の位置を記載すべし。

(二)忽刺温なる名稱は、十五世紀の初よりして知られたり。思ふにその本地は黒龍江流域にありしものなるべきが、明の中世遼東方面の混亂せるに乗じ、漸く南下して、吉林地方に據りしを疑はず。開國方略四に烏拉之先、以呼倫爲國號、姓納喇、與哈達同……布延收服附近諸部、築城于烏拉河岸、洪尼地國號烏拉……と見ゆ。烏拉は滿洲語にて *Ura* の對音なり。蓋し此部族が、今の *Sungali na* (松花江沿岸に據りしより、斯くは稱せらる。明人は又彼等を一般に江夷とは稱ししなり。

イ 哈達

哈達は烏拉と姓を同うす。此稱號を用ひしは、著名なる會長王台の頃に始まるべし。今の開原の東北哈達河の上流にて、古城と稱する地方に在り。哈達河は、もと小清河と呼ばれしが、哈達の部族の、此河上に據りしより、今は斯く稱せられたり。盛京通志五一によれば、下の如し。

哈達石城 在衣車峰之西南、周圍二百四十步、南一門。

哈達新城 在衣車峰之上、舊哈達貝勒、自開原縣界內舊城遷居於此故名。

衣車峯は、開原の東六十餘清里に在るべければ、哈達の兩城は、此附近にありしを疑はず。乾隆四十四年増定の盛京通志一三によれば、哈達は、もと今の開原境内にありしが、後遷りて伊徹峯の上に移りて住めりとあり。伊徹衣車は、共に滿洲語 *Iche* (新)の對音、哈達は滿洲語 *Ha* (峯)の對音なり。至竟彼等の部族は、山寨に據りしこととて、哈達とは呼ばれしなり。明人の江夷といふに對し、山夷の名稱を與へしは、自らかかる事情に因らずといふべからず。盛京通志三一は此等二城の外に小石城あるを傳へあれど、其等の名稱は、全く知るを得ず。明人は、一に彼等をば、南關夷(二)と稱したり。

(二)南關とは廣順關をいふ。乾隆四十四年増定の盛京通志九二開原の條に下の如き解あり。曰く哈達……城東六十里、明時置廣順關于此、亦曰南關、後爲哈達貝勒所居……

本文によれば、南關の舊址は、即ち哈達貝勒の居住なるがごとく解せらるれど、それは錯にして、彼等は、實に廣順關即ち南關の外に近く居住したりしなり。哈達を南關といひるに對して、葉赫をば、北關と稱しき。こは開原の東北なる鎮北關の外に近かりしを以てなり。

口 輝發

輝發は、黒龍江の流域より移住したる部族なり。鈔本清太祖實錄、萬曆三十五年の條に之を記して曰く

初輝發國、本姓益克得里、原黒龍江尼馬察部人、始祖昂古里、星古力、自黒龍江載木主遷于查魯居焉、有扈倫國人、噶揚圖墨士、姓納喇氏、居于張、因附其姓、宰七牛祭天、改姓納喇星古力生二子……王機努招服輝發國諸部、於輝發河邊扈爾奇山築城之、因名輝發國。輝發なる稱號の河名に得たること知るを得べし。遼東志卷一には、此河に相當せるを灰扒江と呼べり。灰扒は、輝發の對音と知るべきなり。盛京通志卷一永吉州の條によれば、下の如し。

輝發城 城南三百七十里、在吉林峯之上、週圍二百步、西一門。

通志は、以上の外に、輝發峯下城といふを擧げり。曰く

輝發峯下城 輝發峯之西北、週圍四里、南北二門。

と。此城は前記吉林峯上のものに比して、大なれども、此部族の本城には非りしもの如し。吉林通志卷二は、前者を擧げり。盛京輿圖が、此城をば、今の輝發江の右岸、三屯河と托忒河との中間に置きしは、蓋し誤らず。吾人は、此等諸城の位地より、北方輝發江に沿へる地方に、那丹佛呀那丹府あることを知る。こは、明初よりして交通の要地に當り

し城寨なるが、輝發の部族の確實に之を把持せしことありしや否やは、群かに判知するを得ず。然ども、情勢より推すれば、此部族の盛なりし時に於て、該地方の包括せられしは、別に疑を容れざるべし。

ハ 烏 拉

烏拉は、今の吉林府の北七十清里、松花江に沿へる打牲烏拉にありき。名倉ト占台の居りしは、此城寨なり。盛京通志卷一永吉州の條に曰く

烏喇城 城北七十里、混同江之東、舊布占大貝勒所居、週圍十五里、四面有門、內有小城、週圍二里、東西各一門、有土臺、高八尺、週圍一百步。

と。烏拉城の規模の、當時滿洲に冠たりしは、以て推知せらる。左に烏拉到に隸屬せる諸城を列擧すべし。

(一)金州城 此城は、吉林府の北六十清里に位す。山城なり。鈔本清太祖實錄萬曆四十一年の條によれば、ト占台の居りし大城即ち烏拉の西門外里許、對岸にありしを知る。今、一漢河に近く、景思佛勒と稱する一站あり、該城は、此站に近接せる地方に在りしなるべし。

(二)宜罕阿麟城 此城は、吉林府の東北三十清里、伊罕山の上に在り。伊罕、宜罕は共に

滿洲語 *Han alin* (牛山)の對音なり。

(三)孫札泰城 此城は、吉林府の東、遠からざる地方に在るべし。今の伯都訥の西にある遜札堡台に擬定するものあれど、錯れり。孫札泰は滿洲語 *Sinjata* (五箇)の對音なり。

(四)郭多城 此城は、吉林府の東、遠からざる地方に在るべし。

(五)俄漢城 此城は、吉林府の東三十清里に在り。

(六)伏爾哈城 此城は、吉林府の北三十三清里にあり。

蘇完部

蘇完部は、伊通州の東、刷煙河の流域にあり。開國方略^二卷 萬曆十六年の條に曰く

蘇完部長索爾果率部衆來歸、太祖以其子費英東佐理政務。
と。索爾果等の當時幾何を以て來歸せしやは、知るを得ざれど、費英東の死後、太祖の廟に配祀されしに徴するも、此部族の當時微弱ならざりしを推知すべし。但だ彼が建州に來りし時、太祖の力は、未だ刷煙河地方に伸ぶる能はざりしこと明かなれば、舊地の自から、烏拉もしくは、葉赫に併吞されしを疑はず。今の蘇瓦煙站 *Suwayan giyanun* は、即

ち此部族の據りしところとす。蘇完蘇瓦煙は、共に滿洲語 *Suwayan* (黃色)の對音なり。

九 東海瓦爾喀部

東海瓦爾喀部と稱するは、豆滿江の下流域、併に沿海の地方をいふ。太祖朝に於ける此地方の收服は、固より創業に屬すれば、未だ、必しも完全に行はれたりといふを得ず。されども、退いて考ふるに、太祖の天命元年以前に在りて、兵力の遙かに東海に及びしは、寧ろ驚異すべき事實ならずとせず。就中、蜚悠城の收服、併に此役に關連して起りたる豆滿江畔戰役の經過は、大なる興味を以て讀まるとともに、瓦爾喀の散住しける地方を概見するを得べし。蜚悠城は、今の渾春の西北二十清里に在り。

(一)蜚悠城一に飛腰費雅に作る。滿洲文 *Fayo* の對音なり。滿洲語 *Fe* は古の義なれば、蜚悠城 *Fai-yun* とは、古城の意味なるべきが、朝鮮には、此城をば、縣城 *Hian-Syong* と呼び、大東輿圖は、之を古縣と記せり。北關志^{慶源}の條によれば、此城は、訓春江の西七韓里、豆滿江の東五韓里、餘古の奚關城 *Hye-Koun* の遺址なりとあり。盛京通志^{卷一}は、此城を渾春の北二十清里にありといひる、互の記事の一致を見るべし。

吾人は前に安格拉庫路及び訥殷路の征撫は、烏拉の形勢に關連せし由を説述せるが、東海瓦爾喀部の收服も亦同じく烏拉に關連して決行せられたり。鈔本清太祖實錄、萬曆三十五年の條に曰く

春正月……東海瓦爾喀部長策穆特黑來朝、告上曰、吾等因地方遙阻、附吳喇國、吳喇布占、泰貝勒、遇吾等虐甚、乞移家來附、上命弟舒爾哈齊貝勒、長子洪巴圖魯貝勒、次子代善貝勒、一等大臣蜚英、東扈爾漢蝦、率兵三千、至蜚悠城、徙之……遂決意進、蜚悠城盡收屯寨、凡五百戶、令扈爾漢蝦、率兵三百衛之、先行、時吳喇國布占、泰貝勒、發兵萬人、邀諸路扈爾漢蝦、見之、令五百戶結寨山巔、以兵百人守衛之、使人馳告後隊、衆貝勒、當是時、吳喇國萬人、我國扈爾漢蝦、兵僅二百人、各據山、一面結營、寨相待、次日、吳喇國以萬人來戰、我兵二百人、我國大將楊古里、迎擊、爭先奮力、斬吳喇兵七人、我兵止傷一人、吳喇因七人被殺、遂退兵、渡河登山、畏懼不敢前、兩軍相向駐營、至未時、我國後隊三貝勒、兵悉至、見吳喇眾、洪巴圖魯貝勒、代善貝勒、策馬奮怒曰、皇父每有征伐、無不破降兵衆、今雖未親履行間、有我等在此、爾衆勿憂……衆軍士皆奮願效死、遂渡河、洪巴圖魯貝勒、代善貝勒、各率兵五百分二路、緣山奮擊、吳喇兵遂敗、代善貝勒、追及吳喇、統兵博克多、從馬上以手攫取其冑而斬之、時天氣晴明、忽陰晦、大雪寒冽、被傷敵兵、棄甲逃者、僮仆者甚衆、是役也、陣上斬博多貝勒父子、生擒常住貝

勒父子、及胡里布貝勒、斬三千級、獲馬五千匹、甲三千餘副、云、初我兵與吳喇兵接戰時、舒爾哈齊貝勒率兵五百立山下、見二貝勒被敵追擊、始驅兵前進、適有大山間之、遠山行、未能多所獲……

と。思ふに、此戰たる清にても精兵を擇ひて派遣せしなるべきが、烏拉に於ては、殆ど部族の全軍を傾けて來りしこと疑はれず。斯かる重大たる戰役なりしに關らず、吾人は以上實錄の記事によりて、蜚悠城の名を知るを得たるの外、その他一切を知るを得ず。例令へば、扈爾漢蝦が五百戶の人民を引き具して山巔に結寨せりといひ、或は烏拉の兵の退きて河を渡りぬとあれど、それらの山川の何れに在りしやは、毫も知るを得ず。然るに、吾人は、幸にも、此事實の朝鮮に於ける幾多記録の中に傳存しつつあるを知るを得たり。今便に従ひ、北關紀聞の記事によりて、太祖の行軍の經過路を考察すべし。

宣宗四十年萬曆三十五年三月、建州衛の老可赤、弟の小可赤及び其子二人を送り、鐵騎五千を領して、白頭山外に出で、件可退より、我が穩城の寨を穿ち、直に慶源の地なる縣城部落を擣き、四散分鈔して、南慶興境なる時鏡部落に至れり。此時縣城の胡は、忽胡と相距く。忽胡の兵を擧げて之を屠らんとするを聞き、差胡の五乙古大等を送り、急を老胡に告げり。故に、兵を遣はして來れるなり。卜占台、老兵の懸軍深入せるを聞き、次

將者乙古舍をして、步騎萬餘を悉くして來り、門巖に屯して、老兵の歸路を邀へしむ。是月十七日、小可赤、縣城に留まり、先づ甲騎三四百を以る、所略の人畜數千を領し、路を慶源の南山の外に取らしめ、鍾城境の西豊に宿す。十八日、鍾城東門の外より、江に沿ひて防垣の烏碯巖洞に到り、忽兵の甚だ多きを見、即ち烏碯巖に上り、險を設けて自ら固む。二騎を送りて縣城に飛報し、救を請ふ。忽胡、烏碯巖の下に到り、江を隔てて陣す。先づ銳騎を以て江を渡り、挑戰せり。老兵の險に據り、利ならざるを以て、防垣の空城に入り、廬里を掠む。小可赤は、その兵の忽胡に遮られしと聞くや、親ら鐵騎數千を領し、慶源の飯山路を取り、西豊より香峴に出て、日晡の時を以て、烏碯洞に到り、軍を分ちて三となす。二軍直ちに忽陣を搦き、一軍下灘を渡り、門巖の歸路を遮らしめ、之を夾撃しぬ。大戰良久し。忽兵大に敗る。老兵勝に乗じて追奔する四十餘里。風塵晝晦し。忽兵の死者幾と七千、卜占台の叔昌主等を擄にし、猛將卓斗等數十人皆死せり。唯だ者乙古舍數百騎を以て通れ去れり。小可赤、兵を駐むる二日、器械甲冑を收むる山の如し。兵使、軍官趙公玠を送りて之を勞ふ。老胡、高嶺會事路を取りて還る……。

本文の老可赤 Nurhachi は、奴兒哈赤の對音、小可赤 Syohachi は、舒爾哈齊の對音とす。太

祖の兵の來路を按ずるに、白頭山外に出て、件可退より穆城の長塞を穿ち、直に慶源の縣城に至れりとあり。件加退は、今の局子街附近なること疑はれざれば、太祖の兵は、窩集嶺を通過して、海蘭河に出でしなるべし。かくして穆城の内地を事もなげに横斷し、慶源の江邊にて、豆滿江を越え、今の渾春の西北なる縣城に到着せり。縣城は、即ち清朝にいふところの蜚悠城なること前述のごとし。舒爾哈齊は、預定の計畫を終へたれば、蜚悠城の捕獲を前行せしめ、再び來路を辿りて歸還せんとせり。烏拉の大兵、乃はち之を鍾城の對岸なる門巖に要撃せんと欲し、前行の扈爾漢蝦と防垣附近に出會しぬ。扈爾漢蝦の縣城より防垣に出でし徑路は、頗る明白なり。彼は、三月十七日に、豆滿江を渡り、慶源の南山に出て、飯山の南禾洞嶺を越えしなるべく、以て鍾城の西豊に至りしなり。此間やがて六七十清里を計ふ。十八日、彼は路を鍾城東門外の江邊に取り、以て防垣の烏碯巖洞に至りたり。ここにて、彼は、烏拉の兵を望見しぬ。忽胡とあるは、忽刺温胡の略稱にて、朝鮮にて、卜占台を忽胡とは稱せり。扈爾漢蝦敵衆を避け、即ち烏碯巖峯に上りて結寨せりと解すべし。救援の使者に接して出發せる舒爾哈齊の行程は、更に明白なり。彼は、慶源より飯山路を取り、西豊より南して香峴に出て、以て烏碯巖洞に出でり。實錄は、褚英、代善の二人、五百の兵を率ゐて、河を渡り、舒爾哈齊は、山下に立ち、二人の烏拉

を破るを見て、始めて兵を驅りたりと傳ふれど、紀聞によれば、兩軍の大戦は、烏碯巖の下に行はれしが、一軍は、下灘を渡り、門巖に至りて、忽刺温の背面を扼し、東西より夾撃ししものと解せらる。大捷の清兵の手に收められしこと、異辭なし。紀聞は、更に清兵の退路を記して、會寧の北、高嶺の路を經たりとあり。こは、明かに烏拉の再舉を顧慮ししを以て、路を内河路今の茂山に擇ひしことなるべきが、烏碯巖戦の烏拉に及ぼしたる影響は、想像の外に出でり。寧古塔より東北に通ずる通路の、此战役以後に開かれしは、まさに之を證す。

(二) 關北紀聞、宣宗三十八年五月の記事に、訓戎僉使任義會、寧府使李祥龍等、從取路門巖洞、一夜馳百餘里、味爽到件加退……とあり。大東輿圖に件加堆とあるは、同一地なるべし。件加退は朝鮮に *Po-ka-toi* と音すれば、布爾哈圖 *Burh-hatu* の對音と視るを得べきなり。

(三) 門巖は鍾城より今の局子街に通ずる道路上に在り。

(四) 北關志鍾城の條に曰く、防垣堡在府南三十二里。

(五) 北關志鍾城の條に曰く、烏碯巖烽燧在府南二十一里、南應防垣堡。

一〇 兀哲部

兀哲は、一に窩集に作る。共に滿洲語 *Wu-je* (森) の對音なり。龍飛御天歌七卷には兀狄哈とあり。兀狄は、同じく *Wu-je* の對音にて、哈 *ka* は人の義となす。思ふに、此部族の森林帯に棲息せるよりして、此名稱を得たり。太祖の兵の、兀哲部と接觸ししこと、寧古塔の東北路の通じたるに始まれるより推すれば、略ぼそが道里方向を概見すべし。

寧古塔(二)の太祖が手中に歸せしは、何年に於てせしや、明かなるを得ず。されど、萬曆三十五年西紀一六〇七、豆滿江沿岸に起りたる烏碯巖戦の後たるべきは、想像に難からず。開國方略三卷、萬曆三十八年十一月の條に下の如き記事あり。

戊申九月、窩集部之呼爾哈路千人、侵我寧古塔城、我駐防薩齊庫路兵百、擊敗之、斬百人生擒十二人、獲馬四百匹、甲百副、餘衆悉降、既而降人有逃至窩集部、瑚葉路者、匿弗以獻、已酉年十二月、太祖遣扈爾漢、率兵千人討之、扈爾漢取瑚葉路二千戶而還……。

此記事は、寧古塔の、我が守備に歸したるの、晚くも戊申萬曆三十六年以前にあるを示せり。さて之を實録に檢するに、太祖はこれより前一年即ち萬曆三十五年五月を以て、寧古塔より吉林に通ずる道路を侵略したること明かなれば、太祖は、烏碯巖戦の捷利に乗じて、烏拉の東面を壓迫したるの疑はれず。寧古塔の太祖に歸せしは、やがて此月の前後に在りしなるべし。太祖は、實に此地點を根據として、西方は、吉林方面に互りし兀哲部を收

め、東方は、綏芬河の流域より烏蘇利江に遠征軍を發遣せり。但し牡丹江を下りて、今の三姓に通ずる廣濶なる谷地は、未だ完全に收服せられざりき。兀哲部を完全に收服せしは、太宗朝の事業に屬すれば、ここには、専ら天命元年西紀一六一六以前に於ける征撫の地方のみを掲げて、その位地を擬定すべし。

(二)寧古塔に新舊二城あり。盛京通志卷五寧古塔の條に曰く寧古塔舊城、城西北五十里海蘭河南、有石城、高一丈餘、週圍一里、東西各一門、城邊牆週圍五里餘、四面四門、昂邦章京吳把哈巴都魯監造と。こは勿論清朝の築きしものなれど、舊址によりて修築したるものと解すべし。

イ 赫席赫路

鄂木索より敦化縣に至る道路上にある地方名なり。

ロ 俄漢惠蘇魯路

張廣才嶺の東北、鄂木索の豁谷をいふ。

ハ 佛納赫托克索路

今の寧古塔の西南五十清里許の地方なり。

以上三路は烏拉の疆域なりしが、西紀千六百七十年の夏、擧げて太祖に收服せらる。

ニ 淖野路

淖野河の流域をいふ。水道提綱卷二によれば、此河は、烏蘇利江の支流にて、興凱湖の東邊を駛走せり。盛京輿圖に滿洲文 *Huye Golo* と音す。

ホ 綏芬路

綏芬河の流域をいふ。盛京輿圖に滿洲文 *Suifun Golo* と音す。綏芬河は、今のアムール灣に流入する河川なり。

ヘ 那木都魯路

綏芬河の流域の一地方をいふ。龍飛御天歌七によれば、南突 *Nantol* と呼べる兀狄哈の速平江の流域に據りしを記せり。速平江とは、今の綏芬河をいふ。八旗滿洲氏族通譜卷二那木都魯氏の記事に、那木都魯、本係地名、因以爲姓、其氏族散處於那木都魯、綏芬、渾春及各地方とあれば、那木都魯の南突と同一部族を指せること明けし。盛京輿圖は、此名を載せず。

ト 尼馬察路

綏芬河の上流の地方に在り。盛京輿圖には、滿洲文 *Nimacha Golo* と音す。

子 寧古塔路

綏芬河の上流の地方に在り。今の寧古塔附近をいふにあらず。滿洲八旗氏族通譜二卷四によれば寧古塔氏の綏芬地方に散處せるよしをいへり。太祖實錄萬曆三十八年十一月の條に上命額宜都巴圖魯率兵一千往東海兀哲部之那木都魯瑞分寧古塔尼馬察四路招其路長康果里喀克都里……とあり。乃ら知る以上四路は各相連接してありしことを。

リ 雅攬路

雅蘭河の流域なり。一に鴉藍に作る。滿洲文 ᠶᠠᠯᠠᠨ の對音なり。水道提綱六卷二 雅蘭河源出西鳴塔山之西南麓南流合二水而南二百數十里入海とあり。

又 錫林路

錫林河の流域をいふ。一に西臨に分る。滿洲文 ᠰᠢᠯᠢᠨ の對音なり。水道提綱六卷二 に西林河源自大山松林南會東北一水又南二百數十里入海とあり。今のウラシオストツクの東北沿海州に在り。

ル 烏爾古宸路

木輪河の附近に在り。滿洲文に Urenchen golo と音す。吉林通志七卷一 輿地志の條に、

烏蘇利江東岸自南而北舊界赫哲人等居址の條に庫爾佈新即烏爾古宸路とあれど従ふべきや否やは未だ明かならず。盛京輿圖が此路の位置を長白山西なる訥殷路の附近に置きしは甚しき誤謬なり。(二)

(一)盛京輿圖のかかる誤謬をなししは八旗滿洲氏族通譜卷五 烏爾古宸氏の條に格鈕正紅旗人世居訥殷地方とありしに基けり。されど此場合は烏爾古宸の本地を指ししにあらず。通譜同條に烏爾古宸爲滿洲一姓其氏族散處於木楞等地方とあり。木楞は即ち木輪の對音に外ならず。若しかりに輿圖の説に従へば太祖の兵は納殷路を收服したる後又十餘年にして尙ほ長白山西に未收の兀哲部を征服ししこととなるべし。かかるは全く實録の記事を顧慮せざりし妄斷なり。

ヲ 木輪路

木輪一に木楞穆輪に作る。滿洲語 Morin (馬) の對音なり。水道提綱五卷二 蘇里河既西會新開湖水勢盛大北流數十里有扶而禿庫河自東南來注之長四百里 稍西北有搜里河西自穆輪河先分一支東流來會又北百餘里有穆輪河自西南合數水東北流七百餘里來會亦巨川也とあり。滿洲源流考一卷 明衛所城站考の條穆輪河衛の下に案穆輪河在寧古塔城東四百

里、出穆輪窩集、東流入烏蘇哩江、國初穆倫路屬東海窩集部、太祖辛亥年征取之とあるは、當れり。

ワ 額黑庫倫路 顧納庫倫路

以上共に烏蘇利江の流域に在るべし。

カ 虎爾哈路

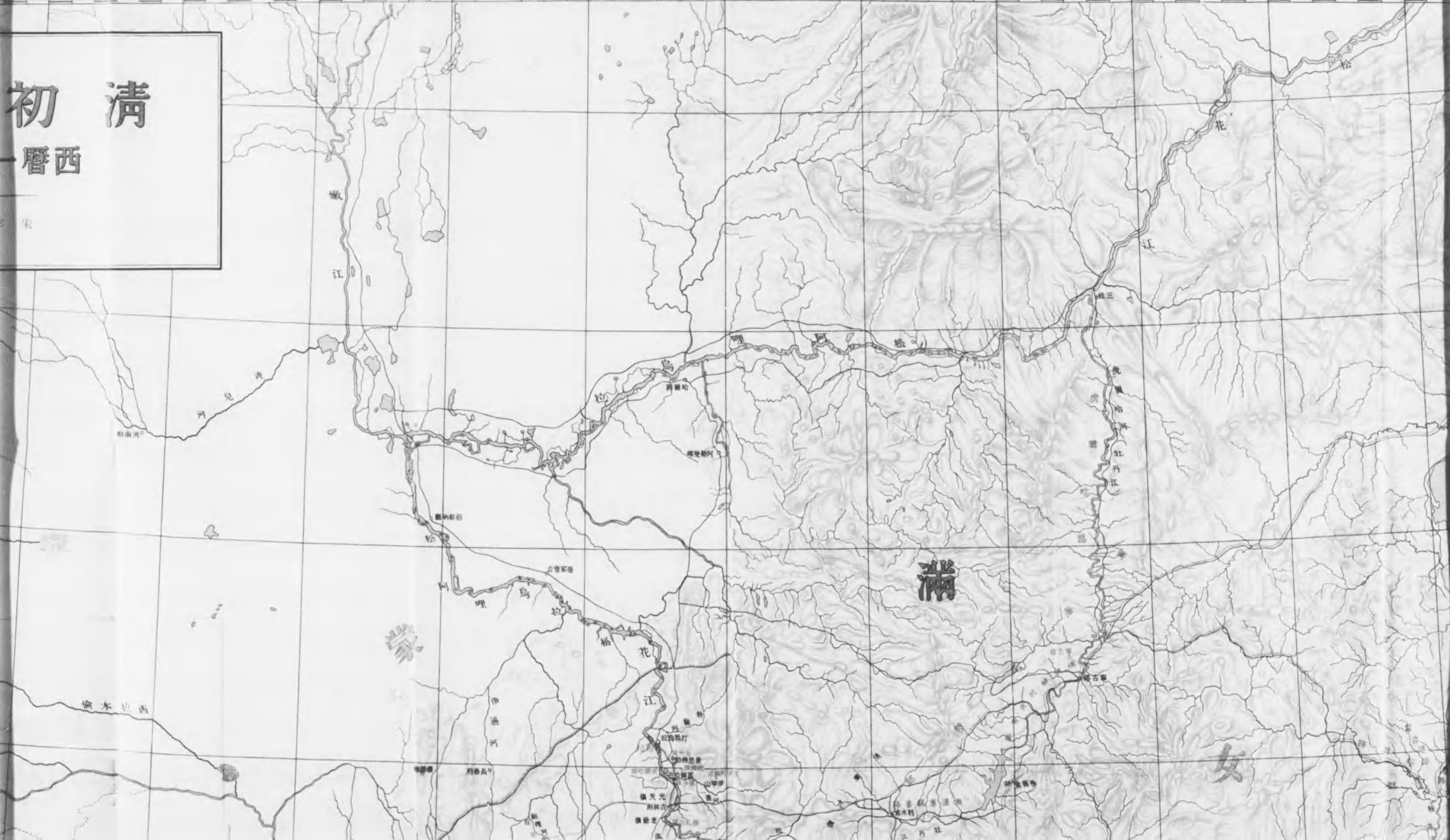
今の寧古塔より東北、虎爾哈河の谿谷をいふ。太祖實錄、萬曆二十七年の條に春正月……東海兀哲部之虎爾哈路王格張格率百人來朝といひ、同、萬曆三十九年の條に十二月……上命何和理額駙額宜圖巴圖魯達爾漢蝦三人率兵三千征兀哲部之虎爾哈路圍札庫塔城三日招之不下、遂攻克其城斬首千餘、俘二千人、其環近各路盡招撫之……とあり。

以上を綜考するに、太祖の天命元年四紀一六一六以前に於て、東海兀哲部と稱ししは、今の吉林の東北、張廣才嶺附近より始まり、東は綏芬河を中心として沿海州に至り、東北は、烏蘇利江の流域に及べるをいふ。但だここに留意すべきは、瓦爾喀部の收服せられしもの、蜚悠城今の渾春附近一帶に止まりしものごとく、沿海州に散布せる瓦爾喀の部族は、天聰朝に入りて收服せられしこと是なり。北部滿洲に散在せる瓦爾喀部及び虎爾喀部の地

122° 123° 124° 125° 126° 127° 128° 129° 130° 131° 132°

清 初

西曆



滿

女

咸

道

北

130

131

135

132

134

日

44


43

42

41

本





滿

女

洲

嶺

咸

鏡

北

道

咸

安

安

會木拉西

蒙

倫

忍

北

界

130

121

45
44
43
42
41

古

洲



嫩木拉西

嫩木平野

老
引
各
河

古

倫

新

嶺

交

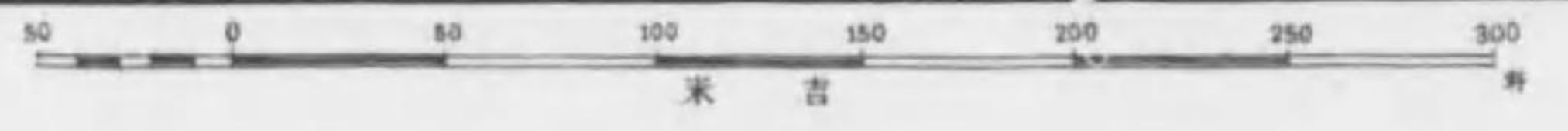
交

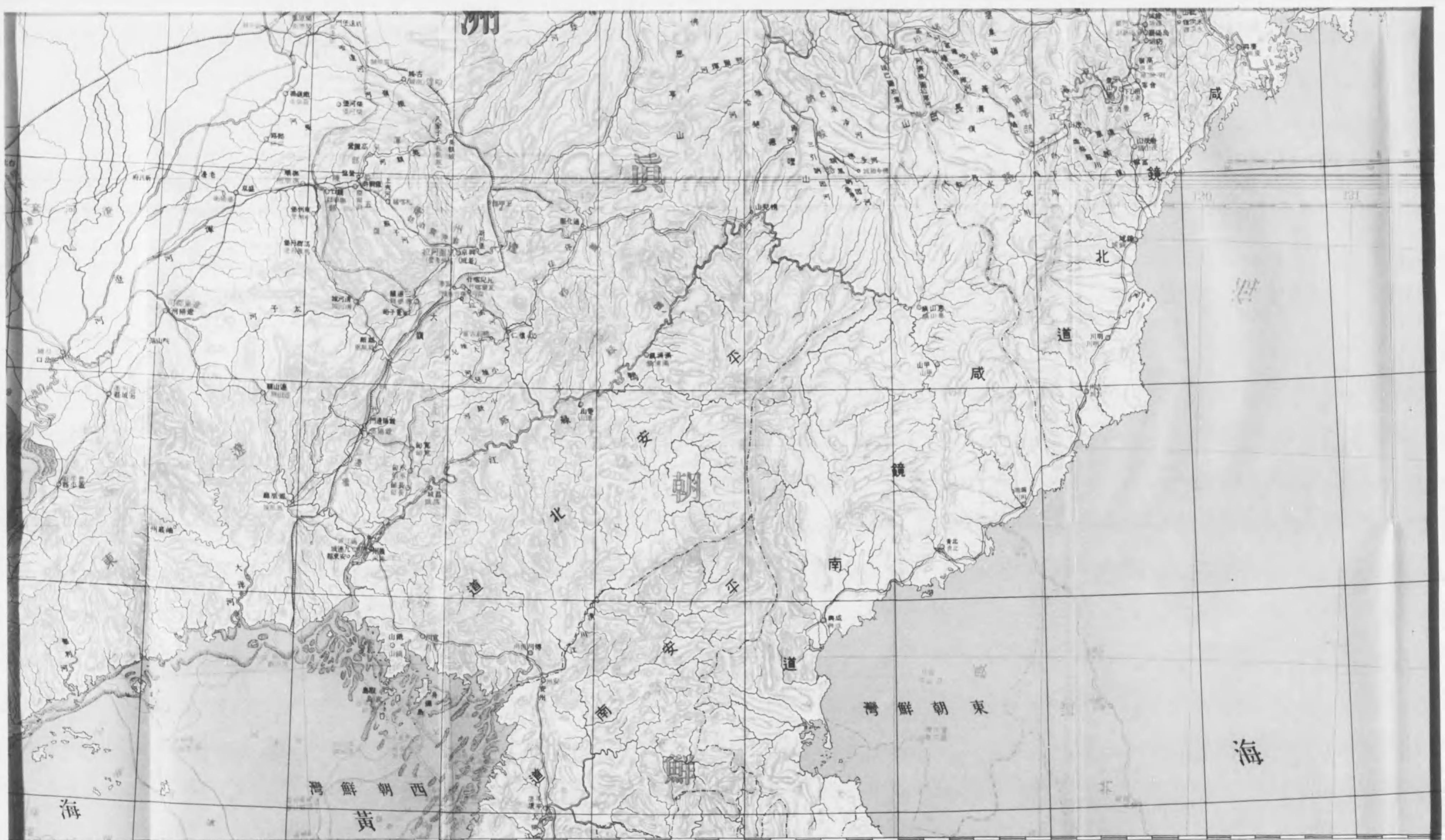


127 128 129 130 131 132 133 134

39 40 41 42

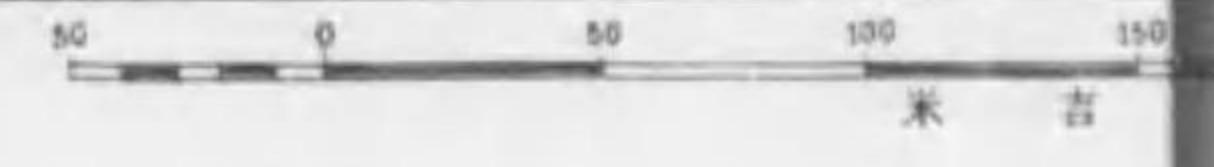
尺之一分萬拾五百一尺縮

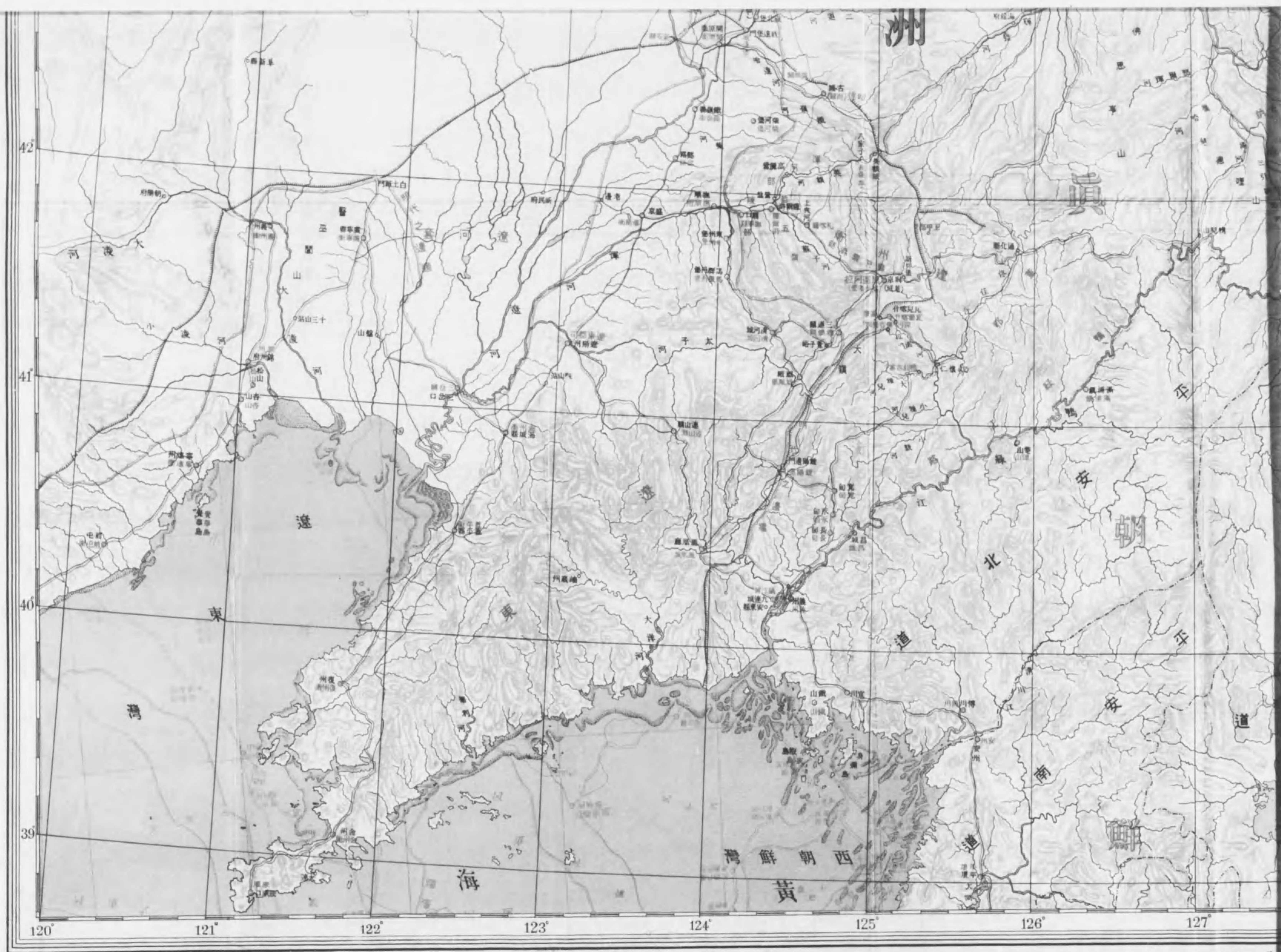




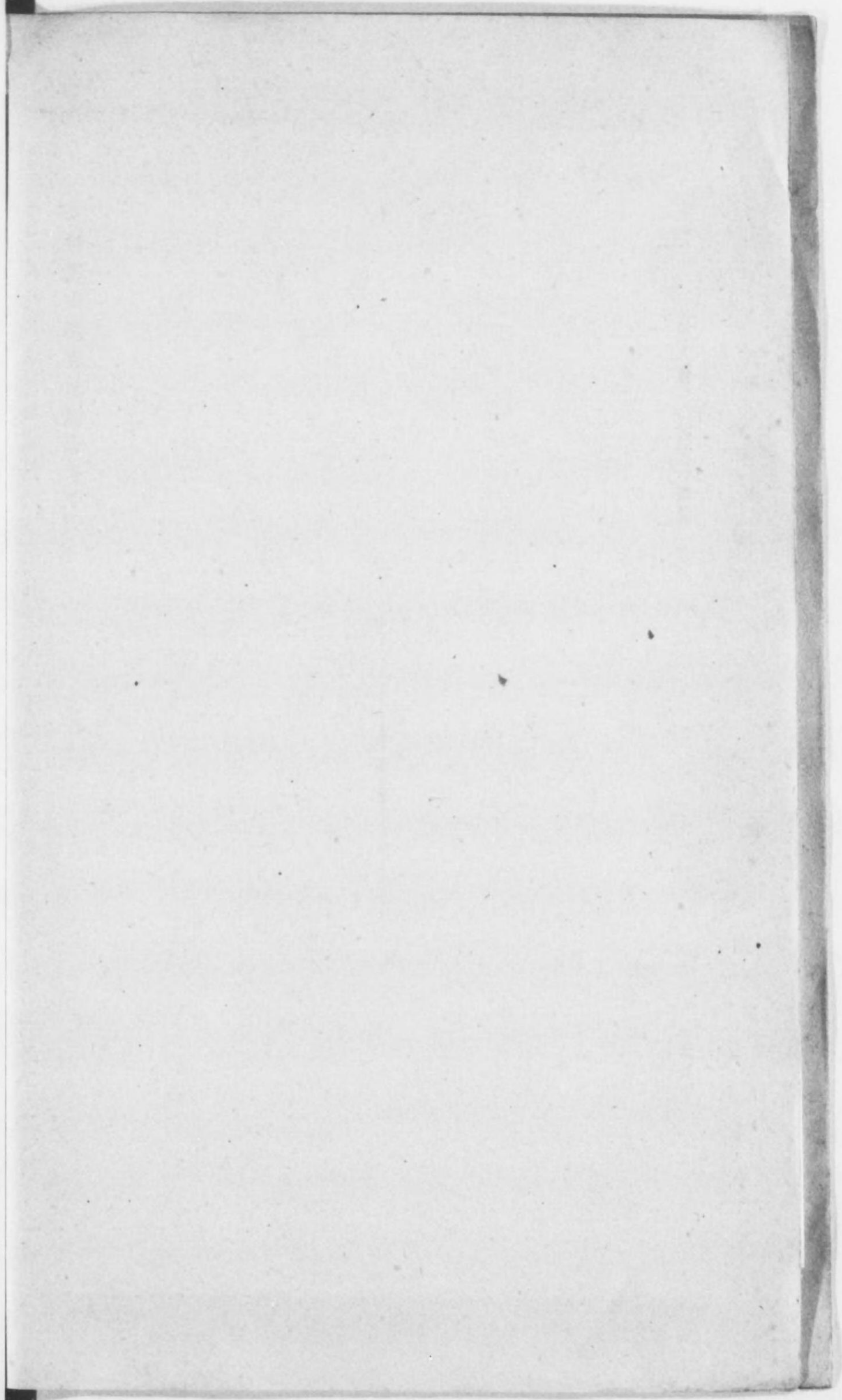
123° 124° 125° 126° 127° 128° 129° 130° 131°

尺之一分萬拾五百一尺縮





方も、亦これと同一事情の下に在りき。本篇の研究は、太祖朝の末期及び太宗朝に於ける征撫の地方を包容せず。



索引

索引

ア

- 愛 濤, 629(水名).
- 愛 呼, 629(水名).
- 愛親覺羅(Aisin Gioro)氏, 599.
- 愛也窟河, 180.
- 靈 陽 堡, 518.
- 阿哈河洛, 595(位置).
- 阿 哈 出, 411(火兒阿ノ萬戶), 414(建州衛始祖), 415 (其子釋家奴ノ西移), 553.
- 鴉 鶻 關, 516.
- 鴉 鶻 山 屯, 483.
- 阿 骨 打, 32(黃龍府攻撃).
- 阿 之 古, 164.
- 鴉 兒 許, 536.
- 阿 芝 州, 164.
- 阿什哈達, 559.
- 阿 朮 火, 164.
- 阿朮河站, 450.
- 阿 觸 胡, 164.
- 阿速古兒千戶所, 405.
- 阿速納合, 440.
- 幹 兒 哈, 624(名稱ノ解).
- 幹 准 部, 169, 221(位置).

- 幹 朮 里(Odoli), 406(訓春江邊ノ野人), 407(忽兒海河邊ノ城, 松花江邊ノ站), 411(海西江邊ノ地名), 413-414 (部族ノ原住地及ビ移動), 450 (明代ノ站), 557, 568, 569, 571.
- 幹 朮 憐, 407(理河邊ノ城), 414(萬戶府ノ位置), 559.
- 幹朮憐等五萬戶府, 405 (元史地理志ノ記事), 406-417 (位置ニ關スル論證), 416(其ノ結論), 416-417 (開元路境內ニ在リ).
- 幹朮憐萬戶府, 406-408 (位置ニ關スル論證), 411(龍飛御天歌ノ記事), 416(結論).
- 幹 東, 幹朮里ヲ見ヨ.
- 幹 都 里, 幹朮里ヲ見ヨ.
- 幹 眉 府, 562.
- 幹 木 河(Omuho), 413, 591.
- 幹 本 城, 445(明代ノ縣名).
- 阿 跋 斯 水, 167.
- 阿 不 辛 水, 168 注.
- 阿 不 塞 水, 168 注.
- 阿 保 機, 187(女真人ニ對スル處置).
- 阿 木 河(Omuho), 413, 568.
- 阿 也 苦 河, 180.

阿里眉部, 218(位置).
 阿里民忒石水, 220.
 阿里門水, 218(耶懶路トノ關係).
 阿陵站, 450.
 安遠縣, 27.
 安遠州, 42.
 安岳縣, 347.
 安義鎮, 352.
 鞍山, 456(明代ノ驛名).
 安州, 65, 198.
 安戎鎮, 351.
 按出河, 82注(遼代ノ), 同(金代ノ
 モノトノ關係).
 按出虎水, 169(位置, 水道提綱ノ
 說), 170注(異譯).
 安昌縣, 73, 207.
 安格拉庫路, 624(名稱), 625(位置).
 安定縣, 27.
 安定府, 2.
 安東縣, 197注.
 安東都護府, 46.
 安土瓜爾佳城, 604.
 安德州, 71(沿革並ニ位置).
 安平縣(西安平縣), 298(賈耽道里
 記ノ記事), 306-308(位置比定).
 安平口, 安平縣ヲ見ヨ.
 安豐縣, 97, 209.
 安北都護府(元), 345.
 安民縣, 93.

イ

威遠鎮, 359.
 威遠堡, 512.
 伊改水, 215.
 伊爾根覺羅, 599.
 懿州(遼金元三代), 47, 208, 276
 277注(遼ニ兩懿州ナシ), 277-294
 (位置ニ關スル論證), 280(大清一
 統志ノ說), 284-291(明末清初ノ都
 爾鼻ナルベシトノ考), 294(結論),
 294-295(懿州ノ領城ノ變遷).
 威州, 43(位置).
 渭州(遼), 94.
 渭州(元), 358.
 一禿河, 39, 549.
 一堵牆堡, 517.
 一半山站, 450.
 移燉水, 215.
 尉那巖城, 12.
 伊板嶺, 103, 179注.
 醫巫閭山, 20, 71(闔山縣トノ關係),
 97(闔州トノ關係), 213(遼代山
 陵).
 移懶路, 耶懶路ヲ見ヨ.
 移闌豆漫(Ilan Tumen), 411-412,
 557.
 移里閔(移離閔)河, 212.
 移鹿古, 100, 179.
 懿路城, 508(所轄邊城).

尹 璫, 99(北征ノ年代), 同(其ノ
 建テタル九城ノ名), 100(新領土ノ
 疆界), 101(北征ノ遺址), 179注
 (北征).
 般州, 349.
 般栗縣, 359.
 ウ
 烏延部, 219(位置).
 烏雅東, 177(高麗トノ爭).
 烏碣巖, 641(北關紀聞ノ記事), 644
 -645(戰ノ影響).
 烏古敵烈部, 105(烏納水トノ關係),
 196(位置).
 烏古論部, 221(位置).
 烏薩札部, 222(位置).
 烏爾古宸氏, 649.
 烏爾古宸路, 648.
 烏惹部, 107.
 烏舍寨, 118, 142.
 烏春, 167(住地), 213(金ノ世祖
 トノ爭), 214(同上).
 烏州, 89(位置).
 烏底改, 223(位置並ニ名義).
 塢塔部, 169, 221.
 烏納水, 105-106(位置), 106(納烏
 ノ誤ナルベシトノ說).
 右北平郡, 126(秦漢時代ノ疆城).
 烏拉, 637(位置).

于羅山城, 364(高麗軍ノ占領), 365
 (位置), 563.
 烏林苔部, 182注.
 亏籠耳(Yü-lung-kui), 99, 179.
 雲州, 357.
 雲頭城, 完顏城ヲ見ヨ.
 雲頭裏, 538.
 エ
 榮安縣, 198.
 永安縣, 93.
 永安堡, 490.
 曰可時(Wal-ka-shi), 614.
 營丘縣, 70.
 永康縣, 49(復州所屬), 77(建州所
 屬), 204(復州所屬).
 永州, 89-91(位置並ニ沿革).
 英州(高麗) 99.
 榮州, 2.
 郢州, 2.
 營州, 113, 123(遼ノモノト唐ノ
 モノトノ區別).
 營州都督府(唐), 69(位置).
 永昌縣, 30.
 永清縣, 350.
 英宗(明), 481(土木ノ變ト遼東).
 永甸, 532.
 永德縣, 71, 208.
 永寧縣, 49.

永寧堡, 511
 永霸縣, 77, 208.
 永平縣, 29, 42.
 永樂縣, 73, 207.
 永樂帝, 474(對邊意見).
 永和縣, 63.
 益海水, 215.
 益改水, 215.
 益州(易州), 42-43(位置), 141.
 亦失哈, 560.
 易俗縣, 83.
 益褪水, 215.
 越里吉, 190(位置).
 越里篤, 45(遼トノ關係), 190(位置).
 燕王明, 464(大寧トノ關係), 470(封地).
 燕京, 119.
 燕山府, 111, 119-120(沿革並ニ位置), 120(宋ノ有トナル年代).
 鹽州, 4(位置).
 衍州, 47(沿革並ニ位置).
 延州, 356.
 延昌縣, 22.
 延津縣, 29.
 煙筒山, 596.
 鹽難水, 13.

才

於伊後江, 180.
 瓮哥落城, 612.
 王杲, 533, 581, 582(部族ノ位置), 583(彼ノ系譜).
 王翺, 463(遼東差遣ノ事情).
 橫江, 536.
 王甲部, 610.
 王兀堂, 533, 581, 582(部族ノ位置).
 鴨子河, 86(遼ノ長春州トノ關係), 105(混同江ト改名), 166, 176-171(位置ニ付テノ論).
 鴨兒匱, 536.
 回兒哈塞子, 614.
 回字形の邊牆, 470(創建ノ事情).
 橫州, 95.
 王綽, 372.
 王世貞, 473(兀其哈三衛ニ關スル意見).
 王台, 580, 581(其死), 583(同上), 634(哈達ノ酋).
 押懶路, 耶懶路ヲ見ヨ.
 鴨喇古寨, 612.
 鴨綠江, 205(金ト高麗ノ界トナル年代).
 鴨綠江路, 619.
 鴨渌府, 12(渤海ノ西京).
 屋惹部, 107.
 奧純部, 221(位置)

奧里米, 45(遼トノ關係), 190(位置).
 奧里迷站, 450.
 乙離骨, 100, 179, 222.
 恩化縣, 58.
 恩化鎮, 58.
 恩州, 58(位置並ニ沿革).
 溫迪痕部, 220(位置).
 穆禿河, 558, 576.
 溫都部, 167.
 溫熱者部, 106.

力

會安堡, 515.
 海雲寺, 74注(覺華島トノ關係), 114, 130.
 開遠縣, 4.
 懷化軍, 7(位置).
 懷化縣, 48.
 開義縣, 22, 57(木華黎ノ征戰), 72, 73注(開ヲ開トスル誤), 207.
 開元(咸平の別名), 420, 423.
 開原, 434-437(朝鮮北境ニ至ルノ元明時代交通路), 442-444(新民府彰武縣附近ニ至ルノ元明時代交通路), 444-447(哈爾濱方面ニ至ルノ元明時代交通路).
 開原城, 510(所轄邊牆).
 開元城(元), 35(黃龍府トノ關係),

375-378注(城名ノ起源ニ關スル考), 395(元一統志ノ記事), 397-399(位置ノ考定).
 開元萬戶府, 384(黃龍府ニ創設).
 開元路, 34-35(黃龍府トノ關係), 144(會寧府トノ關係), 145注(元史ノ記事), 378-381(疆域及ビ治所ニ關スル明清諸家ノ說), 382-423(吾人ノ論證), 382-391(四至ノ考定), 383-386(始設ノ年次), 386(西境), 389-391(北境), 393-394(南境), 397(最大疆域), 399-401(元初ニ所謂合關路及ビ恤品路), 401-405(水達達路ノ分置), 416(五萬戶府ノ所屬), 417(水達達路トノ界), 420-423(路治ノ移動, 咸平).

海古(海姑)水, 214.
 海胡站, 450.
 懷山, 475.
 灰山堡, 493.
 開州, 4(位置), 327-328(元代ノ縣名).
 价州, 353.
 會州(明), 336(元ノ蕪州), 236注(建置及ビ位置).
 懷州, 84(位置).
 蓋州, 203(位置及ビ沿革), 274.
 海州, 11(沿革並ニ位置), 322-323(元代ノ城名).
 海州衛, 456.

海州城, 503(所轄邊疆).
 海西, 446(其範圍), 549(沿革).
 海西江, 411(幹菜里, 火里阿, 托溫ノ在ル處), 412(今ノ松花江), 549.
 海西女直, 547(名稱), 548(意義), 551(位置).
 崖頭站, 28c-283(位置ニ關スル論議).
 海東青, 45.
 會寧府, 144-159(位置ノ研究), 144-145(明一統志ノ説), 146-149(寧古塔紀略ノ説), 149-152(柳邊紀略ノ説), 152-153(滿洲源流考ノ説), 153-157(吉林外記ノ説), 157(白鳥博士ノ古碑發見ト位置ノ決定), 158-159(右古碑ノ全文), 164.
 會農縣, 5.
 灰扒, 636.
 回跋(回霸, 回拔)部, 107(位置), 108注(文獻通考ノ記事).
 界凡, 605.
 界藩城, 605.
 界藩渡口, 605.
 海濱縣, 79, 207.
 海北州, 22(位置), 72.
 蓋牟城, 8, 46(位置).
 海洋, 436.
 海羅伊河, 182注.
 孩懶水, 181注, 182注(曷懶水ト別).

海留站, 450.
 火串(Pul-kot)嶺, 100, 101.
 加古部, 214(位置).
 覺華島, 74(位置), 同注(桃花島ト區別), 130, 457.
 岳關, 601.
 樂郊縣, 24, 203.
 樂康縣, 88.
 鶴五河, 211.
 額黑庫倫路, 650.
 覺爾察, 594(位置).
 覺爾察阿拉, 594.
 郭州, 346.
 覺昌安(清ノ景祖), 596.
 赫席赫路, 646.
 郭造卿, 124(遷民鎮ニ付テノ説), 125注(經歷並ニ著書).
 郭多城, 638.
 鄂多里(Odoli), 586.
 俄朵里(Odoli), 413, 565, 584(清朝實錄ノ記事), 585(同上注), 591(位置ニ關スル內藤博士ノ説).
 赫圖阿拉, 黑圖阿拉ヲ見ヨ.
 鄂謨輝, 586.
 俄莫惠, 413注.
 俄漢惠蘇魯路, 646.
 俄漠城, 638.
 鶴野縣, 3, 4, 201.
 覺羅城, 599.

覺羅村, 598, 599.
 火兒阿, 411(位置), 412(胡里改ト比定), 557.
 瓦爾喀, 624(名稱ノ解及ヒ部族ノ範圍).
 瓦爾喀什林, 614.
 雅兒關, 601.
 雅爾湖, 612.
 鴛爾渾城, 608.
 荷州, 2.
 河州, 2.
 賀州, 5.
 窩集, 645.
 嘉州, 20, 348.
 嘉州寨, 327-328(元代ノ驛名).
 化成關, 186.
 化成縣, 186, 204.
 加陀營, 312.
 賈耽, 46(長嶺府ニ關スル記事), 148, 297(道里記).
 曷蘇館, 187注(名義並ニ曷蘇館路ト區別).
 曷蘇館路, 186(治所), 186(疆城), 187(女真人トノ關係), 188(所屬ニ付テノ疑問), 203.
 曷懶甸, 179(長城ニ付テ金ト高麗ノ争), 180(尹禮ノ九城).
 曷懶水, 180(女真ト高麗ノ戰), 181注.

活羅海川, 111, 169.
 活刺渾水, 167, 220.
 鶴里改路, 188.
 活論水, 214.
 假島(鐵山郡), 457.
 假島鎮, 356.
 賈道站, 444.
 禾洞嶺, 643.
 嘉班城, 608.
 窩謀海村, 213.
 假木衝堡, 404.
 可木站, 450.
 雅攪路, 648.
 火魯火曠, 175.
 巖淵縣, 11.
 韓王(明), 470(封地).
 幹可阿隣, 184, 185.
 完顏子淵(胡土), 225注(名義), 242(江東城ノ大勝).
 寒寒塞, 449(明代ノ驛名).
 完顏城(雲頭城), 192(五國城トノ關係), 192(內藤博士ノ説), 266-267(滿鮮萬奴ノ遺址), 630.
 完顏城, 610.
 完顏萬奴, 192.
 完顏婁室碑, 33(黃龍府トノ關係), 34(同上), 36注(同上), 40(同上並ニ碑ノ字句ニ付テノ異説).
 咸康縣, 75.

咸康鎮, 75.
 含國部, 169.
 咸州, 30(沿革並=位置), 103(高麗ノ), 116, 138, 567.
 巖州(金), 202(建置).
 巖州(遼), 24.
 桓州, 15(沿革並=位置).
 韓州, 28(位置並=沿革), 199, 445(明代ノ城名).
 咸從縣, 347, 457(明代朝鮮入貢船出帆點ノ一).
 漢州臺, 112.
 漢州站, 444(明代ノ驛名).
 咸州路, 30(建置).
 觀春水, 181.
 韓城鎮, 112, 121, 122(宋金ノ國界).
 丸都, 16-17(位置並=母丘儉ノ攻略=關スル記事).
 完都魯山, 216.
 寬甸(寬奠), 532.
 寬甸六堡, 533(徒築).
 咸寧縣, 84.
 勸農縣, 56.
 韓斌, 481(東邊ノ董督者), 564(李滿住=關スル記事), 565(同上).
 咸平, 226(萬奴之ニ居ル), 228(耶律留哥之ヲ取り自立ス), 232(萬奴之ヲ回復シ後全ク之ヲ棄テ東方ニ移ル).

咸平府(元代), 30(建置年代並=位置), 197, 417-419(金ノ咸平路トノ比較), 420-423(開元路治トシテノ咸平), 421(名稱ノ變遷), 422(開元路=入ル).

咸平路, 197(疆域), 201(同上).

キ

歸化縣, 56.
 宜罕阿麟城, 637.
 歸義縣, 20.
 宜興縣, 64, 65, 210.
 奇賽因帖木兒, 368-370.
 徽州, 94.(位置).
 歸州, 48.(位置).
 棋州(祺州), 27.
 冀州, 2.
 龜州, 3.
 熙州, 351.
 義州, 72.(金代), 86(遼代) 227(金代), 335(元代), 497(明代所轄邊疆).
 義州, (元代高麗) 359.
 宜州, 72(沿革並=位置), 103(高麗ノ).
 宜春縣, 165.
 歸勝縣, 48.
 歸勝鎮, 48.
 歸仁縣, 3(遼陽府屬), 27(通州所

屬, 198(咸平府屬), 228(滿鮮萬奴ノ敗北).
 歸仁縣, 445(明代ノ驛名).
 儀坤州(宜坤州), 91-92(位置).
 徽川縣, 76注.
 徽宗, 188(幽囚), 191(晩年ノ日記), 193(墓所=付テノ説), 196(死去年代).
 吉州(高麗), 101-102, 101(尹璣九城ノ最北).
 吉州, 2.
 吉里迷, 218(阿里眉トノ別), 222-223(位置), 乞烈實ヲ見ヨ.
 吉烈迷, 乞烈實ヲ見ヨ.
 吉列迷, 乞烈實ヲ見ヨ.
 貴德州, 22(位置), 203.
 歸德州, 23.
 輝發, 636.(部族ノ沿革並=位置).
 碁盤山, 522.
 宜豐縣, 47, 201.
 義豐縣, 86, 91.
 宜民縣, 75, 208.
 舊鴉鶴關, 582.
 牛家庄, 456.
 弓漢尹嶺, 100, 101.
 九城, 99(尹璣建置), 104(位置=付テノ大韓疆域考ノ説).
 牛庄, 522.

牛莊驛, 520.
 九百奚營, 28, 139.
 曷羅箇沒里, 60-61(名義ト位置).
 九連城(明), 321(婆速婆婁トノ比定), 322(城ノ始建), 322注(城名ノ起原).
 杏塌新城, 60.
 仰家奴, 580.
 饒慶鎮, 72.
 姜弘立, 613.
 杏山, 456(明代ノ驛名).
 匡州(高麗), 102.
 鏡城(明代朝鮮), 569.
 曲江, 82注(遼代)同(金代ノモノトノ關係).
 曲江縣, 165.
 玉山縣, 199.
 玉田縣, 112, 121.
 許亢宗, 109(金國ニ使セル年代), 109(行程錄), 110(同時代ノ他ノ驛程表), 110(ジャヴァンヌ教授ノ佛譯), 111-118(行程錄ノ驛名).
 漁谷縣, 27.
 御寨, 164.
 金安縣, 86, 88(金山縣ノ誤).
 金源縣, 58, 206, 334.
 金國(清の舊名) 577, 593.
 金山, 87(位置並=金山縣トノ關係, 三金山).

金山縣, 86, 87(金山トノ關係並ニ位置), 87注(泰州ノ屬縣ニリヤト).

錦州, 57(木華黎ノ征戰), 73(沿革並ニ位置), 114, 131, 207, 229, (木華黎ノ占領), 335, 495(明代ノ所轄邊疆).

銀州, 29(沿革並ニ位置), 116, 138.

黔州, 72(位置).

金州, 48, 322-323(元代ノ城名), 637(明代ノ城名).

金上京寶勝寺碑, 157(白鳥博士ノ發見), 158(全文).

黔城鎮, 72.

金水河, 169.

錦川營堡.

欽宗, 188(幽囚), 196(死去年代).

ク

苦夷, 骨鬼ヲ見ヨ.

狗國, 391(元ノ戍軍), 393(名義及ビ範圍).

苦兀, 骨鬼ヲ見ヨ.

句孤孛董寨, 118, 143.

狗站, 狗國ヲ見ヨ.

訓春江, 406(斡朶里野人ノ居住地), 569.

ケ

奚, 61(契丹トノ爭).

慶雲縣, 27, 197.

慶雲站, 327, 442(元明時代ノ驛名).

慶雲堡, 511.

奚營, 139, 199.

鯨海千戶所, 388.

奚官, 435.

慶源, 567.

倪謙, 528(朝鮮記事).

惠州(金), 59(沿革並ニ位置), 63.

惠州(元), 335-336(位置).

經州, 121.

荊州, 2.

慶州, 85(沿革並ニ位置), 209, 211(邊界).

薊州, 112, 121.

惠和縣, 59, 206, 334.

慶民縣, 85, 209.

建安縣, 7.

件加退, 643, 644注.

元興鎮, 176.

險山堡, 517(所轄邊疆), 518(住地).

乾州, 21(沿革並ニ位置).

顯州, 20(位置), 115, 132.

源州, 2.

原州, 95.

嚴州, 73(沿革並ニ位置).

建州(遼金元), 77(沿革並ニ位置),

208, 337.

建州, 424-427(元代ノ城名, 位置ニ關スル論議), 424(渤海及ビ明ノ建州), 549-551, 558.

建州(明), 578(金國創建以前ノ情況).

建州右衛, 554(建置), 573.

建州衛, 553(建置), 555(最初ノ位置), 561, (遷徙), 563(再遷).

建州左衛, 554, (建置), 566(最初ノ位置), 569(同上), 570(遷徙).

建州女直, 547(名稱), 548(意義), 551(位置), 481(其來侵), 534(寬甸六堡外), 538(寬甸ノ).

縣城, 643.

鹵鹹廠堡, 517.

玄德縣, 85.

乾隆帝, 586, (俄朶里城ノ位置ニ關スル見解), 593(滿洲國號ニ關スル見解).

コ

呼爲卿, 529(遼陽副總兵題名記).

吾音會, 591.

孝安縣, 85, 209.

江沿臺堡, 519, 531(建置).

拘河, 200注.

興化縣, 61, 65, 210.

紅花務, 114, 131.

黃旗子軍(萬奴ノ一部隊ノ名)

339-240注.

後金, 金國ヲ見ヨ.

興京城, 602.

香峴, 643.

公險鎮, 102(尹璫北征ノ關係), 102(位置), 103(内外ノ二所アリシ説).

抗甲路, 610.

哈三城, 450(明代ノ驛名).

合順罕關, 186.

哈思罕站, 450.

哈兒分站, 450.

孔州, 102(高麗), 567, (地方名トシテ).

黃州(元代高麗), 347.

興州, 10(位置並ニ沿革), 64(金東京路所屬), 116, 136, 210(金北京路所屬), 337(元代).

廣州, 25(沿革並ニ位置), 115, 133.

康州, 20.

高州, 59(沿革並ニ位置), 335.

壕州, 95.

洪州站, 443(明代ノ驛名).

廣順關, 513.

行省, 47(行省ノ碑), 48(建置).

皇城, 365-366.

興城縣, 73, 207.

皇城島, 457.

侯汝諒, 542.
 興仁縣, 83.
 潢水(潢河), 61(其ノ土名), 82注(臨潢縣トノ關係), 90(土河トノ合流點ニ付テノ說).
 興水縣堡, 493.
 潢水石橋, 81(位置), 82注(位置ニ關スル桑原博士ノ說), 83, 84, 93.
 弘政縣, 72, 207.
 江西縣, 348.
 降聖州, 93(位置).
 廣川郡, 121.
 興祖(清), 593.
 合蘇款, 187(熟女真トノ關係).
 好太王碑, 15注(國內城ノ位置ニ關スル參照), 19注(沸流水ニ關スル參照).
 高臺堡, 491.
 洪茶丘, 372.
 哈塔出, 449(明代ノ驛名).
 哈達, 513, 580(沿革), 634, 635.
 合撻刺山, 217.
 興中縣, 69, 208.
 興中州, 335.
 興中府, 69(沿革並ニ位置), 208, 229(木華黎ノ占領).
 皇帝寨, 164.
 江東縣, 350.

江東城, 242(蒙古東真高麗三國連合軍ノ契丹人ノ討滅), 242(戰勝ノ結果).
 廣寧衛, 456.
 廣寧縣, 20, 207.
 廣寧城, 499(所轄邊牆).
 廣寧府, 207.
 廣寧府路, 328-329(沿革), 331-332(疆域).
 甲版(甲板), 608.
 洪福源, 371-372.
 弘開縣, 15.
 高平, 456.
 高麗, 176, (東北界ニ付テノ說), 177(北界ノ長城), 178注(長城ノ東端), 238(契丹人ノ亂入), 239(金ノ邊將トノ交渉), 242(江東城ノ大勝, 蒙古東真兩國ヘノ納貢), 258(東真トノ境界, 元トノ境界), 436(明初ノ北境).
 高麗衛, 528.
 合懶路, 175(高麗トノ關係), 176-179(高麗トノ境界), 179(治所), 180-183(北方ノ疆界), 183(疆域).
 紅羅山, 57(木華黎ノ征戰).
 哈刺場, 447(明代ノ驛名).
 哈刺丁站, 450.
 哈刺馬古站, 450.
 合蘭府水達達等路, 405.
 弘理縣, 75.

合里賓忒, 189.
 黃龍城, 69.
 黃龍府, 32(沿革), 33(位置ニ關スル盛京通志ノ說), 34(開原說ノ起因), 35(位置ニ關スル蒙古游牧記ノ說), 37(位置ニ關スルハツグァンヌ教授ノ說), 39(位置ニ關スル大清一統志ノ一說), 41-42(位置ニ關スル結論), 117, 140, 383(開元, 南京二萬戶府治), 385(開元路治)420-422(路治ノ廢セラレシ年代).
 興遼縣, 3.
 高嶺, 456(明代ノ驛名), 528.
 考郎古城, 450(明代ノ驛名).
 廣鹿島, 457.
 叩隈必刺, 203注(名義ト位置ト).
 黑河州, 85.
 谷州, 357, 440(元明ノ城名).
 黑水, 171(混同江トノ區別), 173注(松漢紀開大金國志ノ紀事).
 黑水河(黑河), 83(位置並ニ名義), 97(全州トノ關係), 174注.
 黑庄窠堡, 492.
 克脫亭站, 450.
 黑圖阿拉 Hetu Ala) 596(位置), 602.
 國內城, 14-15(位置).
 黑勒里站, 450.
 黑龍江, 171(黑水トノ關係), 173(混同江トノ別), 173注(遼代ノモト金代ノモトノ別).

庫頁, 骨鬼ヲ見ヨ.
 五國城, 188(胡里改路ノ治所), 190(五國部トノ關係), 191-195(位置ニ關スル五說), 195(位置ノ決論).
 五國頭城, 191.
 五國部, 190(五國城トノ關係), 190(五部ノ名稱ト位置ト), 191注(金代ノ五國).
 孤山堡, 517, 533.
 胡兒改, 557.
 虎爾罕, 580.
 扈爾漢蝦, 643.
 虎爾哈路, 650.
 湖州, 2.
 古州, 440(明代ノ驛名).
 虎城, 484.
 古城堡, 511.
 五速站, 450.
 骨廐, 骨鬼ヲ見ヨ.
 骨鬼, 388-389(居住地, 元朝ノ征討), 392注(異名).
 忽汗海, 148.
 忽汗城, 149.
 忽兒海河, 407(幹柔里, 谷州等諸城ノ所在).
 兀惹部, 106-107(位置), 106(賓州トノ關係), 107(鐵羅トノ關係), 107注(名義), 142, 223(烏底改トノ關係).

紇升骨城, 12.
 紇石烈部, 220.
 紇石烈桓端, 231 (屬, 萬奴ヲ遼東半島ニ破ル).
 兀蘇城, 623.
 乞打營, 311-312(位置).
 兀的改, 223(烏底改ト同シ).
 兀狄哈, 570, 591(幹菜里トノ關係), 645.
 兀哲, 645.
 忽土禮葛蠻, 172 注(名義).
 兀納水, 106.
 忽刺溫, 634 注(解釋).
 忽刺溫胡, 643.
 忽刺溫地面, 576.
 兀刺忽站, 450.
 忽刺渾水, 168 注.
 兀刺山城, 于羅山城ヲ見ヨ.
 乞里吉站, 450.
 兀良河, 449(明代ノ驛名).
 兀良哈三衛, 464(位置), 465(防備).
 忽林站, 450.
 乞烈賓, 388 (居住地), 391-392注 (異名).
 乞列迷, 乞烈賓ヲ見ヨ.
 乞列迷城, 450(明代ノ驛名).
 乞勒伊城, 450(明代ノ驛名).
 兀勒部, 218(位置).
 兀魯忽必刺, 201, 216.

瑚努呼, 600(字音ノ解).
 顧納庫倫路, 650.
 虎把希站, 450.
 古伐替站, 450.
 吾彌府(吾彌府洞口), 562.
 古佛陵站, 450.
 庫野, 骨鬼ヲ見ヨ.
 濛野路, 647.
 庫葉, 骨鬼ヲ見ヨ.
 孤拉庫崖, 613.
 呼蘭哈達(Hulan Hada), 596.
 呼欄哈達(Hulan Hada), 564.
 呼蘭路, 590.
 胡里該萬戶府, 胡里改萬戶府ヲ見ヨ.
 胡里改萬戶府, 409-410(位置).
 胡里改路, 188(治所), 189(驛城).
 姑里甸, 167, 181 注, 182 注.
 呼倫, 634.
 扈倫國四部, 633.
 五嶺, 597.
 古勒城, 604.
 胡魯口, 410(胡里改?).
 胡論水, 214, 220.
 胡論嶺, 214.
 渾河, 24(名稱ノ起原), 544, 660 (字音ノ解).
 渾河部, 607.
 渾蠡水, 181, 221.

混同縣, 50.
 混同江, 105 (鴨子河ノ改名), 170 (鴨子河トノ區別), 171 (水道提綱ノ說), 195(發源), 223(烏底改トノ關係).
 渾曠水, 181.
 細河, 198.
 柴河, 29, 30.
 柴河堡, 513(所轄邊牆).
 寨兒山堡, 493.
 濟勒彌, 乞烈賓ヲ見ヨ.
 酒馬吉堡, 518.
 朔州(元代高麗), 353.
 索長阿, 595.
 朔平縣, 210.
 札喀關, 601.
 札喀之野, 603.
 札喀城, 603.
 札喀路, 603.
 冊哈, 601.
 薩克達路, 610.
 札庫木路, 610.
 薩爾許城, 606.
 札不刺站, 450.
 札刺馬禿河, 448.
 札刺麻禿, 448.
 札里麻, 448(元明時代ノ驛名).

札刺奴城, 450(明代ノ驛名).
 山夷, 635.
 山海關, 456.
 三學寺, 54 注(遼代).
 三河縣, 111, 120.
 三韓縣, 59, 206.
 三撒, 437.
 散三, 三撒ヲ見ヨ.
 三山營堡, 490.
 三山島, 457.
 山東縣, 20, 207.
 三登縣, (元代), 356.
 三道溝堡, 491.
 三土河, 572.
 三岔河, 502.
 三岔河浮橋, 520.
 三岔關, 502.
 三岔兒堡, 514(所轄邊牆).
 散羊峪堡, 516.
 撒里乃, 211.
 撒魯溫站, 450.
 三和縣, 347.
 宿州(元代高麗), 349.
 肅州宿州, 47(位置), 116, 138.
 肅慎縣, 3.
 慈州, 348.
 茲仁縣, 91.

サ

シ

七金山, 54.
 七姓野人, 573.
 室章, 196-197(位置).
 實眼春, 183 注.
 司農縣, 22.
 慈悲嶺, 339 注.
 紫蒙縣, 3.
 沙河, 456(明代ノ驛名).
 沙河兒堡, 494.
 車牛島, 457.
 蛇山, 25.
 沙嶺, 456(明代ノ驛名).
 車嶺, 528.
 斜列嶺, 455(明代ノ驛名).
 柔遠鎮, 351.
 秀巖縣, 203 (沿革並=位置), 204 (後ノ岫巖ノ新古二城トノ關係).
 州軍, 6(遼代ニ於ケル意義).
 周俊, 487(邊疆築設).
 十三山, 20, 132.
 周斯盛, 542.
 愁州, 436(明代ノ驛名, 隨州ト同シ).
 隰州(習州), 79(位置並=沿革), 同注 (治所=付テノ大清一統志ノ説), 113, 159.
 集州, 25(沿革並=位置).
 崇州, 11.
 崇信縣, 11.

從太山, 166.
 崇德朝, 593(寶錄編纂).
 愁濱江, 102.
 十方寺堡, 507.
 熟女眞, 52(住地), 187 (合蘇款トノ關係).
 首山, 3, 216.
 手山, 3, 216.
 朱舍里路, 623.
 出河店, 50 (遼金ノ戰並=位置), 172(同上).
 朮虎部, 214(位置).
 恤品路, 184(治所), 185(疆域).
 樹德鎮, 354.
 順安縣, 208.
 順化縣(元代高麗), 350.
 順化縣, 4.
 順化城(順化營), 47, 48.
 潤州, 79(治所=付テノ大清一統志ノ説), 80(沿革並=位置), 113, 123-124.
 順州, 96.
 順州(元代高麗), 348, 349.
 沼陰站, 450.
 犛驛站大墩, 505.
 小王子, 581.
 章嘉, 596.
 遮蓋山, 68 注.
 小可赤, 642.

昌義縣, 25.
 章義縣, 25, 203.
 上京(遼), 81.
 尙京城, 153 (金ノ上京トノ關係), 450(明代ノ驛名).
 上京道, 80(疆域).
 章甲, 596(位置).
 小口, 134, 注(東梁河渾河ノ合流點).
 松江縣, 67.
 尙山, 448(明代ノ驛名).
 松山館, 68.
 松山縣, 67, 206.
 松山寺堡, 493.
 松山州(松江州), 67(沿革並=位置), 98(上京道所屬).
 照散城, 215.
 松山堡, 513.
 松州, 68, 337 注.
 祥州(詳州), 51.
 尙州, 2, 30(同州ノ誤).
 昌州, 351.
 饒州, 93(位置).
 小團山堡, 493.
 上都, 406(位置).
 椒島鎮, 356.
 襄平, 299 注(位置).
 升平縣, 56.
 小蒲石河, 蒲石河ヲ見ヨ

上榆林堡, 507.
 象雷縣, 70.
 饒樂都督府, 93(位置).
 小凌河, 456(明代ノ驛名).
 小靈河, 70.
 昌黎縣, 123.
 職德部, 169.
 舒爾哈齊, 642.
 舒舒覺羅, 599.
 女眞, 52(遼代ニ於ケル住地).
 女眞, 528(明代東邊外).
 所波溫, 101.
 新安關, 511.
 新安堡, 518.
 深河, 613.
 神鄉縣, 15.
 新興營堡, 491.
 新興縣, 29, 197.
 辛寨, 528.
 神山, 64.
 神山縣, 63, 206.
 辰州, 7(位置並=沿革), 186(葛蘇館路トノ關係), 203.
 信州, 31(位置), 117, 139 (行程錄ノ記事ノ誤謬), 139(同州信州間ノ交通路ノ論), 174, 445 (明代ノ驛名).
 新州, 60.
 藩州, 23-24(沿革並=位置), 115.

134, 135 (順州瀋州間ノ交通路ニ關スルシヤグァンマノ説), 136-137 (瀋州以北ノ里程ニ關スル行程録ノ記事ノ批判), 203, 372 (王綽ノ居城), 373(位置,瀋陽ト改稱).

新城, 46(位置).

新城縣, 111, 119.

新昌鎮, 12.

神水縣, 56-57 (位置並ニ木華黎ノ征戰), 206.

潘水, 23, 373

秦長城, 126-129(位置ニ關スル説), 126(右北平郡及遼西郡ト長城ノ關係), 127 (秦ノモノト今ノト同シカラサル説左), 128 (今日ノ長城ノ位置ノ定マル年代), 129(許亢宗ノ見タル長城).

新甸, 532.

新董鄂寨, 613

瀋陽(元), 373 (名稱ノ起源).

瀋陽衛, 506(所轄邊疆).

瀋陽路, 271-373(建置ノ由來), 372 (治所), 374(疆域).

ス

遼安縣, 358.

瑞安縣, 79, 207.

遼州, 2, 89 (遼代ニ二所アリシコト), 96(上京道所屬).

隨州, 436(明代ノ驛名).

瑞州, 79, 207, 335.

瑞昌堡, 490.

水達達路, 405(建置及ビ疆域).

綏芬路, 647.

羅文盛, 540(對邊意見).

セ

清安縣, 49, 197.

西安平縣, 安平縣ヲ見ヨ.

靖安堡, 513.

靜遠堡, 506.

清河, 30, 203 注(女真名).

清河城, 529.

清河堡, 515(所轄邊疆), 516(位置)

成化三年役, 483.

盛吉縣, 72.

齊吉登城, 612.

星顯水, 181, 220.

西興堡, 502.

青山嶺, 58 注.

清州, 42, 112, 122(金人ノ命名), 122 注(清州ニ二所アルコト).

正州, 18(位置).

濟州, 39(位置).

成州, 68(沿革並ニ位置).

成州(元代高麗), 354.

靜州, 359.

青城, 231 注(明ノ大寧新城).

生女真, 52(住地).

成祖(明), 568, 579 (帝ノ對女真政策).

世祖(金), 213(烏春トノ争), 214 (同上).

世宗(朝鮮), 482.

西寧堡, 502.

西平堡, 502.

靜封(靜豐)縣, 206, 209.

清陽堡, 512.

青嶺, 166-168 (位置ニ關スル考證).

西樓(金), 159, 164, 192 (五國城トノ關係).

西樓(遼), 84 (位置, 臨潢府トノ區別).

石山站, 456(明代ノ驛名).

石城, 315(位置).

石城縣, 47, 122(平州所屬), 202(遼陽府所屬).

石城島, 457.

柞津府, 119.

石多山, 457 (明代朝鮮入貢船出發點ノ一).

蘆島鎮, 354.

錫林路, 648.

節度使, 6(遼代ニ於ケル意義).

薛萬徹, 300以下(泊汜城占領).

宣化縣, 83.

仙鄉縣, 3.

宣沙浦, 456 (明代朝鮮入貢船出發點ノ一).

宣州(元代高麗), 353.

宣州, 7(位置).

遷州(千州), 80(沿革並ニ位置), 113, 124(山海關トノ關係), 125(古長城ノ遺址).

全州(泉州), 97, 209.

川州, 75(沿革並ニ位置), 同(遼金ニ於ケル治所ノ別), 208(金代), 337 (元代).

善出, 439.

宣城, 323-326.

倂春水, 181.

蟬春水, 181, 183.

禪春水, 181, 183, 219.

先春嶺, 102, 103 (嶺上ノ碑), 183 注.

錢大昕, 269 注 (元史ニ對スル批評).

宣德鎮, 176.

前屯衛, 455, 459(所轄邊疆)

全寧, 470.

遷民縣, 42, 80.

遷民鎮, 80.

遷遼縣, 83.

仙靈寺堡, 493.

ソ

宗安縣, 79.
 宋一韓, 537(遼邊ノ驛名).
 宋瓦江, 170.
 宋家泊堡, 508.
 甌山, 643.
 宗州, 2, 79(來州ノ改名).
 凍州, 2.
 雙州, 29(沿革並ニ位置).
 曹莊, 456(明代ノ驛名).
 雙城縣, 29, 203.
 宋代の里程, 129注.
 會遲堡, 509.
 雙島口, 457.
 竈突山, 563, 564, 596.
 蘇下(蘇下)江, 102.
 蘇完部, 638.
 速頻路, 恤品路ヲ見ヨ.
 速平江, 102.
 東沫江, 107.
 蘇子河, 482(建州女直ノ遷住), 544
 600(字音ノ解).
 蘇州, 48(沿革並ニ位置), 322-323
 (元代ノ城名).
 祖州, 84(位置).
 率州, 2.
 率賓, 184(位置).
 率賓府, 44(位置).

蘇濱水, 169, 221.
 孫札泰城, 638.

夕

大安堡, 497.
 大口, 134注(遼河渾河合流點ノ
 論).
 大行城, 301(位置).
 大興府, 120(金ノ遷都).
 大興堡, 495.
 大康堡, 497.
 太子營, 312.
 太子河, 3, 47, 216, 600(字音ノ解).
 台州, 447(明代ノ驛名).
 秦州, 86-88(沿革並ニ位置), 86
 (遼金二秦州ノ區別), 210(遼堡),
 353.
 秦州路(元初), 384.
 大勝堡, 496.
 大真, 192, 228-229(萬奴始建ノ
 國號), 237(大女真ノ略稱).
 大清堡, 498.
 大靖堡, 498.
 太祖(金), 142(混同江ノ渡津).
 太祖(清), 537(佟家江ヲ取ル), 538
 (新孤山堡ヲ遷附ス), 641(靈悠城
 ノ行軍路).
 太宗(金), 223(烏底改征討).
 太宗(朝鮮), 567.

大團山, 493.
 大蟲江, 320.
 大鎮堡, 496.
 大定縣, 51, 206, 333.
 大定府, 53-54(沿革並ニ位置),
 206.
 大定堡, 497.
 大甸, 532.
 大寧縣, 333.
 大寧鎮, 203.
 大寧堡, 498.
 大寧路(元代, 初北京路, 又武平
 路) 332(沿革), 337(疆域).
 太白山, 166.
 大夫營, 311-313(位置).
 大福堡, 495.
 太平堡, 498.
 大寶山, 22.
 大蒲石河, 蒲石河ヲ見ヨ.
 代帳關, 601.
 大茂堡, 496.
 大蘭岡, 607.
 大梁水, 3.
 多溫, 408(穩城ノ古名, 桃温トノ
 擬定説).
 朶顔三衛, 471(位置), 同(異説).
 鼉磯島, 457.
 托溫, 409(站名トシテ桃温萬戶
 府ト, 河名トシテ土温水, 屯河トノ

關係)559, 411(海西江邊ノ地名),
 450(明代ノ站).
 托撒孛董寨, 117, 140.
 涿州, 111, 119.
 澤州, 63(沿革並ニ位置).
 托漠河城, 607.
 析木縣, 3(遼陽府所屬), 43(銅州
 ノ治所).
 達河寨, 118, 143.
 脫幹孛萬戶府, 405(五萬戶府ノ一),
 417(位置).
 達里帶石, 211.
 撻魯河, 105.
 達魯斡(徒魯古)部, 105(位置).
 達魯古城, 105.
 多璧城, 623.
 潭州, 440(明代ノ驛名).
 潭州, 66(沿革並ニ位置).
 探州, 441注.
 檀州, 27.

子

中京(遼), 53.
 中京道, 53(疆域).
 中固城, 510(所轄邊疆).
 中都, 120.
 柱邦站, 450.
 中和縣, 344.
 長安縣, 55.

長安堡, 505.
 長營堡, 505.
 張學顏, 532, 534.
 兆佳城, 609.
 張其哈刺佃(張其哈刺甸), 532.
 張其哈刺甸子, 582.
 張義站, 505.
 長慶縣, 20.
 長興縣, 55, 206.
 長山島, 457.
 澄州, 11, 202(沿革).
 肇州, 172-173(沿革並=位置),
 172(金ノ太祖ノ戰場), 427-432(元
 代ノ城名), 427-429(金代ノ肇州ト
 異地ナリトノ説), 429-430(其駁
 論及決定), 447(明代ノ驛名), 447-
 449(哈爾濱ノ南ヨリ滿洲ノ西北境
 =至ル元明時代交通路), 450-452
 (哈爾濱ノ南ヨリ黑龍江口=至ル
 ノ明時代交通路).
 長春河, 105.
 長春縣, 86(位置), 88, 210.
 長春州, 86(金ノ泰州ト同一ナルコ
 ト), 87(位置).
 長勝堡, 505.
 長靜堡, 504.
 朝鮮貢道, 455(劉大夏ノ抗議), 456
 (貢道=沿ヘル驛名), 457(海上貢
 道, 海路一部變更), 458(復舊ノ奏

請).
 肇祖(清), 565, 566, 584.
 長泰縣, 83, 209.
 長定堡, 505.
 長甸, 532.
 長寧縣, 91.
 長寧堡, 504.
 長樂縣, 93.
 長嶺山堡, 494.
 長嶺府, 46(位置).
 長白山, 166, 181(星顯水トノ關
 係), 194(遼代ニ於ケル範圍), 625
 (附近ノ地勢及ヒ松花江水源), 627,
 (清初ノ長白山東北交通路).
 長霸縣, 84.
 趙輔, 484.
 張穆, 477(兀真哈ノ位置=關ス
 ル意見).
 長命鎮, 348.
 直屋鎧水, 167.
 直瀨里部, 218.
 鎮安堡, 500.
 鎮夷堡, 456, 500, 512.
 鎮遠關, 500.
 鎮遠堡, 500.
 鎮海府, 2.
 鎮江城, 456, 532.
 鎮西堡, 509.
 鎮靜堡, 500.

陳組綬, 474-476(大寧=關スル意
 見).
 鐵東縣, 16.
 鎮東堡, 456.
 鎮寧堡, 501.
 鎮武堡, 502.
 鎮邊堡, 500.
 鎮北關, 512.
 鎮北堡, 512.

ツ

通夷關, 533.
 通遠縣, 28.
 通海縣, 350.
 通州, 27-28(沿革並=位置).
 通泰鎮, 104.

テ

定遠府, 346.
 定遠堡, 510.
 鄭曉, 473(兀真哈三衛=關スル
 意見).
 底失卜站, 450.
 丁字泊堡, 505.
 定州(高麗), 3注(龜州ノ改名), 176,
 177(女真トノ境界ヲリシ論), 346
 (治所ノ移動).
 定戎鎮, 353.
 定霸縣, 83.

定武縣, 31.
 定理府, 44(位置).
 鐵化鎮, 344.
 鐵山嘴, 457.
 鐵州(遼), 10(沿革並=位置).
 鐵州元代高麗, 352.
 鐵場堡, 490.
 哲陳部, 604.
 鐵背, 605.
 鐵驪(鐵離), 45(遼及ヒ高麗トノ關係
 並=位置).

鐵离, 218.
 鐵利府, 45(位置).
 鐵嶺(高麗), 176.
 鐵嶺衛, 508(所轄邊疆).
 天興城, 602.
 甜水站, 456.

ト

豆乙外嶺, 103.
 桃温, 408(屯河トノ擬定説), 411
 (龍果御天歌ノ記事), 577.
 濤温水, 168注, 408-409(桃温, 托
 温, 屯トノ關係).
 陶温水, 167, 220, 408.
 桃温萬戶府, 408-409(位置=關スル
 論證), 411(龍果御天歌ノ記事),
 414(結論).
 東夏, 235(萬奴ノ再ビ自立セシ

時ノ國號), 236 (東夏ハ東真ノ誤寫).

東 戛, 611.

東海瓦爾喀部, 639, 640 (征服ノ沿革).

東海兀哲部, 650.

東 鄂, 611.

棟 鄂, 611.

棟 鄂 城, 612.

董 鄂 路, 611.

頭下軍州, 94 (名義).

桃 花 島, 74 (位置), 同注(覺華島トノ區別).

洵 河 島, 75 注.

東 關, 455 (明代ノ驛名), 528 (華夷ノ限界).

東 關 驛, 456.

銅 館 驛, 30.

頭 館 站, 528.

鄂 玉, 521 (邊疆更革ノ意見).

東京(遼), 3.

東京(金), 146 注-148 注 (今ノ東京城ニ關スル記事), 159-162 (今ノ東京城ト金ノ東京ノ關係ニ付テノ論), 228 (萬奴據ツテ自立ス), 229 (留哥ノ占領), 232 (萬奴ノ有トナル).

東京道, 2 (疆域), 52 (同上).

東京路, 201 (疆域).

東 建 州, 573.

東建州老營, 575.

冬 古 河, 572.

塔 匣 刺, 塔匣來ヲ見ヨ.

塔 匣 來, 389-390 (元ノ東北邊疆經略), 392 (經略ノ報告).

鄧 佐, 483 (其死).

董 山, 570, 599 (彼ノ遺蹟).

東 山 關, 528, 529.

銅 山 縣, 30, 197.

洮 兒 河, 447 (明代ノ驛名).

塔 思 哈 河, 600 (字音ノ解).

登 州, 457.

湯 州, 10 (位置).

同 州, 30 (沿革並ニ位置), 117, 138 (行程錄ノ記事ノ誤譯).

銅 州, 43 (位置並ニ沿革).

東 州, 2.

東 州 堡, 516.

塔 出, 550 (建州ニ關スル記事).

同 昌 縣, 68, 207.

東 昌 堡, 503.

東 勝 堡, 503.

東 真, 192, 236-237 (滿鮮萬奴ノ國號, 東女真ノ略稱), 248 以下 (疆域ニ關スル論議), 249-250 (魏源ノ説ヲ駁ス), 250-253 (遼東ノ意義), 253-254 (根據地ハ豆滿江流域ナリ), 255-258 (南境), 259-264 (國都ハ南京ナラン).

東 星 阿, 610.

童 倉, 570 (遷住地ノ要求).

湯 池 縣, 10, 203.

湯 站, 455.

湯 站 堡, 531 (建置).

東 寧 衛, 528 (衛ノ職掌).

東 寧 府(元代高麗), 338 (建置沿革), 344 (位置).

東 寧 府(明初), 364-369 (其位置ニ關スル考證).

東 寧 路, 338 (建置沿革), 340-343 (所屬六十一城ノ名), 344-359 (關城ノ位置), 362 (疆域).

東 平 縣, 30.

東 平 郡, 3.

東 邊, 527, 532 (明初ノ).

童 猛 哥 帖 木 兒, 567.

統 門 水, 180, 220, 221.

東 良, 57.

東 梁 河, 3, 47.

東 林, 569.

東 樓, 92.

土 溫 水, 168 注, 408-409 (桃温, 托温, 屯トノ關係).

土 河(塗河), 54 (位置ト名義).

德 州, 349.

德 勝 縣, 49.

得 勝 陀, 50 (金ノ太祖ノ告諭), 171 (同上), 172 (建碑), 172 (碑ノ所在

ト位置ノ比定), 172 注(女真名).

德 世 庫, 594.

得 利 贏, 323.

德 隣 石, 167.

禿 魯, 禿魯兀ヲ見ヨ.

禿 魯 兀, 436.

奴 合 溫 站, 450.

土 山 縣, 344.

兔 兒 渦, 115, 132.

弩 兒 哥, 奴兒干ヲ見ヨ.

奴 兒 干, 390 (位置) 390-391 (元ノ經略), 392 注(名義), 431 (流謫地).

奴 兒 干 地 方, 559 (吉林トノ關係), 560 (征討ニ關スル記事).

奴 兒 哈 赤, 642.

都 爾 鼻(都爾弼) 284 以下, 286 (其位置), 289-291 (懿州トノ比定).

徒 太 山, 166 注.

訥 般 路, 621.

土 蠻, 581.

豆 漫 江, 182 注.

徒 門 水, 180.

豆 龍 耳, 569.

圖 倫 城, 604.

都 連 浦, 176, 177, 178.

徒 籠 古 水, 220.

屯 河, 168 注, 175.